

# 江南市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

(令和 5 年 3 月更新)

江 南 市



## 目 次

第 1 章 公共施設等総合管理計画の策定趣旨	1
1-1 計画策定の背景 .....	1
1-2 計画の位置付け.....	2
第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
2-1 公共施設等の現況 .....	4
2-2 人口の現状把握及び見通し.....	17
2-3 財政の現況把握と充当可能な財源の見込み .....	19
2-4 市民意向 .....	24
第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	29
3-1 計画期間 .....	29
3-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 .....	30
3-3 現状や課題に対する基本認識.....	32
3-4 基本方針 .....	33
3-5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	35
3-6 PDCA サイクルの推進方針 .....	38
3-7 縮減目標の設定 .....	39
第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	45
4-1 公共施設の評価方法.....	45
4-2 評価基準 .....	46
4-3 評価結果 .....	49
4-4 公共施設の管理に関する基本的な方針 .....	50
4-5 インフラ施設の管理に関する基本的な方針.....	77
用語集	81

注意事項・・・文章や表、グラフ中の数値は、端数処理のため内訳と合計が一致しない場合があります。



# 第1章 公共施設等総合管理計画の策定趣旨

## 1-1 計画策定の背景

江南市（以下「本市」という。）が所有する公共施設の多くは、1960年代から1970年代にかけて建築され、建築後30年以上経過した建物が全体の約8割を占めています。また、1980年代以降にも、「市民文化会館」、「すいとびあ江南」といった大規模な公共施設を整備しており、道路や橋梁等のインフラ施設も含め非常に多くの公共施設等を整備してきました。これらの公共施設やインフラ施設は高度成長期以降に集中的に整備され、今後一斉に老朽化が進行し、厳しい財政状況の中、その改修や更新、維持管理に多額の費用が必要になると見込まれています。

本市の総人口は、平成22年度（2010年度）から減少に転じており、高齢化率は、平成22年（2010年）の22.2%から、平成27年（2015年）の26.6%へと確実に上昇し、近隣の地方公共団体の中でも高い水準となっています。「江南市人口ビジョン」による人口の将来見通しでは、今後もこの傾向が続き、年少人口、生産年齢人口が減少する中で、老年人口は増加することが予想されています。

これらの人口構造の変化が、市税収入の減少、高齢者に対する扶助費の増加等を招き市の財政を圧迫することで、公共施設等に係る予算はさらに厳しい状況となると見込まれる一方で、高齢化の進展に伴う高齢者福祉や、少子化対策としての子育て環境の充実等、市民ニーズの変化への対応が求められるようになることが予想されています。

本市では、こうした課題に対応するため、平成27年度（2015年度）に、公共施設等の全体像を明らかにした上で、長期的な視点をもって、行政サービスの維持・向上と財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の適正な配置を実現するための計画として、「江南市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

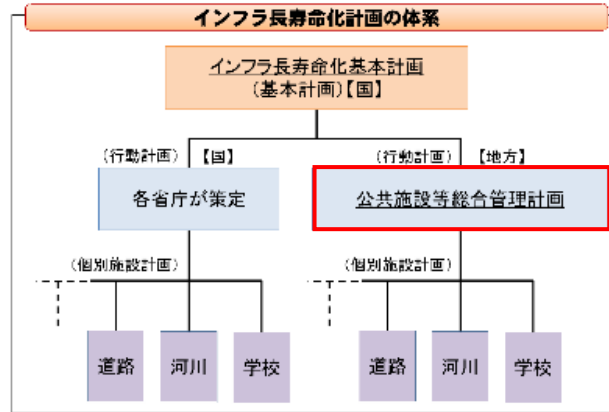
また、本計画で定めた基本方針等に基づく個別施設計画として、公共施設等のうち、とりわけ公共施設（建築物）について、平成29年度（2017年度）には各施設の中長期的かつ具体的な取組等について取りまとめる「江南市公共施設再配置計画」（以下「再配置計画」という。）を、平成30年度（2018年度）には施設の良好な状態を確保するために必要な維持、改修・更新等の内容や優先順位、実施時期を定める「江南市公共施設保全計画」（以下「保全計画」という。）を策定し、公共施設マネジメントの取組を進めてきました。

公共施設マネジメントのさらなる推進を図るため、本計画策定以降の個別施設計画に基づく取組の実施状況や検討結果、市の人口構造、財政状況の変化等を踏まえ、本計画を見直すものです。

## 1-2 計画の位置付け

本計画は、平成 25 年（2013 年）11 月に関係省庁連絡会議で決定された国のインフラ老朽化対策の推進に関する「インフラ長寿命化基本計画」における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の市町村版に該当するものであり、平成 26 年（2014 年）4 月に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 30 年（2018 年）2 月改訂）に基づいて策定します。

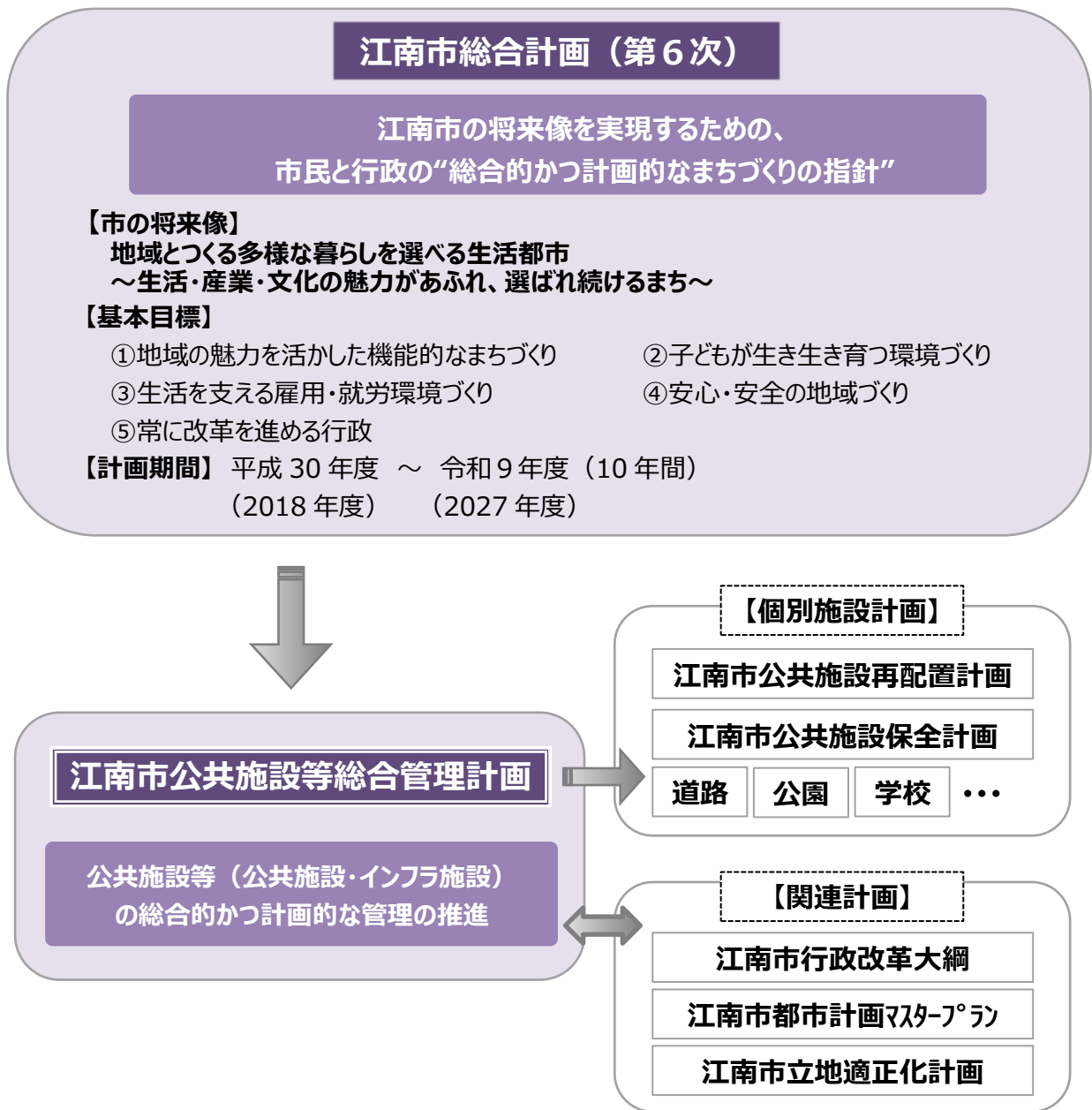
(図表 1-1) インフラ長寿命化計画の体系図



本計画の策定に当たっては、江南市の行財政運営や都市計画に係る各種計画を反映していく必要があります。現在策定されている関連計画のうち、「江南市総合計画」は本市の最上位計画であり、その方向性を十分に踏まえる必要があります。

一方で、本計画は、公共施設等に関する個別施設計画の上位に位置付け、相互に反映していく必要があります。

(図表 1-2) 江南市における公共施設等総合管理計画の位置付け



## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

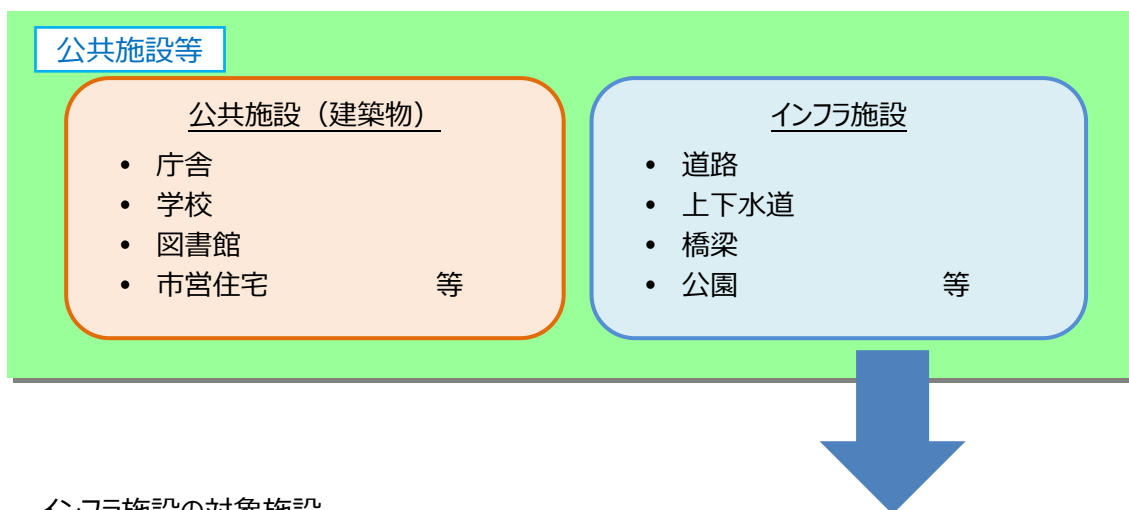
### 2-1 公共施設等の現況

本計画では、本市が所有する公共施設等を幅広く計画の対象として捉えています。公共施設等は一  
般に大きく公共施設（建築物）とインフラ施設に分けられます。

公共施設等・・・「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の  
工作物」

（総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」）

（図表 2-1）対象施設の種類



インフラ施設の対象施設

施設類型	施設名
市道関連施設	市道、橋梁、歩道橋、地下道、道路照明灯、道路案内標識
河川施設	準用河川、調節池
公園・緑地	都市公園
上水道施設	管路施設、配水施設
下水道施設	管路施設、雨水貯留施設
消防・防災施設	防火水槽
最終処分場	最終処分場



## 2-1-1 公共施設の所有状況

令和2年（2020年）4月時点で、本市が所有する公共施設は110施設339棟で、その総延床面積は212,455.2㎡です。施設分類別の所有量は下表のとおりです。

(図表 2-2) 公共施設一覧

大分類	中分類	主な施設	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	文化施設	市民文化会館、布袋ふれあい会館 【布袋支所】	2	6	11,038.8
	集会施設	公民館、学習等供用施設	18	19	6,824.9
社会教育系施設	図書館	図書館	1	2	1,018.8
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツセンター、武道館、市営グラウンド管理棟	3	5	11,183.8
行政系施設	庁舎等	市役所、支所、分庁舎 等	9	21	12,785.4
	消防施設	消防庁舎、消防団車庫 等	12	12	3,616.9
	防災施設	防災センター 等	3	3	2,009.1
学校教育系施設	小学校	小学校	10	114	73,339.2
	中学校	中学校	5	70	41,366.2
	給食センター	学校給食センター	2	8	2,690.3
子育て支援施設	保育園	保育園	18	18	16,568.1
	児童館等	児童館、学童保育所	9	12	2,870.1
保健・福祉施設	保健施設	保健センター	1	2	1,508.4
	高齢福祉施設	老人福祉センター【中央コミュニティセンター】、 高齢者生きがい活動センター	2	5	2,802.3
	児童福祉施設	わかさ園	1	1	574.6
	障害福祉施設	在宅障害者デイサービス施設あゆみ、 心身障害者小規模授産施設	2	2	459.7
医療施設	医療施設	休日急病診療所	1	1	296.4
産業系施設	産業系施設	すいとびあ江南	1	9	8,267.6
公営住宅	公営住宅	市営住宅	3	15	12,233.9
公園	公園	コミュニティ・ホール(監視所)、公園(倉庫・ 器具庫・休憩所等) 等	6	13	837.4
最終処分場	最終処分場	一般廃棄物最終処分場(管理室及 び機械室)	1	1	163.6
合計			110	339	212,455.2

(注) 延床面積 30㎡未満の施設及び公営事業会計に属する施設を除く。

【 】内の施設は、主たる施設と同一の担当部署が一体的に管理する施設を表します。

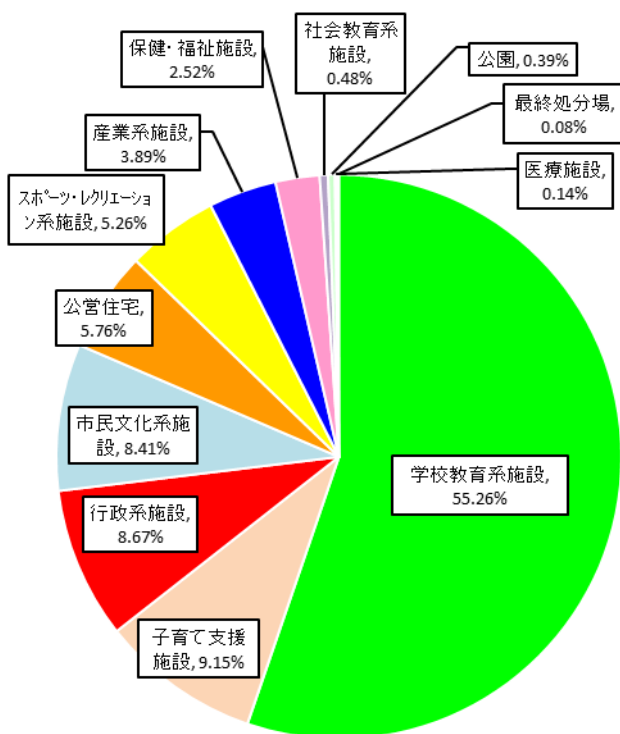
また、本市には、図表 2-2 に示した公共施設のほかに、複数の異なる機能を有する施設が1つの建築物の中に集約された施設（以下「複合施設」という。）が13施設あります。

(図表 2-3) 複合施設一覧

主たる施設	従たる施設	大分類	中分類
市民文化会館	歴史民俗資料館	生涯学習系施設	博物館等
古知野北部地区学習等供用施設【児童館】	古知野北部地区学習等供用施設 学童保育所	子育て支援施設	児童館等
草井地区学習等供用施設【児童館】	草井地区学習等供用施設学童保育所	子育て支援施設	児童館等
市役所西分庁舎	少年センター	学校教育系施設	その他教育施設
	適応指導教室	学校教育系施設	その他教育施設
古知野西小学校	古知野西学童保育所分室	子育て支援施設	児童館等
古知野南小学校	古知野南学童保育所分室	子育て支援施設	児童館等
布袋小学校	布袋学童保育所分室	子育て支援施設	児童館等
布袋北小学校	布袋北学童保育所	子育て支援施設	児童館等
藤里小学校	藤里学童保育所	子育て支援施設	児童館等
宮田保育園	第2子育て支援センター	子育て支援施設	児童館等
交通児童遊園	子育て支援センター	子育て支援施設	児童館等
	ファミリー・サポート・センター	行政系施設	庁舎等

○公共施設の大分類別の延床面積の割合

公共施設の大分類別の延床面積は、学校教育系施設の割合が約 55%で最も高く、次いで子育て支援施設の割合が約 9%となっています。



分類	割合 (%)
学校教育系施設	55.26
子育て支援施設	9.15
行政系施設	8.67
市民文化系施設	8.41
公営住宅	5.76
スポーツ・レクリエーション系施設	5.26
産業系施設	3.89
保健・福祉施設	2.52
社会教育系施設	0.48
公園	0.39
医療施設	0.14
最終処分場	0.08
合計	100.00

(図表 2-4) 施設分類別の延床面積の割合

## ○公共施設所有量の推移

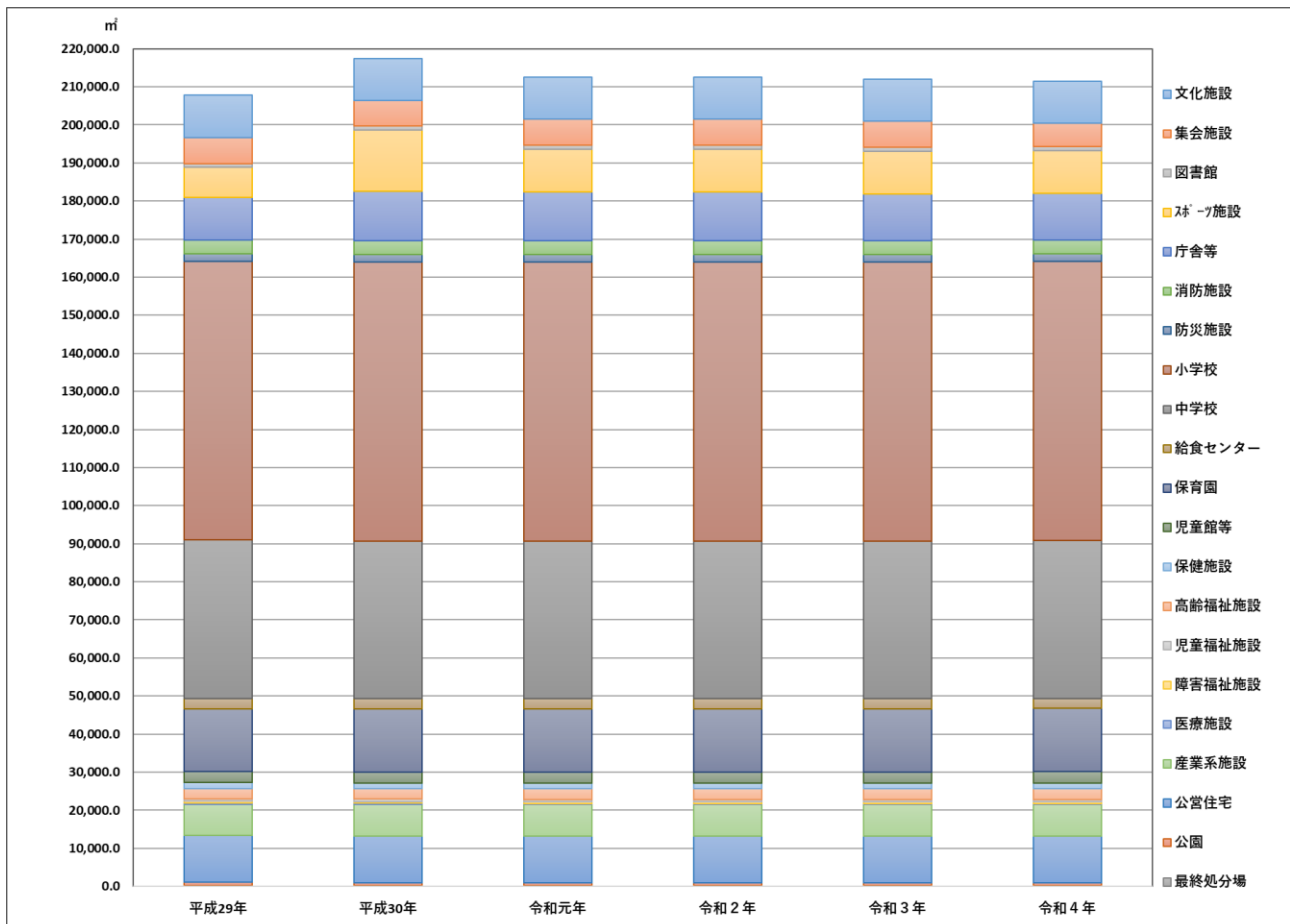
平成29年度（2017年度）から令和4年度（2022年度）までの各年度4月時点における、施設分類別の施設所有量の推移です。スポーツ施設所有量が平成30年度（2018年度）から増加しています。これは、スポーツセンターを建設したためです。その他の施設では、平成29年度（2017年度）から令和4年度（2022年度）までの6年間で施設所有量に大きな変化は見られません。

（図表 2-5）施設分類別の施設所有量（延床面積）の推移

(㎡)

中分類	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
文化施設	11,088.8	11,038.8	11,038.8	11,038.8	11,038.8	11,038.8
集会施設	6,824.9	6,824.9	6,824.9	6,824.9	6,824.9	6,134.4
図書館	1,018.8	1,018.8	1,018.8	1,018.8	1,018.8	1,018.8
スポーツ施設	7,902.8	16,016.0	11,183.8	11,183.8	11,159.6	11,159.6
庁舎等	11,225.8	12,966.8	12,785.4	12,785.4	12,364.6	12,364.6
消防施設	3,616.9	3,616.9	3,616.9	3,616.9	3,616.9	3,616.9
防災施設	2,009.1	2,009.1	2,009.1	2,009.1	1,953.1	1,953.1
小学校	73,106.7	73,295.2	73,339.2	73,339.2	73,339.2	73,339.2
中学校	41,565.1	41,366.2	41,366.2	41,366.2	41,366.2	41,366.2
給食センター	2,690.3	2,690.3	2,690.3	2,690.3	2,690.3	2,690.3
保育園	16,568.1	16,568.1	16,568.1	16,568.1	16,568.1	16,568.1
児童館等	2,870.1	2,870.1	2,870.1	2,870.1	2,870.1	3,012.9
保健施設	1,508.4	1,508.4	1,508.4	1,508.4	1,508.4	1,508.4
高齢福祉施設	2,802.3	2,802.3	2,802.3	2,802.3	2,802.3	2,802.3
児童福祉施設	574.6	574.6	574.6	574.6	574.6	574.6
障害福祉施設	459.7	459.7	459.7	459.7	459.7	459.7
医療施設	296.4	296.4	296.4	296.4	296.4	296.4
産業系施設	8,267.6	8,267.6	8,267.6	8,267.6	8,267.6	8,267.6
公営住宅	12,290.0	12,290.0	12,233.9	12,233.9	12,233.9	12,233.9
公園	895.5	837.4	837.4	837.4	837.4	837.4
最終処分場	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6	163.6
合計	207,745.3	217,480.9	212,455.2	212,455.2	211,954.2	211,406.6

（注）延床面積 30 ㎡未満の施設及び公営事業会計に属する施設を除く。



○公共施設所有量の他団体との比較

本市の公共施設の人口1人当たりの延床面積（2.26 m<sup>2</sup>/人<sup>※</sup>）は、愛知県内の54団体（平均4.84 m<sup>2</sup>/人）の中で4番目に小さく、全国の人口同規模団体（8万人以上12万人未満）の平均（3.71 m<sup>2</sup>/人）と比較しても、6割程度となっています。

また、主な施設分類別に見ても、保育園の人口1人当たりの延床面積・施設数、支所・出張所の施設数を除き、県内の団体平均を下回っています。

※延床面積は、他団体と比較するため、30 m<sup>2</sup>未満の施設を含む公共施設状況調経年比較表（総務省・平成29年度（2017年度））によるものを使用しています。

(図表 2-6) 他団体との所有量の比較

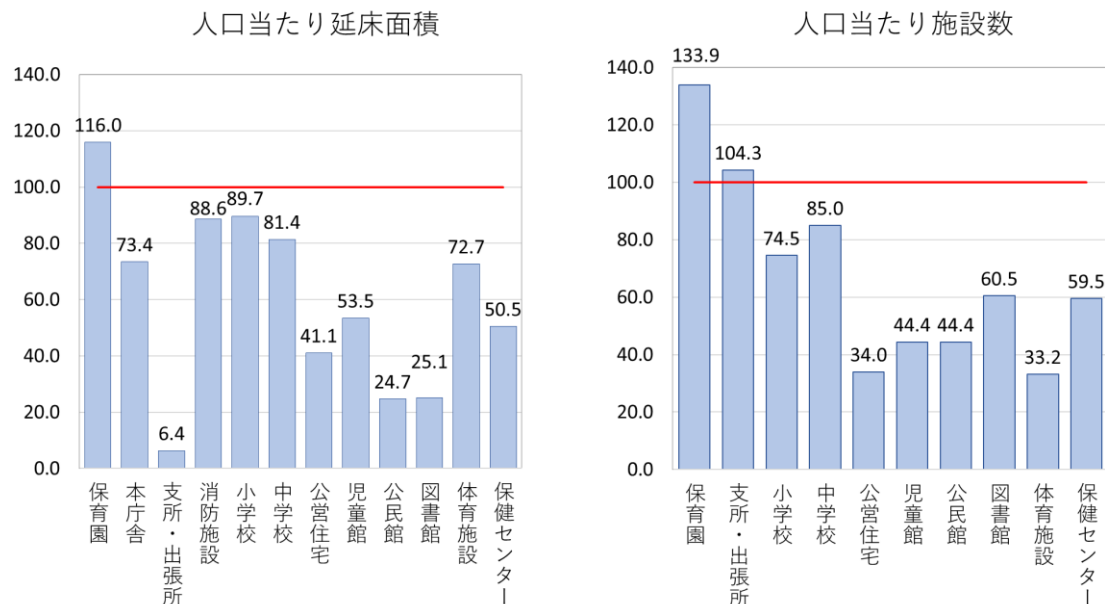
団体名	平成の大合併	人口	延床面積	人口当たりの延床面積
江南市		98,359人	222,051 m <sup>2</sup>	2.26 m <sup>2</sup>

【愛知県内の人口同規模団体（8万人以上12万人未満）】

団体名	平成の大合併	人口	延床面積	人口当たりの延床面積
半田市		116,936人	387,984 m <sup>2</sup>	3.32 m <sup>2</sup>
東海市		111,988人	359,732 m <sup>2</sup>	3.21 m <sup>2</sup>
大府市		89,170人	244,827 m <sup>2</sup>	2.75 m <sup>2</sup>
日進市		88,010人	203,952 m <sup>2</sup>	2.32 m <sup>2</sup>
あま市	合併	86,904人	244,371 m <sup>2</sup>	2.81 m <sup>2</sup>
知多市		84,643人	284,259 m <sup>2</sup>	3.36 m <sup>2</sup>
北名古屋市	合併	84,153人	204,298 m <sup>2</sup>	2.43 m <sup>2</sup>
蒲郡市		81,150人	309,907 m <sup>2</sup>	3.82 m <sup>2</sup>
尾張旭市		80,812人	193,744 m <sup>2</sup>	2.40 m <sup>2</sup>
平均				2.94 m <sup>2</sup>

愛知県平均：4.84 m<sup>2</sup>/人、全国の人口同規模団体平均：3.71 m<sup>2</sup>/人

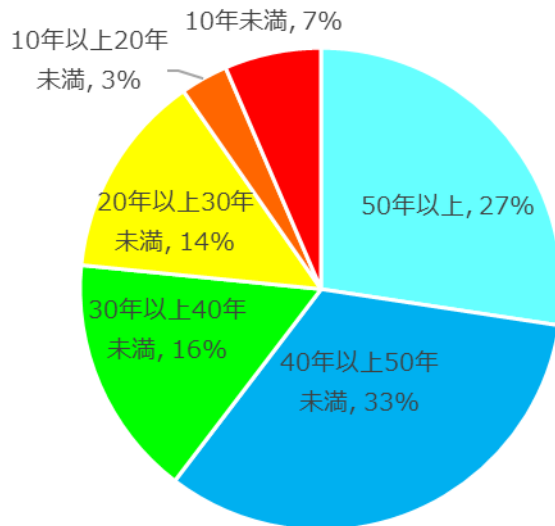
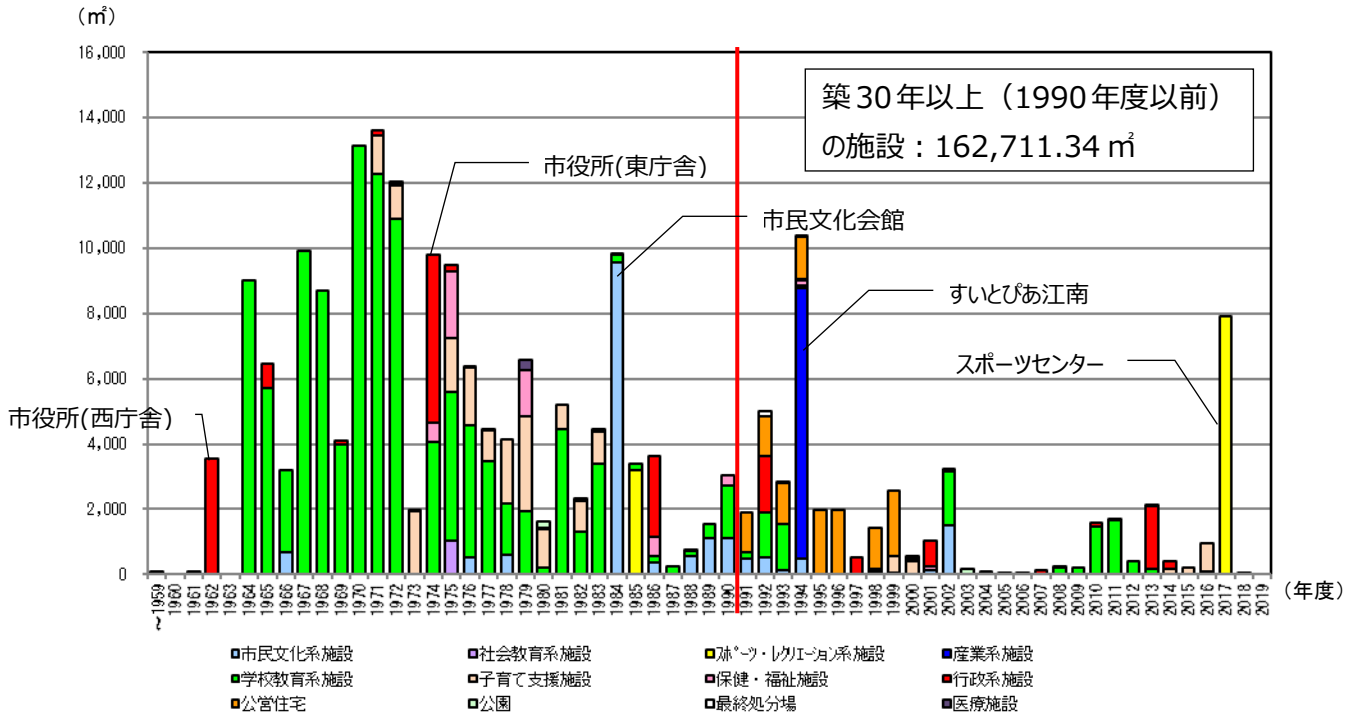
(図表 2-7) 他団体との施設別の所有量の比較（愛知県内38市）※平均値を100とした場合の指数



## 2-1-2 公共施設の老朽化の状況

建築年度別の延床面積及び割合は下のグラフのとおりです。1960年代から1970年代に集中的に整備が行われており、建築後30年以上経過した建物が全体の約8割を占めています。これらの施設は老朽化が進んでおり、大規模な改修や更新の時期が間近に迫っています。

(図表 2-8) 建築年度別延床面積及び割合



○有形固定資産減価償却率の推移

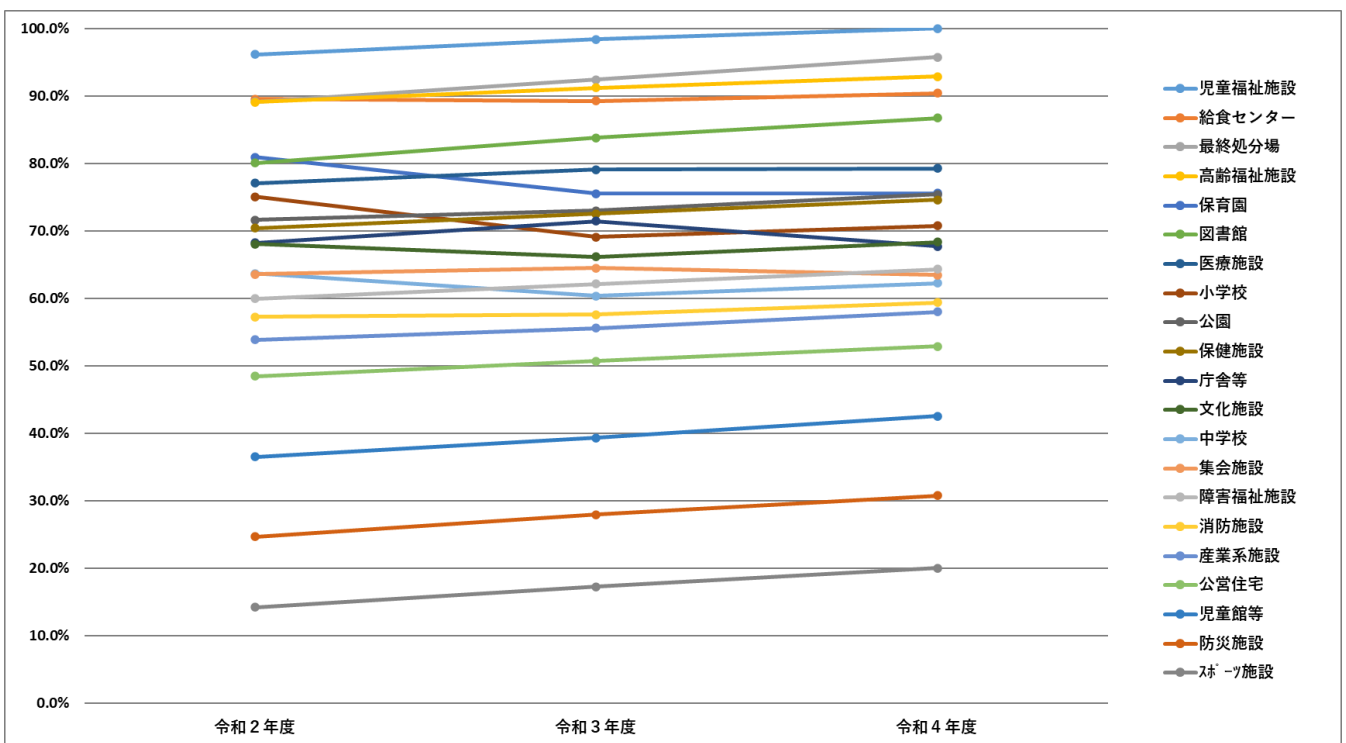
令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）までの各年度4月時点における、施設分類別の有形固定資産減価償却率（土地を除く）の推移です。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽度合いを示します。数値が高いほど老朽化が進んでいると判断できます。

本市では、児童福祉施設や高齢福祉施設等の老朽化が特に進んでおり、大規模な改修や更新の時期が間近に迫っています。

(図表 2-9) 施設分類別の有形固定資産減価償却率の推移

中分類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童福祉施設	96.2%	98.4%	100.0%
給食センター	89.5%	89.3%	90.4%
最終処分場	89.2%	92.5%	95.8%
高齢福祉施設	89.1%	91.2%	92.9%
保育園	80.9%	75.5%	75.6%
図書館	80.1%	83.8%	86.7%
医療施設	77.1%	79.1%	79.3%
小学校	75.1%	69.1%	70.7%
公園	71.6%	73.0%	75.4%
保健施設	70.4%	72.5%	74.6%
庁舎等	68.2%	71.5%	67.7%
文化施設	68.1%	66.2%	68.4%
中学校	63.7%	60.4%	62.3%
集会施設	63.6%	64.5%	63.5%
障害福祉施設	60.0%	62.2%	64.3%
消防施設	57.2%	57.6%	59.4%
産業系施設	53.9%	55.6%	58.0%
公営住宅	48.5%	50.7%	52.9%
児童館等	36.5%	39.3%	42.5%
防災施設	24.7%	28.0%	30.8%
スポーツ施設	14.2%	17.2%	20.0%



### 2-1-3 インフラ施設の所有状況

本市が所有する主なインフラ施設は、道路、河川、都市公園、上下水道となっており、施設分類別の所有量は下表のとおりです。

(図表 2-10) インフラ施設一覧

施設分類		主な施設	数 量
普通 会計	道路施設	市道	789km (うち自歩道 76km)
		橋梁・歩道橋	184 橋 (うち歩道橋 2 橋)
		地下道	2 箇所
		道路照明灯	1,764 基
		道路案内標識	505 基
	河川施設	準用河川	3.1km
		調節池	3 基
	下水道施設	雨水貯留施設	13 施設
	公園・緑地	都市公園	15 施設
	消防・防災施設	防火水槽	442 基
最終処分場	最終処分場	1 施設	
公営 事業 会計	上水道施設	管路施設	712km
		配水施設	22 施設
	下水道施設	管路	180km
		マンホールポンプ	6 基

(平成 31 年 (2019 年) 4 月時点)

## 2-1-4 公共施設の更新費用の見込み

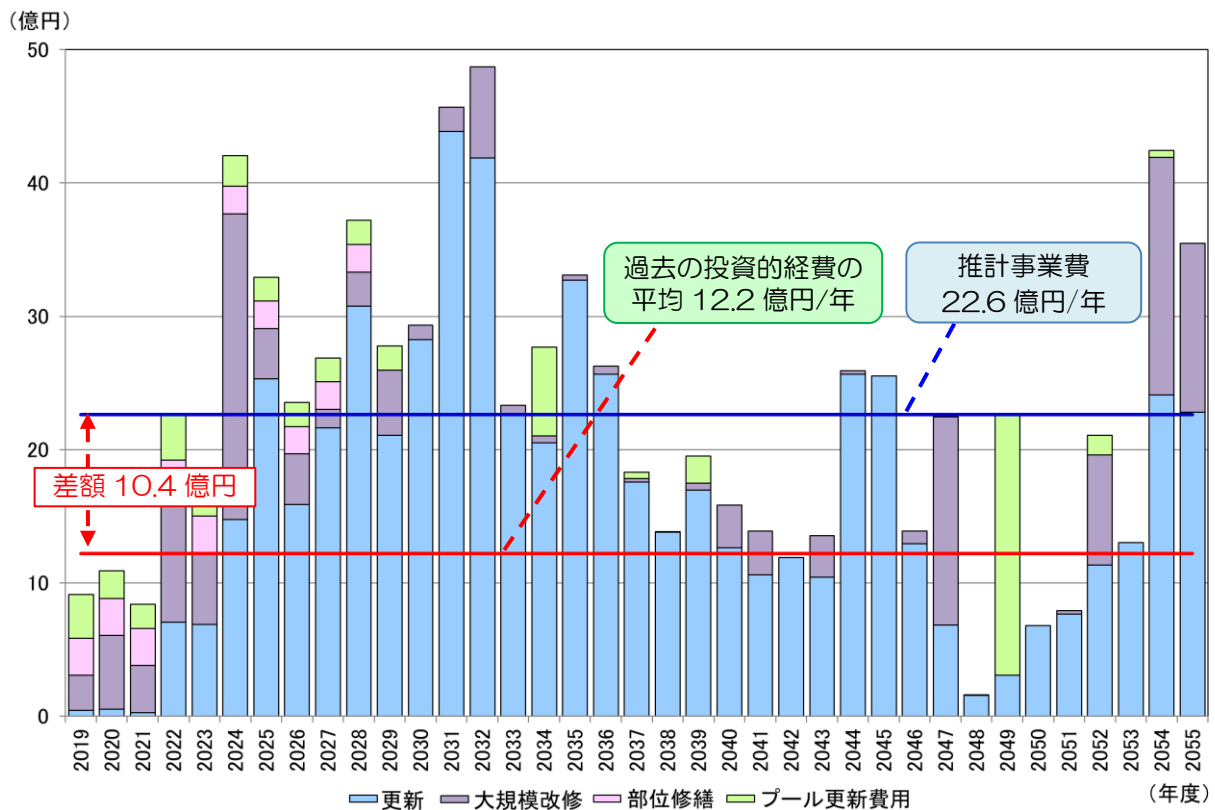
公共施設の建築年度と、延床面積 1 m<sup>2</sup>当たりの更新単価をもとに、令和元年度（2019 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの間に必要となるコストについて試算しました。試算条件は以下のとおりです。

- 建築後 60 年で更新（建替え）を実施すると想定
  - 建築後 30 年で大規模改修を実施すると想定
  - 部位の劣化度評価が C の場合は 10 年以内に、D の場合は 5 年以内に部位修繕を実施すると想定
- ※劣化度評価及び更新費用の単価設定は保全計画において実施

公共施設の更新費用の試算結果は、以下のとおり、過去の投資的経費の平均と比べると、約 1.85 倍の費用が必要となる見込みです。

(図表 2-11) 更新費用の総額及び年当たり平均額

更新費用の総額（億円）	平均額（億円/年）
837.9	22.6



(図表 2-12) 公共施設の更新費用の見込み



## 2-1-5 インフラ施設（普通会計※）の更新費用の見込み

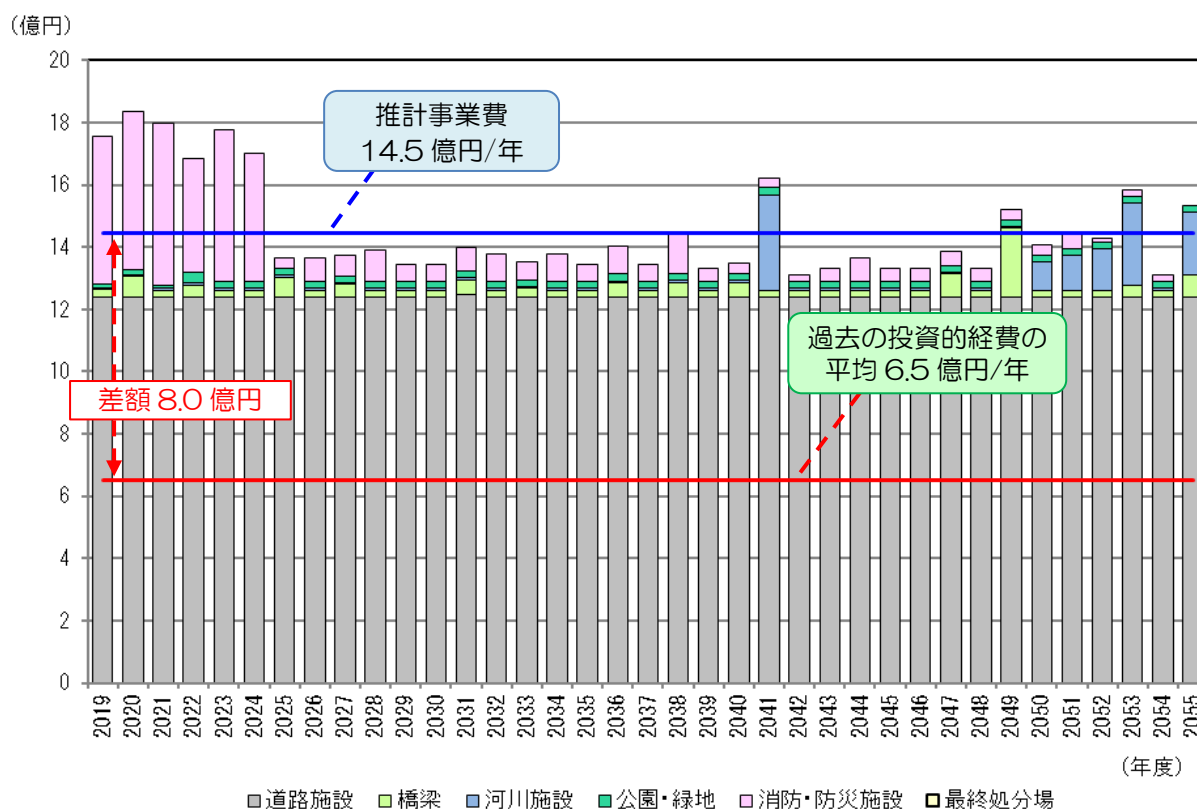
図表 2-10 に示したインフラ施設のうち、上下水道を除く施設について、令和元年度（2019 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの間に必要となるコストについて試算しました。試算条件は以下のとおりです。

- 建設後、耐用年数が経過した時点で更新すると想定
- 耐用年数や更新単価は総務省の公共施設更新費用試算の考え方を参考に設定

インフラ施設（普通会計）の更新費用の試算結果は以下のとおり、道路に係る費用が大部分を占めています。過去の投資的経費の平均と比べると、2.23 倍のコストが必要となる見込みです。

(図表 2-13) 更新費用の総額及び年当たり平均額

更新費用の総額（億円）	平均額（億円/年）
534.7	14.5



(図表 2-14) インフラ施設（普通会計）の更新費用の見込み

※普通会計…地方公共団体の会計は大きく普通会計と公営事業会計に区分され、一般的な行政に係る経費を扱うものが普通会計です。これに対して、地方公共団体が経営する上下水道事業等の公営企業は、その企業に係る経費をその経営に伴う収入を財源とするものとして普通会計とは独立して経理されるため、更新費用の見込みも区分して算出します。

## 2-1-6 インフラ施設（上水道）の更新費用の見込み

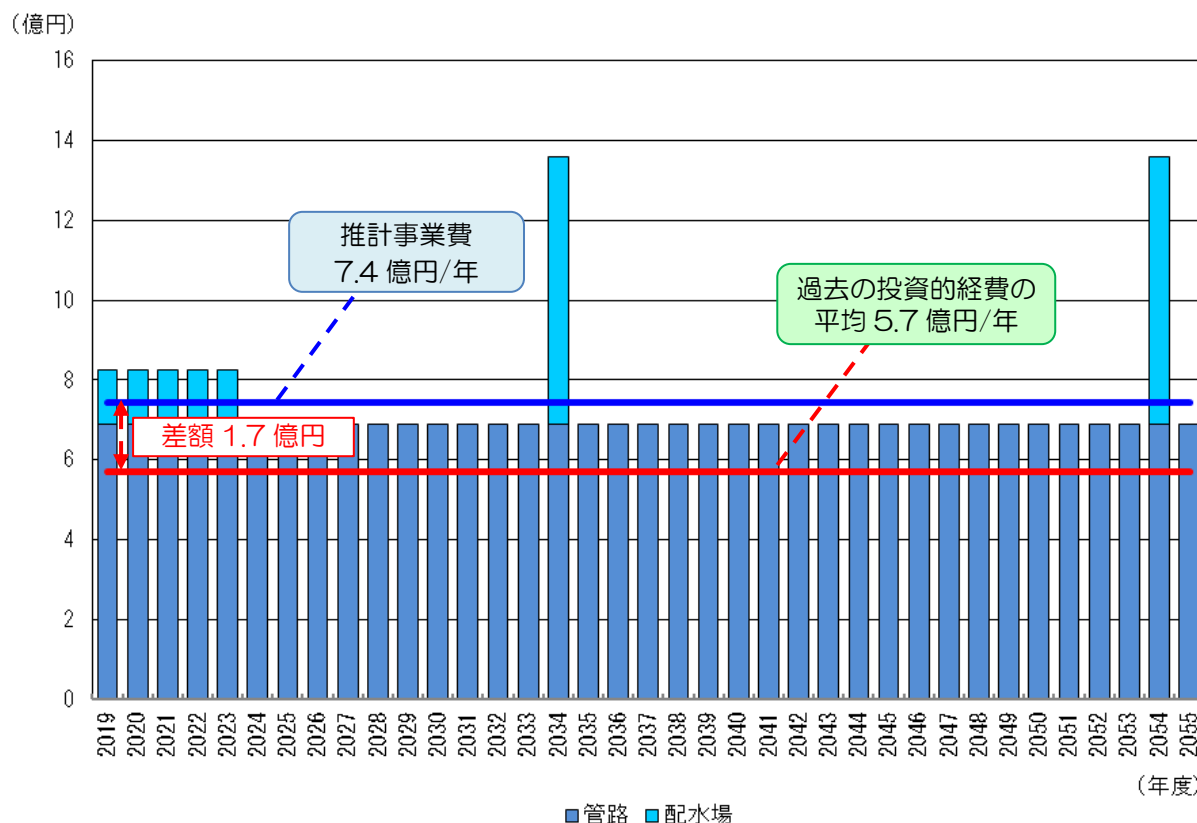
図表 2-10 に示したインフラ施設のうち、上水道について、令和元年度（2019 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの間に必要となるコストは以下のとおりです。

上水道は、昭和 50 年（1975 年）頃から整備されてきたため、老朽化が進行しており、過去の投資的経費の平均と比べると、1.30 倍のコストが必要となる見込みです。

なお、以下の費用は、「基幹管路更新基本計画」の基本方針に基づき試算した結果です。

(図表 2-15) 更新費用の総額及び年当たり平均額

更新費用の総額（億円）	平均額（億円/年）
275.4	7.4



(図表 2-16) 上水道の更新費用の見込み

公営企業として独立して、戦略的に維持・更新を図る計画としていることから、本計画では、以降、縮減目標等の試算の対象外とします。

### 2-1-7 インフラ施設（下水道）の更新費用の見込み

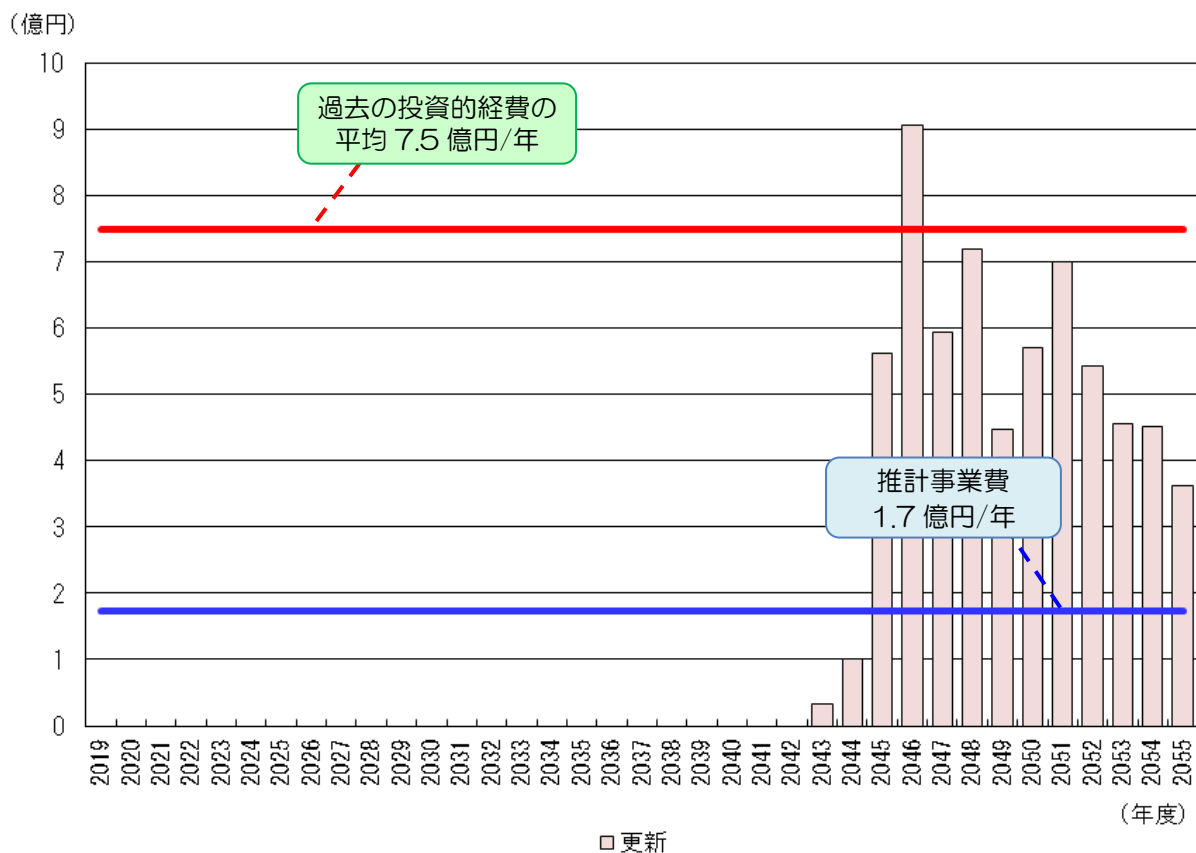
図表 2-10 に示したインフラ施設のうち、下水道について、令和元年度（2019 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの間に必要となるコストについて試算しました。試算条件は以下のとおりです。

- 建設後、耐用年数が経過した時点で更新（布設替え）を実施すると想定
- 耐用年数や更新単価は総務省の公共施設更新費用試算の考え方を参考に設定

下水道は整備が始まって間もないため、今後 20 年程度は更新費用が発生しない見込みです。

(図表 2-17) 更新費用の総額及び年当たり平均額

更新費用の総額（億円）	平均額（億円/年）
64.5	1.7



(図 2-18) 下水道の更新費用の見込み

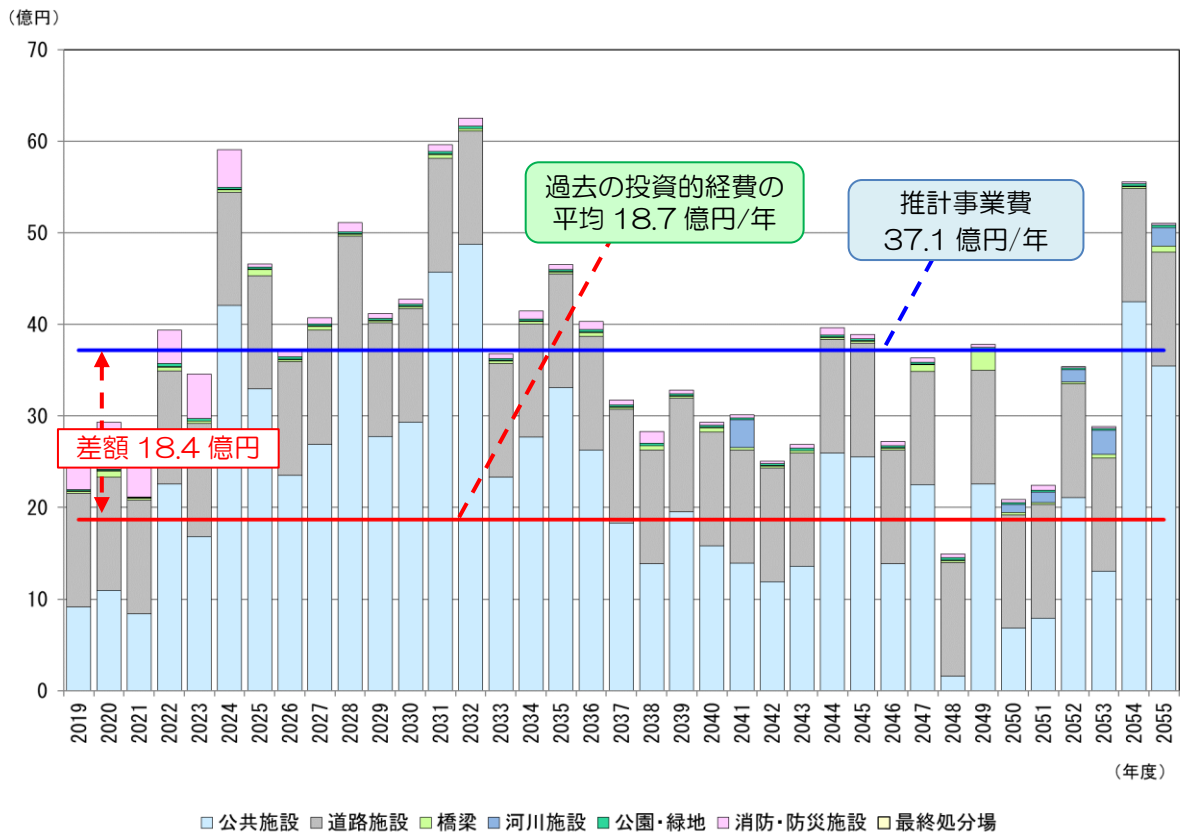
公営企業として独立して、戦略的に整備・維持を図る計画としていることから、本計画では、以降、縮減目標等の試算の対象外とします。

## 2-1-8 公共施設等（公共施設＋インフラ施設（普通会計））の更新費用の見込み

公共施設等（公共施設＋インフラ施設（普通会計））の更新費用の試算結果は、以下のとおり、過去の投資的経費の平均と比べると、約 1.98 倍の費用が必要となる見込みです。

(図表 2-19) 更新費用の総額及び年当たり平均額

種別	更新費用の総額（億円）	平均額（億円/年）
公共施設	837.9	22.6
インフラ施設 （普通会計）	534.7	14.5
合計	1,372.6	37.1



(図表 2-20) 公共施設等の更新費用の見込み

## 2-2 人口の現状把握及び見通し

### 2-2-1 市全体の人口の見通し

本市の総人口は、平成 22 年（2010 年）の 99,726 人をピークに減少傾向となり、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年（2013 年）3 月推計）によると、令和 37 年（2055 年）には 72,408 人と、平成 27 年（2015 年）国勢調査時点と比べて約 26% 減少が見込まれています。また、人口構造では、年少人口・生産年齢人口の減少と、老年人口の割合の増加が見込まれています。

(図表 2-21) 人口構造別の推移

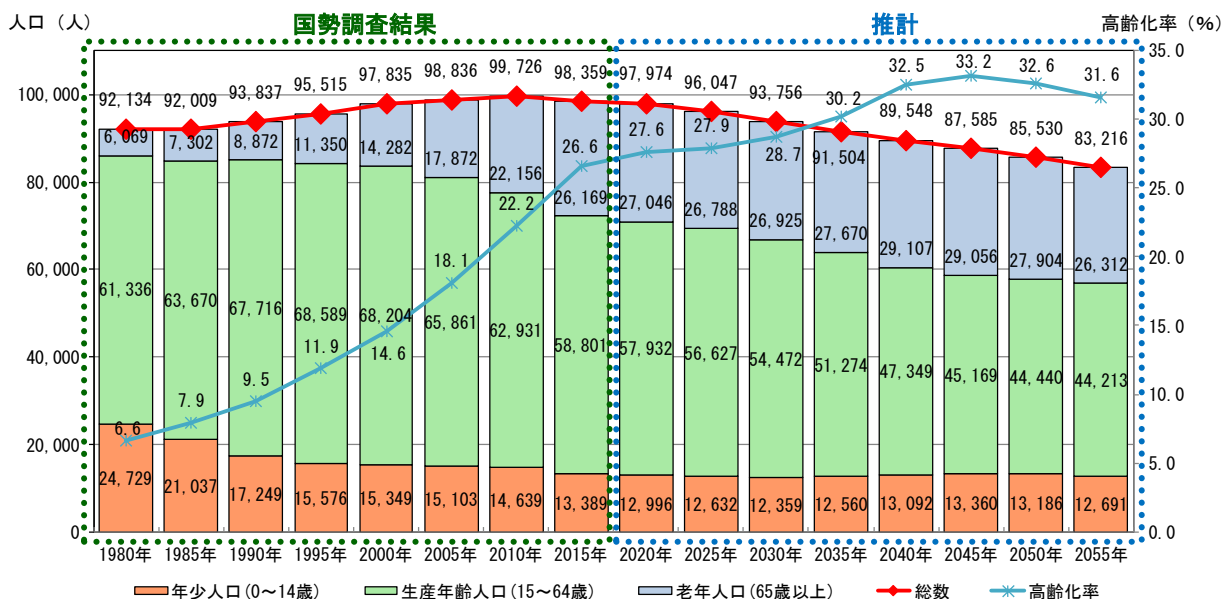
(単位：人)

		H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年	R27年 2045年	R32年 2050年	R37年 2055年
総	人口	99,726	98,359	97,259	94,637	91,409	87,854	84,228	80,536	76,666	72,408
人	年少人口	14,639	13,389	12,170	11,019	10,030	9,472	9,131	8,690	8,080	7,380
	生産年齢人口	62,931	58,801	58,044	56,828	54,453	50,720	46,035	42,884	40,820	38,890
	老年人口	22,156	26,169	27,046	26,789	26,925	27,663	29,062	28,963	27,766	26,138
割	年少人口	14.7%	13.6%	12.5%	11.6%	11.0%	10.8%	10.8%	10.8%	10.5%	10.2%
	生産年齢人口	63.1%	59.8%	59.7%	60.0%	59.6%	57.7%	54.7%	53.2%	53.2%	53.7%
	老年人口	22.2%	26.6%	27.8%	28.3%	29.5%	31.5%	34.5%	36.0%	36.2%	36.1%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

本市では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、「全ての世代が互いに支え合う生活都市こうなん」をコンセプトとした「江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、子育て環境の充実を図り、出生率の向上による自然増の確保等により、令和 42 年（2060 年）において将来人口 8 万人程度の維持をめざすものとしています。今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を取りまとめた「江南市人口ビジョン」による推計結果では、令和 37 年（2055 年）には 83,216 人となる見込みですが、平成 27 年（2015 年）国勢調査時点と比べて約 15%の減少となり、市税収入の落ち込みと扶助費等の社会保障費の増加が、財政を圧迫することが予想されます。

(図表 2-22) 人口推移（江南市人口ビジョン）



## 2-2-2 老年人口の見通し

本市の高齢化率は、昭和 55 年（1980 年）には 6.6%でしたが、平成 7 年（1995 年）に 10%を超え、さらに、平成 22 年（2010 年）には 20%を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、平成 27 年（2015 年）現在、26.6%に達しており、県内の団体の平均（25.5%）を上回り、県内 54 市町村で 13 番目（38 市中 7 番目）と高くなっています。

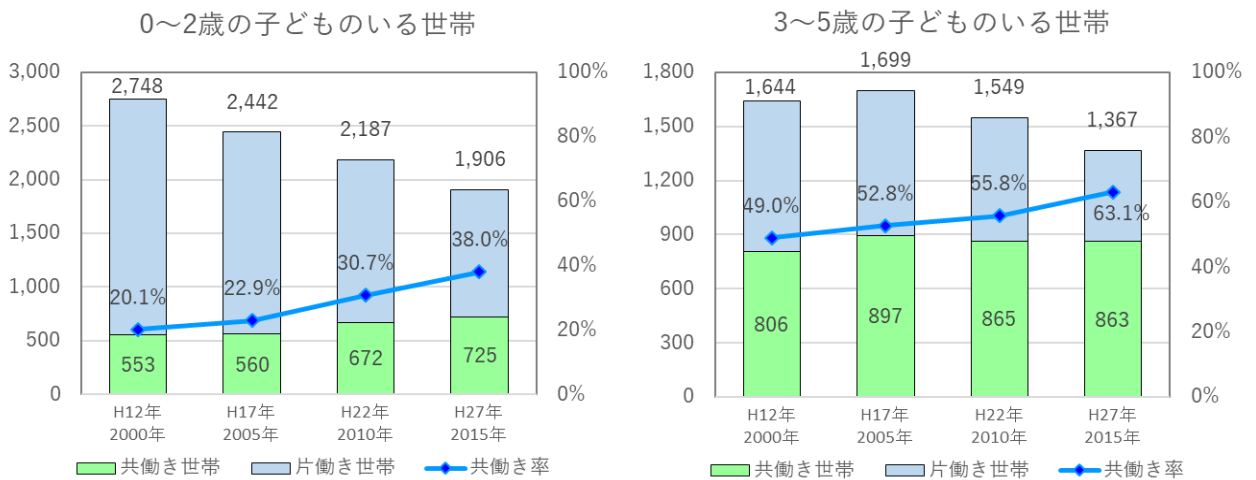
市全体の人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は今後も上昇を続け令和 27 年（2045 年）に 33.2%で市民の 3 人に 1 人は高齢者になると推計されています。

## 2-2-3 年少人口の見通し

本市における出生数は、年度によって増減はありますが、全体としては減少傾向にあり、年少人口は年々減少しています。年少人口が総人口に占める割合は、平成 27 年（2015 年）時点で 13.6%と県内の団体の平均（14.0%）を下回り、県内 54 市町村で 37 番目（38 市中 27 番目）と低くなっています。

一方で、乳幼児のいる世帯の共働き率は上昇しており、特に待機児童の発生しやすい 0 歳から 2 歳までの子どもがいる世帯の上昇が顕著で、今後しばらくは子育てに関するニーズは一定規模を維持するものと考えられます。

(図表 2-23) 子どものいる世帯と共働き率の推移



出典：平成 27 年国勢調査

## 2-2-4 人口密度

本市は、面積 30.20k m<sup>2</sup>と県内で 35 番目の規模で、比較的まとまりやすい市域の都市です。名古屋市から 20km 圏に位置し、名古屋鉄道犬山線により約 20 分で結ばれるなど利便性の高さからベッドタウンとして都市化が進んだことにより、人口密度は 3,256.90 人/k m<sup>2</sup>と県内 54 市町村で 12 番目と高くなっています。

一方で、地形が全般に平坦な扇状地が広がり、暮らしやすい環境となっていることから、人口集中地区※以外の地区の人口密度が県内で最も高く、市域全体に人口が分布しており、市民の生活を支えるためには、広範な地域への公共施設の配置や、行政サービスの提供が必要となっています。

※人口集中地区・・・国勢調査時において、原則として人口密度が 1 k m<sup>2</sup>当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、5,000 人以上を有する地区。

## 2-3 財政の現況把握と充当可能な財源の見込み

### 2-3-1 財政の状況

地方公共団体の財政状況の把握や他団体との比較を可能にした指標として、財政力指数<sup>※1</sup>、経常収支比率<sup>※2</sup>、実質公債費比率<sup>※3</sup>、将来負担比率<sup>※4</sup>等があります。本市の平成30年度（2018年度）の財政指標は以下のとおりです。

地方債残高の抑制に努めるなど、堅実な財政運営を行ってきたことで、比較的健全な数値を保ち全国平均を上回ってはいるものの、県内の団体（名古屋市を除く37市）の平均と比較すると、厳しい財政状況にあります。

(図表 2-24) 財政の状況

	江南市			県内 37 市
	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	順 位	平成 30 年度 (2018 年度)
財 政 力 指 数	0.80	0.82	33 位	1.00
経 常 収 支 比 率	84.9%	86.5%	14 位	86.5%
実 質 公 債 費 比 率	4.7%	4.2%	29 位	2.3%
将 来 負 担 比 率	34.7%	27.4%	9 位(16 市)	

資料：行政経営課

- ※1 財政力指数 …地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政運営に必要な一般財源を、市税等の収入でどの程度賄えるかを表す。この指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。なお、1を超える団体は、普通交付税の交付を受けない。
- ※2 経常収支比率 …市税等の経常的に収入される一般財源に対して、経常的な経費に充てた一般財源の割合を表す指標。この割合が高いほど財政構造に弾力性を失いつつある状態で、75%程度が適当といわれている。
- ※3 実質公債費比率…財政の健全化を判断する指標の1つで、標準的な規模の収入に対して、借入金の返済額とこれに準ずるもの（公営企業債返済の繰出金等）を加えた実質的な公債費の割合を表す。18%以上で地方債の許可の制限を受ける。
- ※4 将来負担比率 …借入金の返済額とこれに準ずるもの（公営企業債返済の繰出金等）の将来支払っていく可能性のある負担等の残高の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。県内 37 市のうち 21 市は、充当可能財源が将来負担額を上回るため 16 市中の順位。

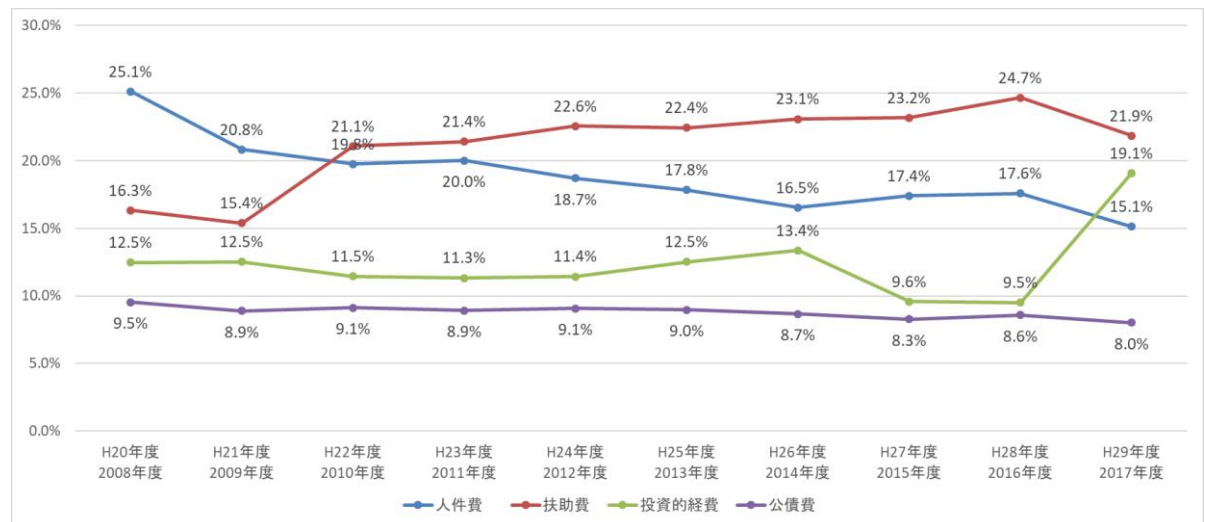
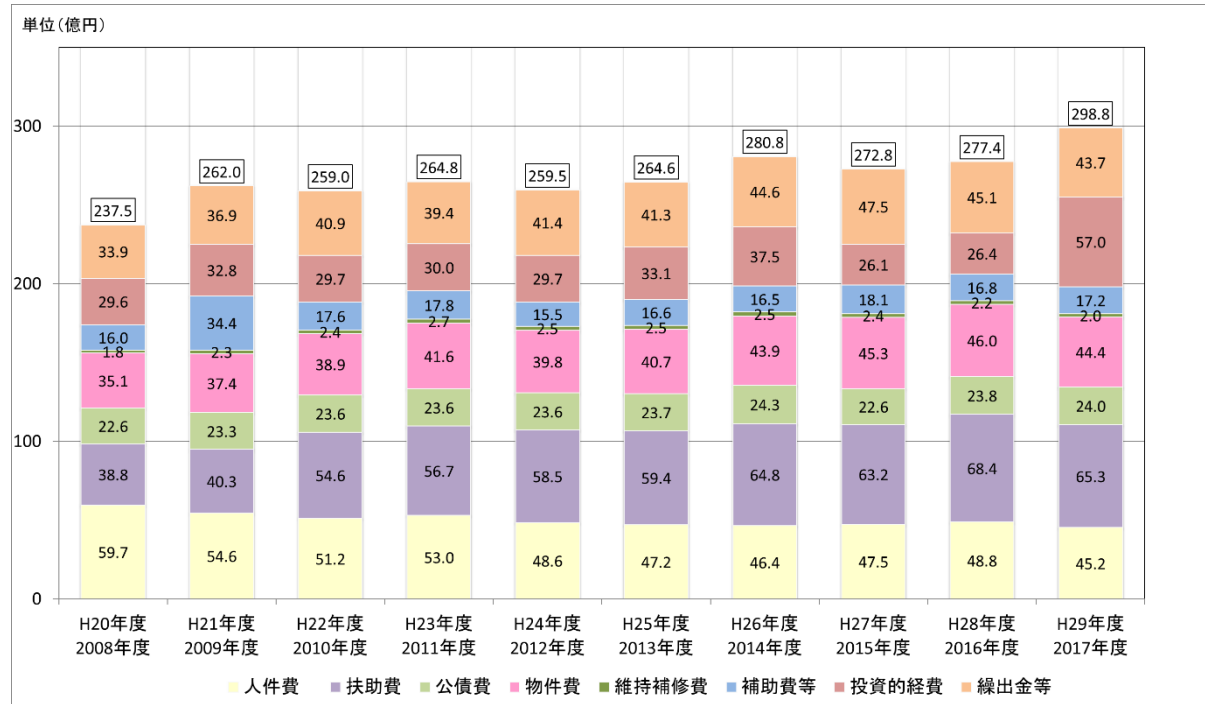


## 2-3-2 普通会計決算の推移

本市の普通会計決算において、道路、橋梁や建築物等の社会資本整備に関する投資的経費は、年度間で増減が見られるものの30億円付近で推移しています。この10年間では、耐震性が不足していると診断された公共施設の耐震補強工事が主で、平成29年度（2017年度）に老朽化した市民体育会館（現スポーツセンター）を更新しましたが、施設の大規模改修や更新はそれほど実施してきませんでした。

また、支出することが制度的に義務付けられており、任意には削減できない経費である人件費、扶助費、公債費等の義務的経費のうち、高齢化率の上昇に伴い扶助費が増加しており、これまで積極的に行政改革に取り組み、職員の削減を行うなどしたことで人件費は減少傾向にあります。

(図表 2-25) 歳出の推移





### 2-3-3 財政状況の他団体との比較

本市の歳入は、景気低迷による市税収入の減少等により自主財源が減少する一方で、医療や介護等、行政需要の増加に伴う地方交付税、国・県支出金、地方債等の増加により依存財源が増加しています。市税や地方交付税等のような用途が特定されない一般財源の割合は他市と同程度ですが、依存財源の割合が高いため、国の制度の見直し等の影響を受けやすく、一般財源の割合が低下すれば、財政の硬直化を招く可能性があります。

(図表 2-26) 普通会計決算状況（歳入）

区 分		江 南 市			県 内 37 市		
		過去10年平均			過去10年平均		
		決算額	構成比	市民1人 当たりの額	決算額	構成比	市民1人 当たりの額
歳 入	一 般 財 源	千円	%	円	千円	%	円
	市 税	16,879,749	60.6	166,410	1,007,746,365	62.8	210,899
	地 方 交 付 税	12,419,125	44.6	122,419	836,759,935	52.1	175,141
	そ の 他	2,619,783	9.4	25,836	71,801,611	4.5	14,998
	国 県 支 出 金	1,840,841	6.6	18,155	99,184,819	6.2	20,761
	市 債	5,203,302	18.7	51,308	271,565,155	16.9	56,785
	そ の 他	2,385,370	8.6	23,522	94,734,396	5.9	19,847
	歳 入 合 計	3,370,660	12.1	33,227	231,526,069	14.4	48,528
	(うち自主財源)	27,839,081	100.0	274,467	1,605,571,986	100.0	336,059
	15,789,785	56.7	155,646	1,068,286,004	66.5	223,893	

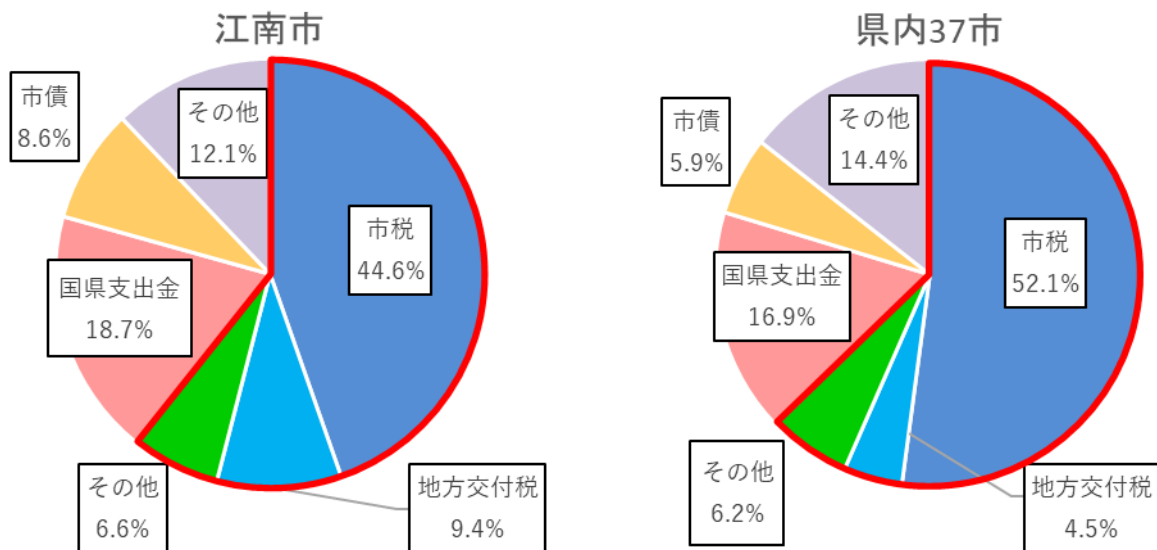
※平成20年度は34市、平成21・22年度は36市

(注) 「一般財源」のうち「その他」は、地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方特例交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・自動車取得税交付金・交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金の合計額。

「(うち自主財源)」は、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計額。

人口は平成30年(2018年)1月1日の住民基本台帳。

資料：行政経営課



本市の過去10年間の投資的経費の歳出全体に占める割合は12.4%で、県内37市の平均14.8%と比べて低い状況にあります。また、高齢化率が高いため、扶助費の占める割合が高く、人件費、公債費を加えた義務的経費の割合も高いことがわかります。

(図表 2-27) 普通会計決算状況（歳出性質別）

区 分		江 南 市			県 内 37 市		
		過去10年平均			過去10年平均		
		決算額	構成比	市民1人 当たりの額	決算額	構成比	市民1人 当たりの額
歳 出 （ 性 質 別 ）	義務的経費	千円	%	円	千円	%	円
	人件費	13,073,931	48.8	128,891	673,188,339	44.0	140,906
	扶助費	5,020,846	18.8	49,478	257,457,524	16.8	53,982
	公債費	5,700,633	21.3	56,224	296,337,027	19.4	61,889
	投資的経費	2,352,452	8.8	23,189	119,393,789	7.8	25,035
	普通建設	3,320,211	12.4	32,741	225,841,042	14.8	47,392
	その他	3,317,038	12.4	32,710	225,279,302	14.7	47,274
	物件費	3,172	0.0	31	561,740	0.0	118
	維持補修費	4,131,177	15.4	40,734	250,666,911	16.4	52,469
	補助費等	234,097	0.9	2,308	16,201,527	1.1	3,395
	その他	1,864,943	7.0	18,377	148,766,428	9.7	31,195
	歳出合計	4,147,221	15.5	40,893	213,773,536	14.0	44,756
	歳出合計	26,771,578	100.0	263,944	1,528,437,783	100.0	320,112

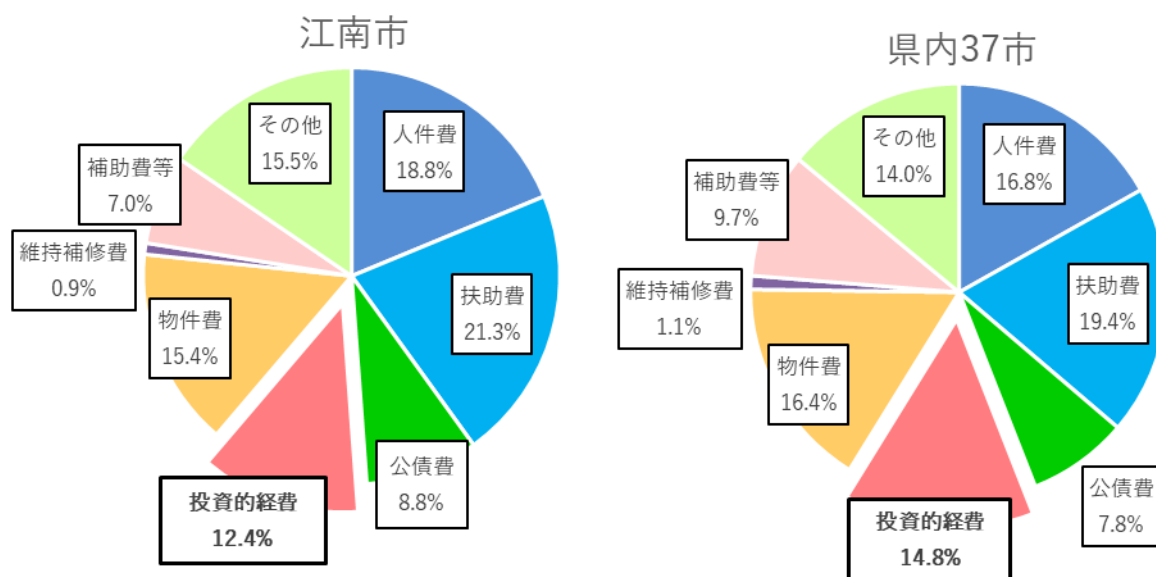
※平成20年度は34市、平成21・22年度は36市

(注) 「投資的経費」のうち「その他」は、災害復旧事業及び失業対策事業の合計額。

「その他」は、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金の合計額。

人口は平成30年（2018年）1月1日の住民基本台帳。

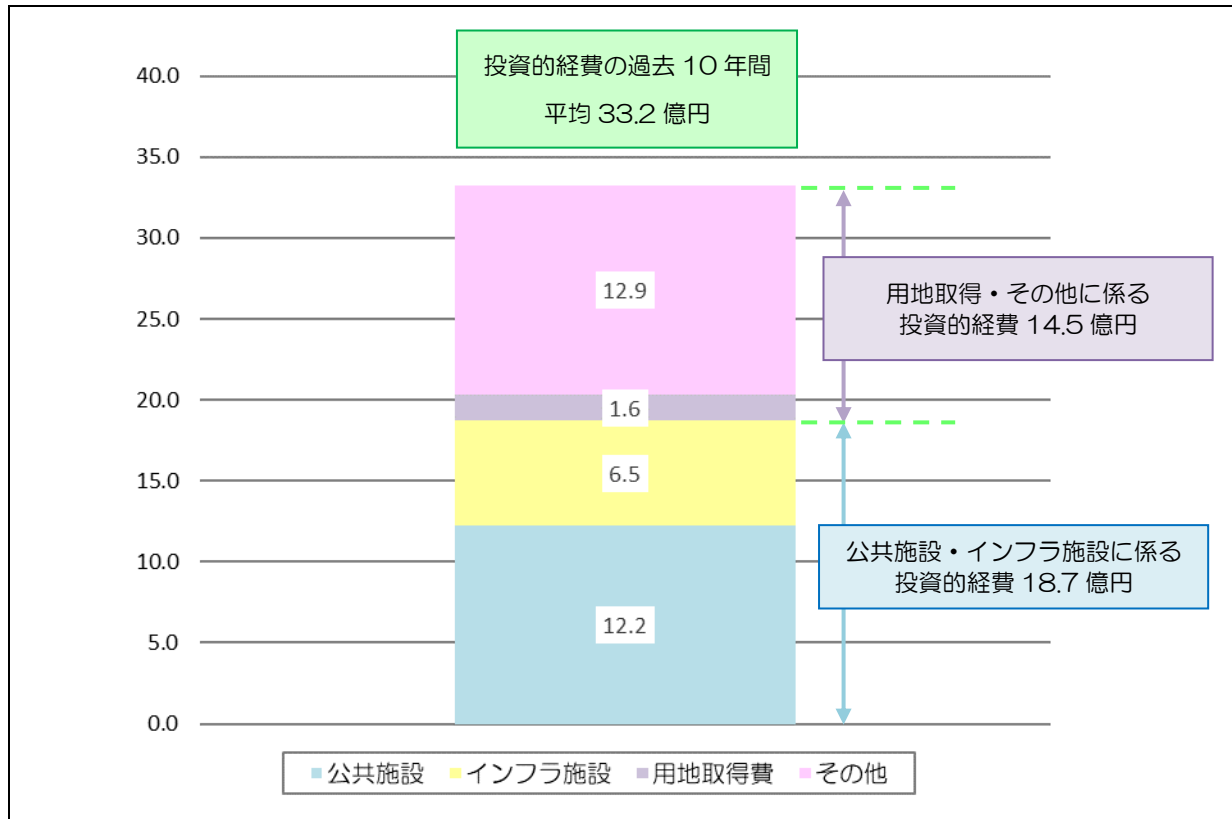
資料：行政経営課



#### 2-3-4 充当可能な財源の見込み（普通会計）

本市の普通会計における過去 10 年間（平成 20 年度（2008 年度）～平成 29 年度（2017 年度））の投資的経費の平均は 33.2 億円となっています。今後もこの平均額と同程度の財源を確保することができるものと想定し、投資的経費の中から用地費やその他の費用を除くと、公共施設に充当可能な財源は平均で 12.2 億円、インフラ施設で 6.5 億円となります。

(図表 2-28) 過去 10 年間における投資的経費の平均額の内訳



本計画では、過去の投資的経費の平均額を、充当可能な財源として今後も確保されるものと想定して試算していますが、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や、高齢者の増加に伴う社会保障費の増加により、市の財政はこれまで以上に厳しいものとなり、過去と同程度の財源を確保することが困難となることが予想されます。

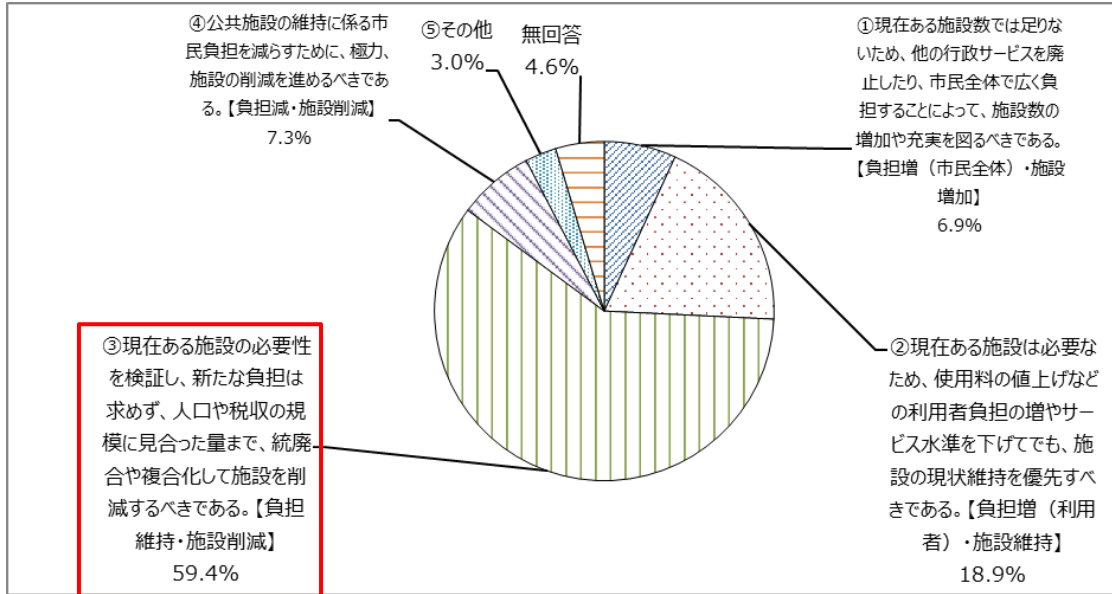
## 2-4 市民意向

○「第6次江南市総合計画」策定の基礎資料とするため、平成28年度（2016年度）に市民意向調査を実施しました。「公共施設のあり方」に関する市民意向は以下のとおりです。

### (1) 今後の公共施設のあり方（回答者数 1,211 人）

「現在ある施設の必要性を検証し、新たな負担は求めず、人口や税収の規模に見合った量まで、統廃合や複合化して施設を削減するべき」（59.4%）

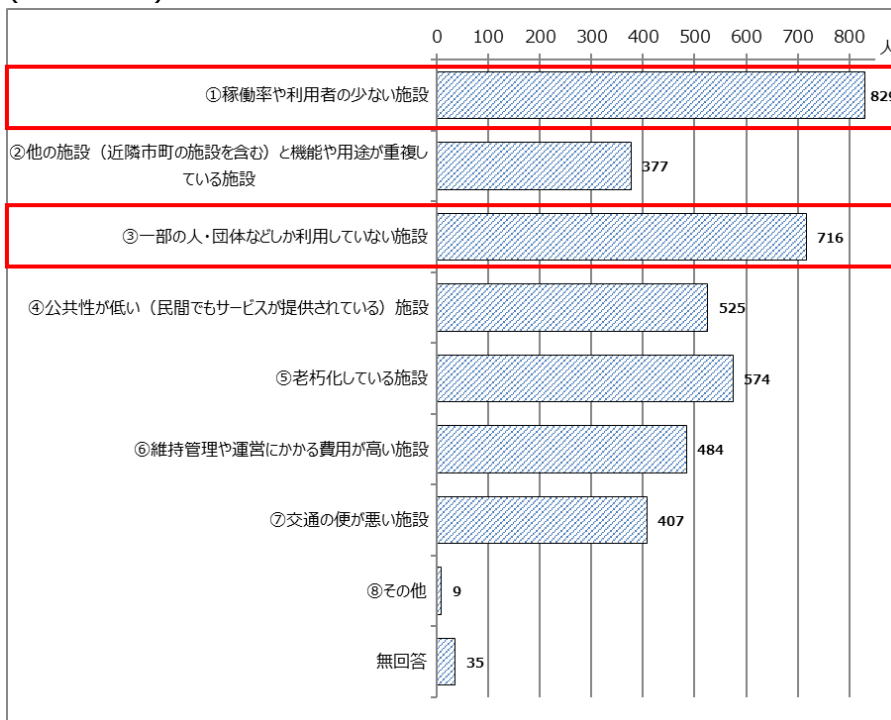
(図表 2-29) 今後の公共施設のあり方



### (2) 公共施設の統廃合の検討対象施設（回答者数 1,211 人・複数回答可）

「稼働率や利用者の少ない施設」（68.5%）、「一部の人・団体等しか利用していない施設」（59.1%）

(図表 2-30) 公共施設の統廃合の検討対象施設



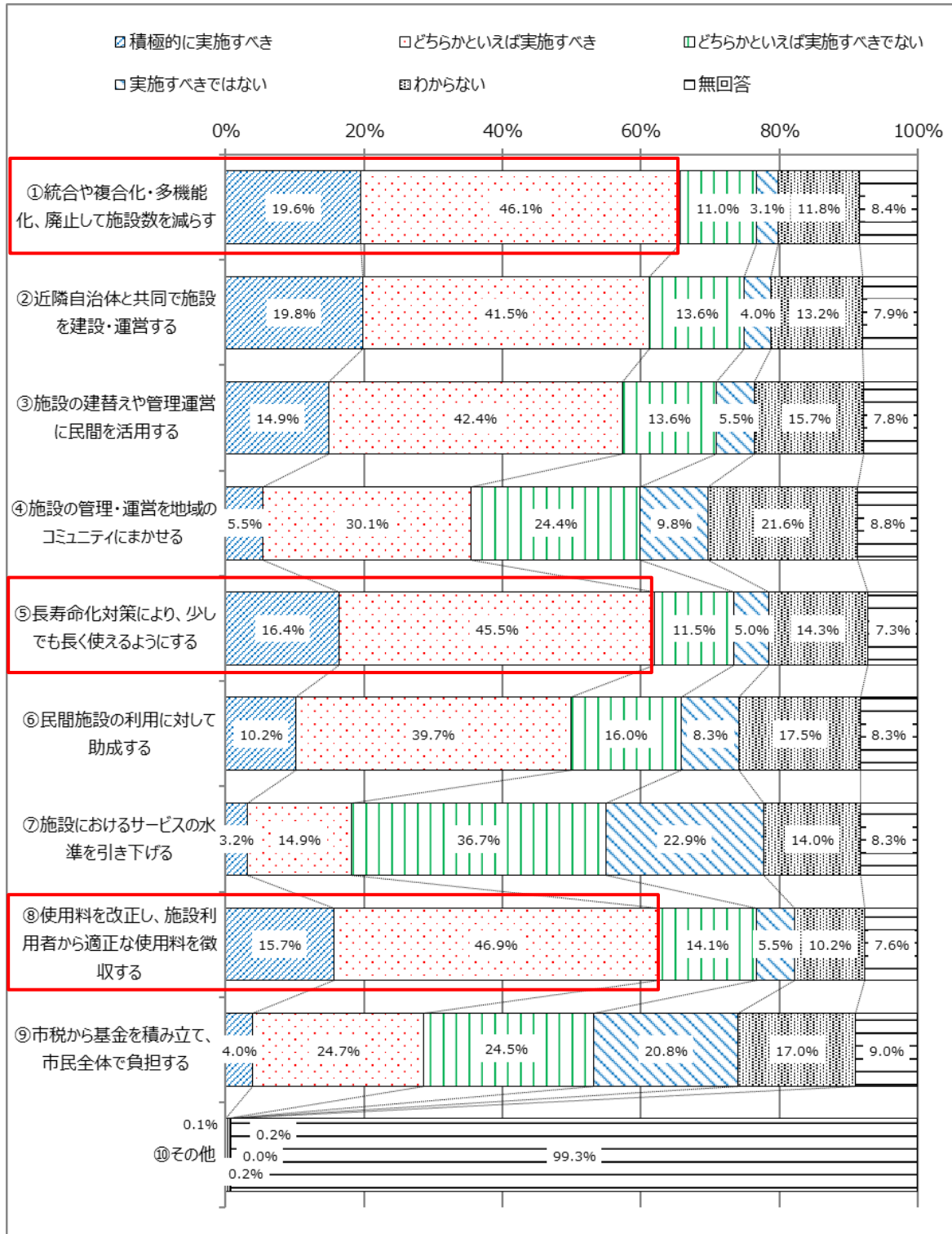
### (3) 公共施設の更新・維持管理費用の財源確保に必要な施策

(回答者数 1,211 人・複数回答可)

「統合や複合化・多機能化、廃止して施設数を減らす」(65.7%)、「使用料を改正し、施設利用者から適正な使用料を徴収する」(62.6%)、「長寿命化対策により、少しでも長く使えるようにする」(61.9%)

※ パーセンテージは「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合計した数値

(図表 2-31) 公共施設の更新・維持管理費用の財源確保に必要な施策



○「再配置計画」策定の基礎資料とするとともに、市民への公共施設の実態及び市の取組について周知することを目的として、アンケート調査とワークショップを開催しました。ワークショップでは、コスト削減を意識しながらも、暮らしやすいまちをめざした具体的な再配置案を提案していただきました。これらによる「公共施設のあり方」に関する市民意向は以下のとおりです。

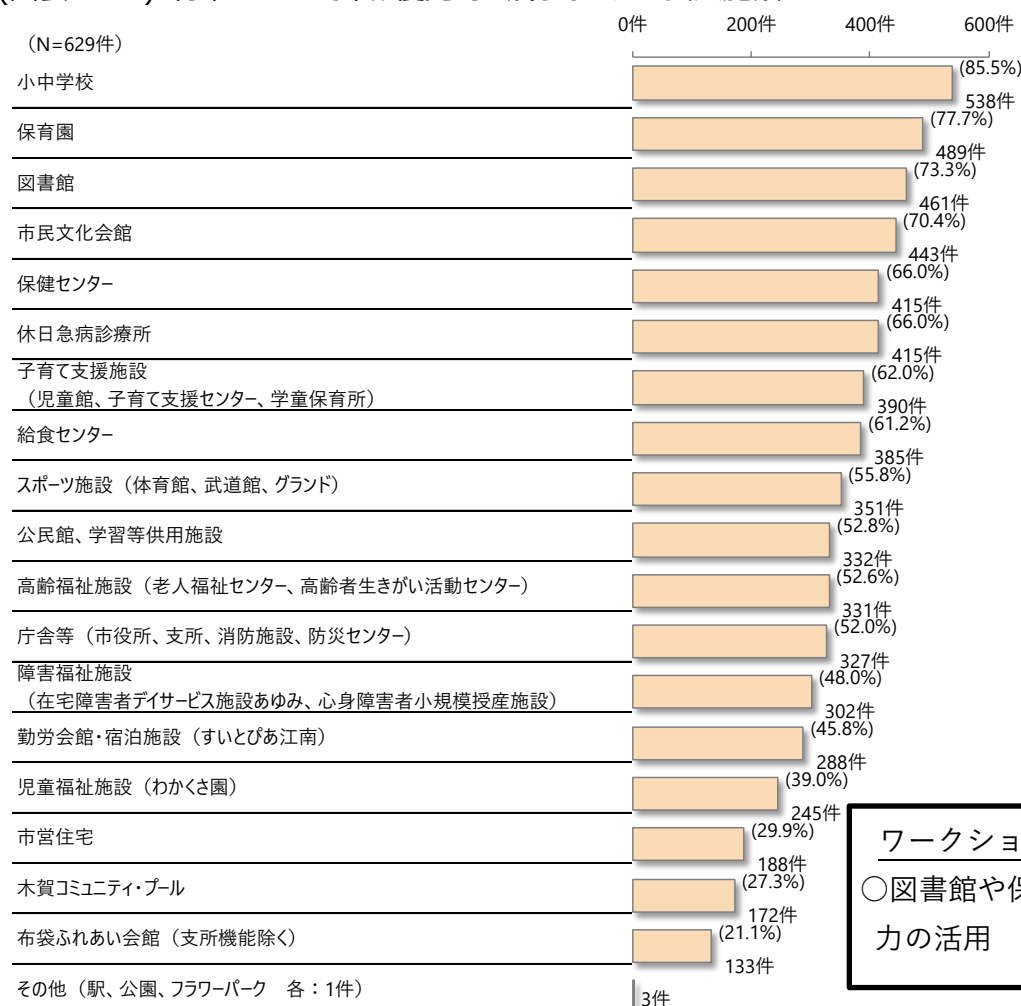
(図表 2-32) 市民意向の実施概要

	実施日	対象	回収・参加状況	
アンケート調査	平成 29 年 (2017 年) 5 月 28 日(日)	こどもフェスティバル来場者	162 件	629 件
	10 月 7 日(土)、8 日(日)	江南市民まつり来場者	416 件	
	10 月 28 日(土)	江南市の公共施設再配置に関するシンポジウム参加者	51 件	
ワークショップ <sup>○</sup>	平成 29 年 (2017 年) 8 月 19 日(土)、27 日(日)	今後の公共施設のあり方に関するワークショップ参加者	31 人	48 人
			17 人	

(4) 将来にわたって市が優先的に残していくべき公共施設 (回答者数 629 人・複数回答可)

「小中学校」(85.5%)、「保育園」(77.7%)、「図書館」(73.3%)、「市民文化会館」(70.4%)、「保健センター」「休日急病診療所」(66.0%)

(図表 2-33) 将来にわたって市が優先的に残していくべき公共施設



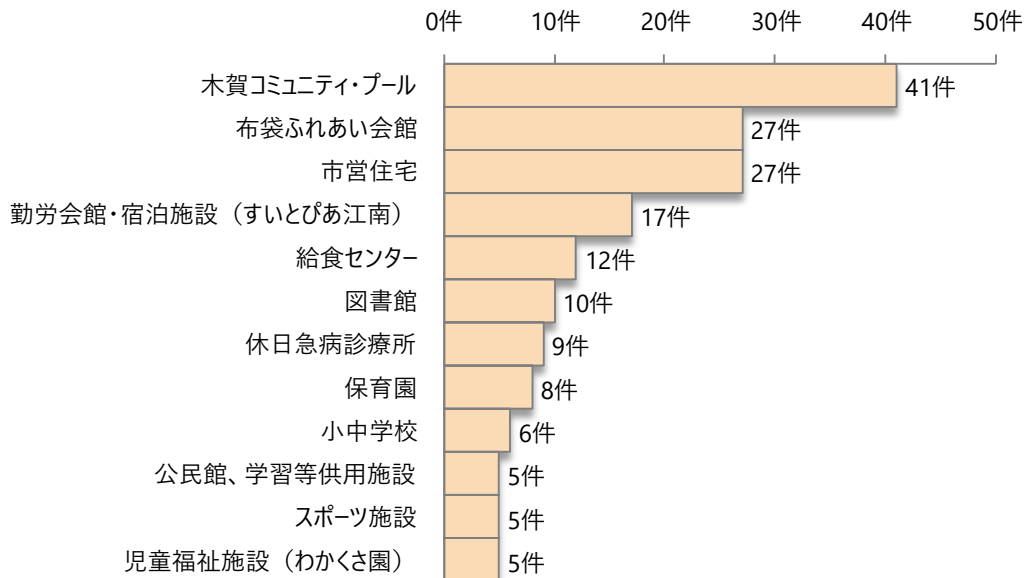
ワークショップでの意見  
○図書館や保育園で民間活  
力の活用



(5) 数を減らしてもよい、又は廃止してもよいと思う公共施設（回答者数 629 人・複数回答可）

「木賀コミュニティ・プール」（41 件）、「布袋ふれあい会館」（27 件）、「市営住宅」（27 件）、「勤労会館・宿泊施設（すいとぴあ江南）」（17 件）、「給食センター」（12 件）、「図書館」（10 件）

(図表 2-34) 数を減らしてもよい、又は廃止してもよいと思う公共施設

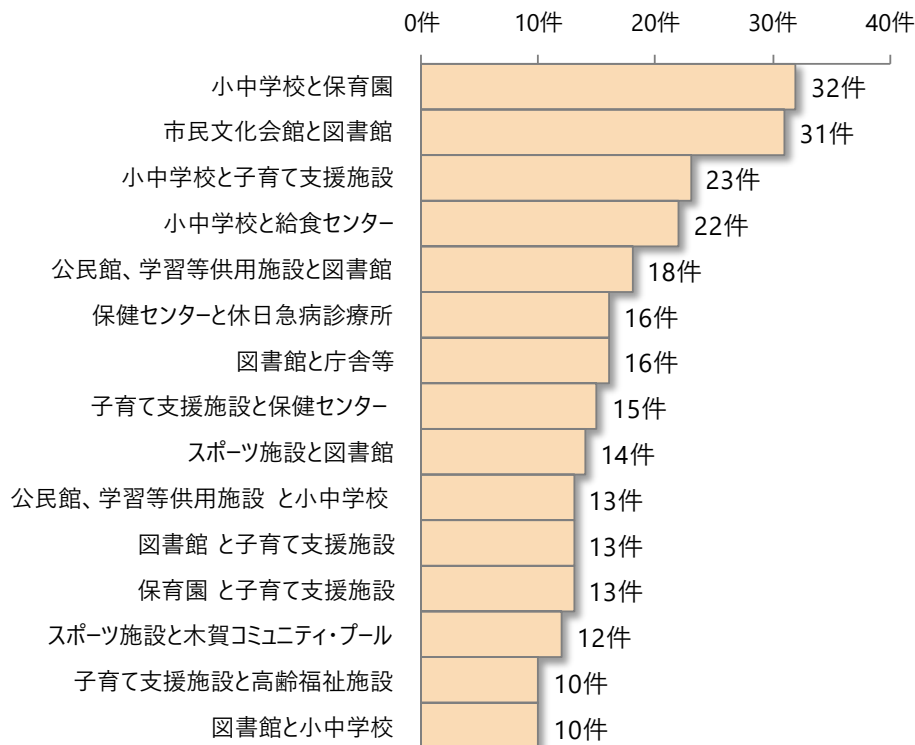


(6) 同じ敷地又は建物の中にあると便利だと思う公共施設の組み合わせ

（回答者数 629 人・複数回答可）

「小中学校と保育園」（32 件）、「市民文化会館と図書館」（31 件）、「小中学校と子育て支援施設」（23 件）、「小中学校と給食センター」（22 件）、「公民館、学習等供用施設と図書館」（18 件）

(図表 2-35) 同じ敷地又は建物の中にあると便利だと思う公共施設の組み合わせ



## ワークショップでの意見

- 学校と、学校に近接する保育園、学童保育所や公民館との複合化による地域コミュニティ拠点の創出
- 市民文化会館と図書館の複合化による文化拠点の創出
- 機能の重複する公民館と学習等供用施設の複合化
- 対象者の異なる老人福祉センターと児童館を複合化することでの多世代交流拠点の創出

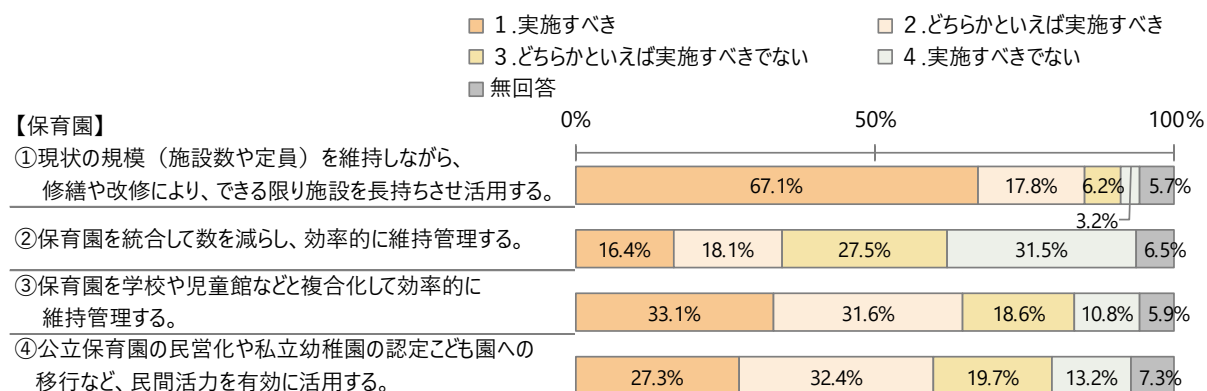
## (7) 保育園と小中学校の今後のあり方（回答者数 629 人）

### ア) 保育園

「現状の規模（施設数や定員）を維持しながら、修繕や改修により、できる限り施設を長持ちさせ活用する」（84.9%）、「保育園を学校や児童館等と複合化して効率的に維持管理する」（64.7%）

※ パーセンテージは「実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合計した数値

(図表 2-36) 保育園の今後のあり方

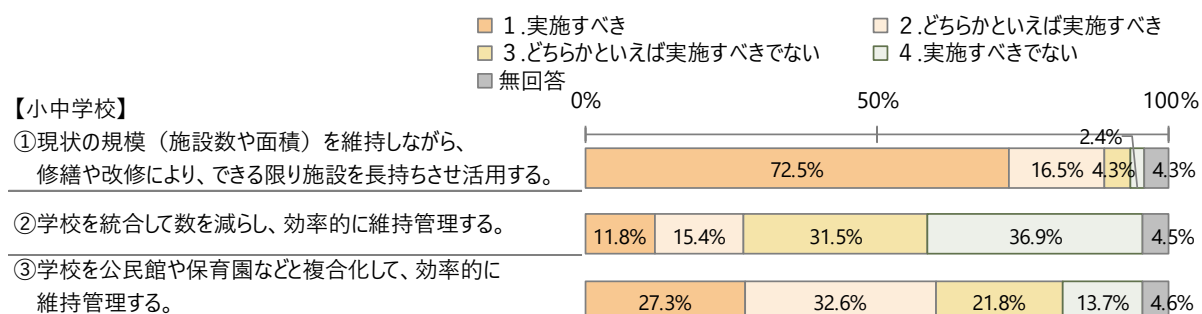


### イ) 小中学校

「現状の規模（施設数や面積）を維持しながら、修繕や改修により、できる限り施設を長持ちさせ活用する」（89.0%）、「学校を公民館や保育園等と複合化して、効率的に維持管理する」（59.9%）

※ パーセンテージは「実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合計した数値

(図表 2-37) 小中学校の今後のあり方





### 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 3-1 計画期間

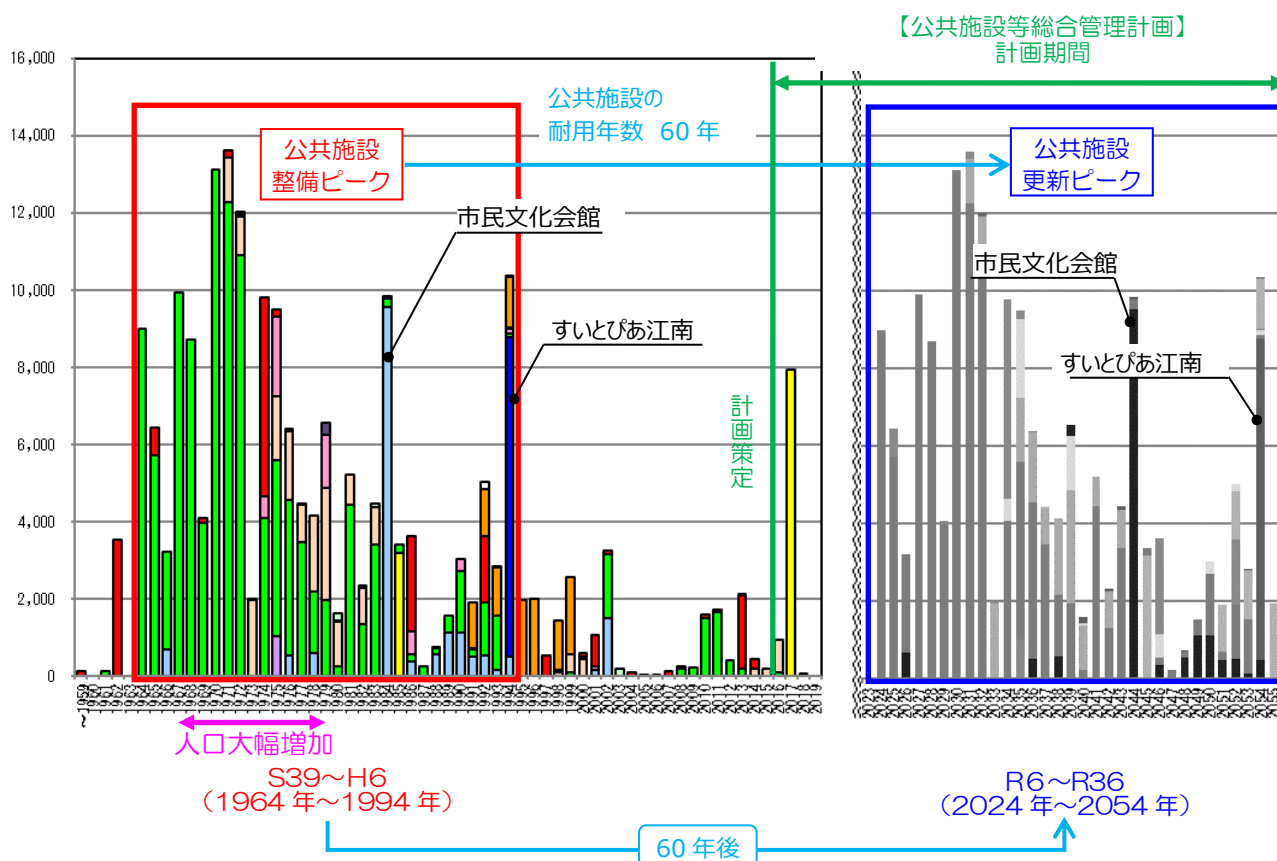
本計画は、公共施設等の最適な配置、維持管理等に向けて、長期的な視点に基づき検討するものであることから、計画期間は公共施設等の更新時期を踏まえて設定します。

本市では、人口が大幅に増加傾向であった 1960 年代半ばから多くの公共施設等が整備され、その後も昭和 59 年度（1984 年度）の市民文化会館や平成 6 年度（1994 年度）のすいとびあ江南等の大規模な施設が整備されています。

公共施設の耐用年数を 60 年とすると、2020 年代半ば～2050 年代半ばにこれらの施設の更新のピークを迎えます。

そのため、計画期間は施設の更新ピークを包含できるように、平成 28 年度（2016 年度）から 40 年間とします。

計画期間 平成 28 年度～令和 37 年度（40 年間）  
（2016 年度） （2055 年度）



(図表 3-1) 公共施設の更新のピーク

## 3-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

### 3-2-1 全庁的な取組体制の構築

これまで、行政サービスの提供のために必要な施設は、各所管部署が予算を確保し単独で整備してきました。施設に不具合が発生すれば、同様に、各所管部署が修繕や改修を実施し、施設を健全な状態に保とうと努めてきました。

しかし、既に明らかになったとおり、将来、公共施設等の更新費用を負担することは不可能となっており、従来の施設管理体制を維持したままでは、施設全体の所有量の適正化、施設の転用や所管部署の異なる施設の集約等による有効利用を図ることは困難であると考えられます。

本市では、本計画の基本方針等に基づく個別施設計画として、各公共施設の中長期的かつ具体的な取組等について取りまとめる「再配置計画」を、施設の良好な状態を確保するために必要な維持、改修・更新等の内容や優先順位、実施時期を定める「保全計画」を策定しています。

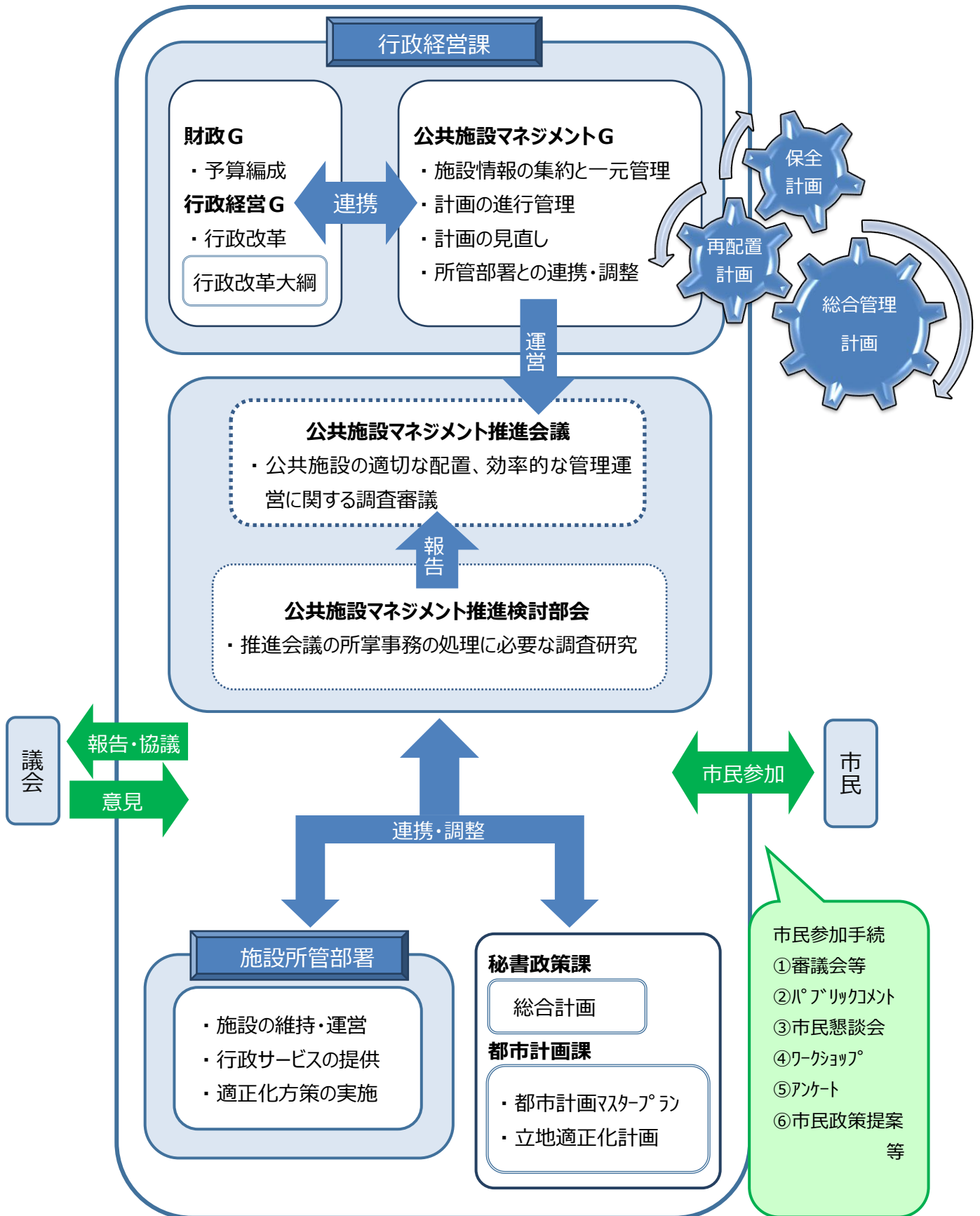
公共施設マネジメントの推進に当たっては、庁内組織として設置した公共施設マネジメント推進会議のもとに、これらの計画に基づく取組の実施状況や検討結果を検証しながら、公共施設マネジメントの専任部署や各施設所管部署の考えだけでなく、公共施設等に係る予算措置、行政改革等、全庁の組織があらゆる面で一貫した考えのもとに連携し、一体的かつ円滑な推進を図ります。

### 3-2-2 情報管理・共有方策

公共施設等の情報は、これまで所管部署ごとに管理され、施設台帳等の情報は当該所管部署内で活用していました。

今後は、施設情報や点検結果等の情報を収集、蓄積したデータベースを構築し、庁内のネットワークにより各所管部署と共有することで、全庁的に連携し、一体的な公共施設マネジメントの推進に活用します。

(図表 3-2) 公共施設マネジメントの推進体制



### 3-3 現状や課題に対する基本認識

#### 3-3-1 更新費用の財源不足額

これまでの試算結果から、現在所有する公共施設等を全て更新すると、公共施設等の更新費用は総額で 1,372.6 億円必要なのに対し財源は 691.9 億円と、680.7 億円不足することとなり、更新費用の 50%程度しか財源が確保することができないということになります。

(図表 3-3) 更新費用と充当可能な財源の見込み

種別	①更新費用の見込み	②充当可能な財源の見込み	不足額 ②-①
公共施設	837.9 億円 (22.6 億円/年)	451.4 億円 (12.2 億円/年)	▲386.5 億円 (▲10.4 億円/年)
インフラ施設 (普通会計)	534.7 億円 (14.5 億円/年)	240.5 億円 (6.5 億円/年)	▲294.2 億円 (▲8.0 億円/年)
合計	1,372.6 億円 (37.1 億円/年)	691.9 億円 (18.7 億円/年)	▲680.7 億円 (▲18.4 億円/年)

#### 3-3-2 公共施設の適正規模

本市は、昭和 29 年（1954 年）の市制施行以来、市町村合併をしておらず機能が重複する施設が少ないことや、扶助費の割合が高く投資的経費を圧迫し公共施設等の整備に消極的な状況とならざるを得なかったことなどにより、公共施設の人口 1 人当たりの延床面積は小さくなっています。また、既存施設の計画的な改修・更新も実施されてこなかったため、他の団体と比べて施設の老朽化が著しくなっています。

本市の財政は、人口減少と少子高齢化等、人口構造の変化の影響でさらに厳しい状況となることが見込まれており、将来の更新費用の増加や人口減少等による影響を見据え、公共施設の総延床面積とライフサイクルコストを縮減する必要があります。

しかし、本市の公共施設の人口 1 人当たりの延床面積の小ささを踏まえると、単に財政負担の軽減のみを目的とするのではなく、人口構造の変化や、それに伴う市民ニーズの変化への対応策、地域コミュニティ維持のための方策を組み込み、施設の統廃合等による総量やコストの縮減が、行政サービスの質の低下につながらないようにしなければなりません。

#### 3-3-3 予防保全型の維持管理

公共施設等の維持管理は、これまで劣化や故障が進行してから対応してきました。しかし、今後、施設の老朽化が進行した中でこのような維持管理を継続した場合、突発的に高額なコストが必要になるだけでなく、修繕や改修・更新工事の間、施設の機能が停止したり、利用者の安全を損ねたりする可能性もあります。

このような事態を未然に防ぐには、今後の公共施設等の維持管理は、定期点検等により劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を施す予防保全の考え方に基き実施していく必要があります。

予防保全型維持管理は、施設の耐用年数を延長し、ランニングコストを軽減するとともに、施設の更新のタイミングを遅らせることにより、財政負担の平準化にも寄与します。

### 3-4 基本方針

本市の公共施設等の現況や人口の将来見通し、財政状況等の公共施設等に関する課題を踏まえ、公共施設等についての基本方針を設定します。

#### 3-4-1 公共施設

公共施設に関しては以下の3つを基本方針として取り組みます。

#### 公共施設の管理における基本方針の3つの柱

方針

1

#### 施設総量の縮減

市民へのサービス水準を維持、充実させながら、施設の統廃合等を推進することにより、公共施設の延床面積を縮減し、改修・更新や維持・運営に必要なコストの適性化を図ります。

方針

2

#### 施設の長寿命化

予防保全型の維持管理を実施し、長期にわたって計画的に施設の安全性や利便性を確保します。施設の健全度の評価をもとに適切に管理し、目標使用年数をおおむね80年として長寿命化を図ります。

方針

3

#### 運営の適正化

公共施設の運営手法について、指定管理者制度の範囲拡大や民間施設への代替、包括的民間委託など、PPP/PFIのさらなる推進によるコストの縮減を図ります。また、受益者負担の原則の観点から利用料金の適正化を図ります。

## 3-4-2 インフラ施設

インフラ施設に関しては以下の3つを基本方針として取り組みます。

### インフラ施設の管理における基本方針の3つの柱

方針

1

#### 都市基盤の安全性向上

インフラ施設は、市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理を実施することにより、事故や災害によるリスクを軽減し、安全で快適な暮らしを確保します。

方針

2

#### コスト縮減に向けた維持管理

施設の安全性や機能を確保するための一定の基準を設定した上で、合理的な維持管理を実施します。また、外部委託の範囲拡大や包括管理委託の導入等、コスト縮減に向けた施策について検討します。

方針

3

#### 資産情報の収集・蓄積と計画的な管理の推進

インフラ施設は、多様かつ多量の施設が整備されているため、点検結果をはじめとした情報を適切に収集・蓄積し、劣化予測等に活用し個別施設計画に反映させ、計画的な管理を推進します。

## 3-5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 3-5-1 点検・診断等の実施方針

- 日常点検、定期点検の確実な実施による劣化・異常の早期把握
- 点検結果の蓄積と計画の見直し・長寿命化等への活用

公共施設等は、市民の利用状況や経年変化から生じる損傷、老朽化の進行に伴い、本来の機能を低下させていきます。そのため、点検と、その結果をもとにした診断を実施することにより、施設の状況を的確に把握し、管理することが必要です。

点検には、日常的な点検のほかに、月・年点検等の定期点検、法に基づく法定点検等があり、施設の特性に応じて適切な点検を実施します。施設の劣化や異常を速やかに把握し、利用者の安全を確保しながら、点検結果から健全度を評価し、その結果を蓄積することにより、今後の本計画の見直しや長寿命化対策に活用します。

定期点検は、専門知識を有する技師が行うことにより、その時点での異常の有無のほか、経年変化の進行をより正確に予測することができ、同一の技師が作業を行うことにより、施設毎の劣化特性等も把握することが可能となります。また、施設所管部署や施設管理者による日常点検は、施設の劣化や異常を把握する上で有効な手段であると考えられます。

なお、点検作業の効率化やコストの縮減のため外部に委託を行う場合には、複数の施設をまとめて発注する包括管理委託の導入可能性についても検討します。

### 3-5-2 維持管理・更新等の実施方針

- 安全確保、機能維持のための維持管理、修繕を実施
- 包括的管理の実施による効率化
- 複合化や減築の検討結果を踏まえた改修・更新の実施
- PPP/PFI の活用

#### (1) 維持・修繕の実施方針

公共施設等では、市民に対して常に安全で快適な使用環境を提供する必要があります。そのため、日常の点検・保守業務により、劣化や機能低下を早期に発見、修繕するとともに、施設の長寿命化に向けた予防保全型維持管理を実施します。

また、公共施設等を供用し続けるためには、設備機器の運転や清掃、整備が必要です。特に設備機器については、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整等が不可欠です。

設備機器の維持業務は、専門性を有する外部業者への委託を行っていますが、今後は、コストの縮減に向け、複数の施設をまとめた包括管理委託の可能性についても検討していきます。

#### (2) 更新・改修の実施方針

老朽化の進行した施設については、施設の複合化や減築についての検討を経た上で、更新・改修を実施します。公共施設等の更新・改修は、高額な費用を要するとともに、その後の維持・修繕や運営を考慮した長期的な視点に立った検討が必要となります。そのため、PPP/PFI を積極的に活用し、民間の資金や技術・ノウハウを活用します。



### 3-5-3 安全確保の実施方針

- 利用者の安全確保を最優先
- 健全度評価による維持、更新、廃止等を判断

公共施設等は、利用者の安全を最優先に担保することが必要です。また、公の施設ということを踏まえ、万一の事故・事件・災害に遭遇したときの損害を最小限にとどめ、早期の復旧が可能な体制を整えることが重要となります。

施設の安全確保については、各種の点検により、その危険性が認められる場合や、健全度評価から安全性の低下が予想される場合には、適切な修繕・改修を実施します。ただし、修繕・改修に高額な費用を要する場合や、改修による効果を期待することができない場合等は、施設の更新、廃止等を検討します。

### 3-5-4 耐震化の実施方針

- 公共施設の新構造部材の耐震化の推進
- インフラ施設の耐震化の推進

本市では、南海トラフ地震等の発生に備えて、江南市耐震改修促進計画を策定し、公共施設を含めた市内の建築物の耐震化の促進を図ってきました。平成 27 年度（2015 年度）には全ての公共施設（躯体）の耐震化が完了しており、今後の施設改修等の際には、同時に吊り天井等の非構造部材の改修を実施するなど、効率的な手法を検討します。

また、インフラ施設については、上下水道や橋梁等の耐震性を確認し、優先順位を設定した上で、順次耐震化を進めます。

### 3-5-5 長寿命化の実施方針

- “事後保全型維持管理”から、“予防保全型維持管理”へ
- 大規模改修や予防保全改修の実施による長寿命化

本市の公共施設の構造の多くを占める RC（鉄筋コンクリート）造の耐用年数は、一般的に 50 年程度とされていますが、躯体以外の屋上防水や内外装、空調や給排水設備類については、50 年間その性能が維持されるわけではなく、健全に使用し続けるためには、定期的なメンテナンスが必要となります。

このことを踏まえ、今後は予防保全型維持管理を実施することとし、健全度を保ちながら耐用年数を延長し長寿命化を図っていくために、適切な時期に大規模改修等の計画的な改修を実施します。

長期的には、市民ニーズに対する施設機能の陳腐化も予想され、老朽化対策と合わせて、新たなニーズに対応するための改修の必要性を検討します。

また、施設の改修や更新だけでなく、維持・運営についても手法を見直すなど、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

### 3-5-6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 特定の個人・団体だけでなく、誰もが安心して利用できる施設整備

これまで公共施設は、各所管部署が特定の個人・団体を対象としたサービスを提供するために、それぞれに適した施設内容を検討して整備されてきました。しかし、既存の公共施設では、価値観やライフスタイルが



変化し、また、高齢化の進展や、障害者数の増加等に伴い多様化したニーズに対応することは容易ではありません。

今後、老朽化の進行した施設の改修や更新の際には、高齢者や障害者、妊婦や子ども連れも安心して利用できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設整備を推進します。

### 3-5-7 脱炭素化の推進方針

- 再生可能エネルギーの導入
- 公共施設の ZEB 化・省エネルギー化

「第四次江南市地球温暖化対策実行計画」（令和 5 年 3 月策定）における考え方を踏まえ、LED 照明の導入や太陽光発電の積極的な導入、高効率な省エネルギー設備への更新など、環境に配慮した施設建設・改修による脱炭素化の推進を図ります。

### 3-5-8 統合や廃止の推進方針

- 安全確保・持続的な行政サービスの提供のための施設総量・コストの適正化
- 人口 1 人当たりの延床面積の小ささを踏まえた統合、複合化
- 市民ニーズ、民間参画の可能性等を踏まえた譲渡、廃止

公共施設等の安全性を確保し、持続的な行政サービスを提供するためには、適正な配置や規模を検討した上で、統廃合等により総量を縮減し、安定的に財源を確保することが不可欠となります。

施設の統合や複合化に当たっては、人口 1 人当たりの延床面積の小ささを踏まえ、施設総量の縮減がサービスの低下につながらないよう、類似機能をもつ施設との統合や、異なる機能をもつ施設との複合化、施設の転用により、利便性が向上するような施設づくりを図ります。

利用者が少ない施設や本来の設置目的による役割を終えた施設、老朽化が著しい施設、民間で同様のサービスが実施されている施設等については、廃止や譲渡を推進し、施設やその敷地について売却益が得られた場合は、基金に積み立てるなどして、将来の更新費用の財源不足に備えます。

また、更新を実施する際は、現状と同規模で建て替えるのではなく、減築の可能性についても併せて検討します。

### 3-5-9 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 専任部署を中心とした組織体制の構築
- データベースの構築と情報管理・共有

公共施設マネジメントの推進に当たっては、公共施設マネジメントの専任部署や各施設所管部署の考えだけでなく、公共施設のマネジメント及びそれに係る予算措置、行政改革等、全庁の組織があらゆる面で一貫した考えのもとに連携し、庁内組織として公共施設マネジメント推進会議を設置するなど、一体的かつ円滑な推進を図ることができる体制を構築します。

また、施設情報や所管部署等による点検結果等を収集、蓄積したデータベースを構築し、庁内のネットワークにより各所管部署と共有することで、全庁的に連携し、一体的な公共施設マネジメントの推進に活用します。

### 3-6 PDCA サイクルの推進方針

- 計画の実効性を確保するために縮減目標を設定
- 進捗状況等について検証し、おおむね 5 年ごとに見直し
- 下位計画である個別施設計画と互いに反映しながら柔軟に推進

公共施設マネジメントが計画的かつ円滑に推進されるよう、本計画は、随時見直しを行い、実効性を確保した計画とします。

そのために、具体的な数値による縮減目標を設定し、本計画や個別施設計画に基づく適正化方策の実施状況や効果等を評価するとともに、市の人口構造や財政状況等の計画策定後の実情と乖離がないかなど、おおむね 5 年ごとに検証し、個別施設計画等との上下関係にとらわれず、互いに反映しあいながら柔軟に公共施設マネジメントの推進を図ります。

縮減目標は、市の最上位計画である総合計画における個別目標としても位置付けることで、PDCA サイクルに沿って定期的な評価を実施し、その結果を議会や市民に報告し、広く公表します。

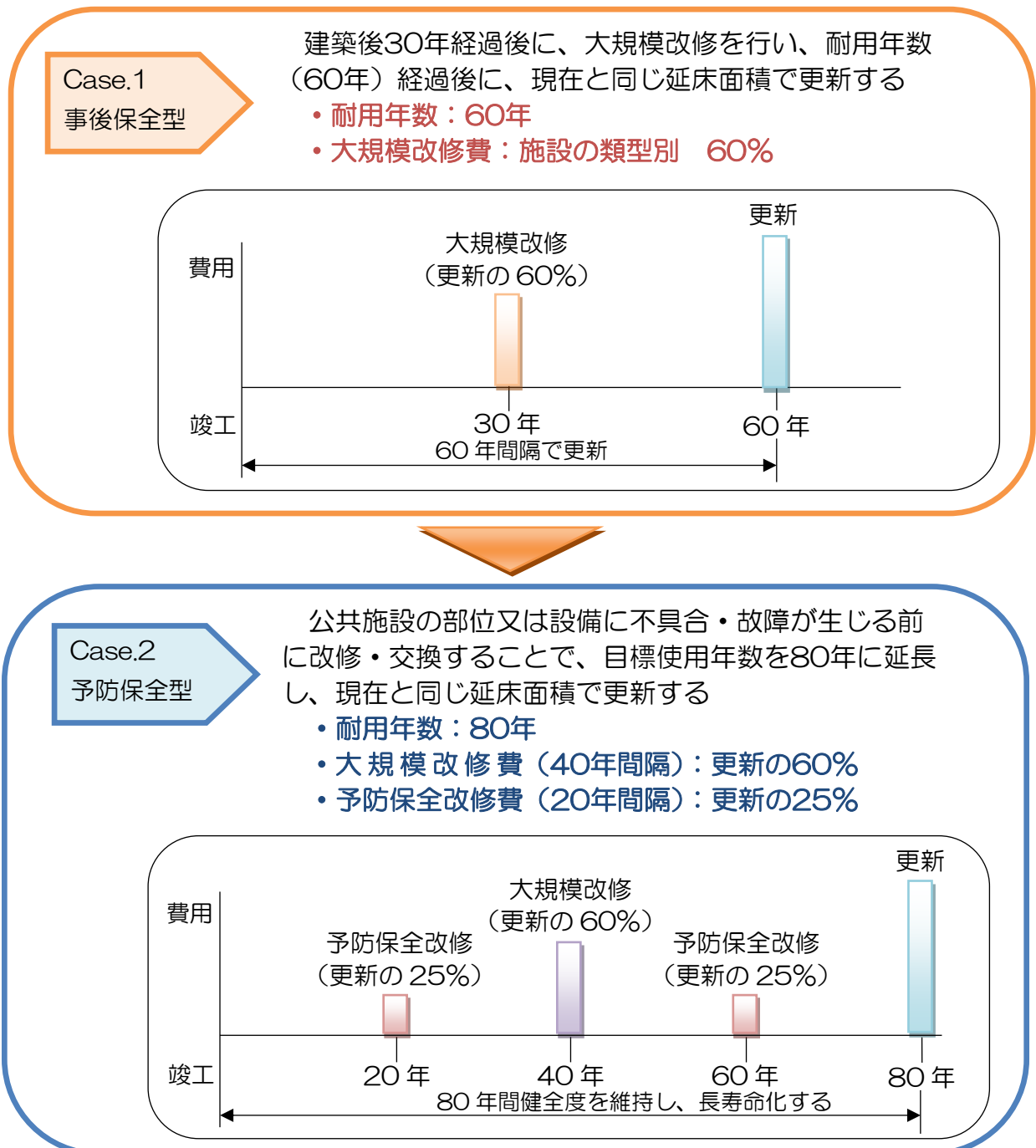
### 3-7 縮減目標の設定

前章では、事後保全型維持管理を実施し、全ての公共施設等を同規模で改修・更新するものとして更新費用を試算しました。本計画の実効性を確保するための縮減目標を設定するに当たり、予防保全型維持管理の考えに基づいて再試算し、その縮減効果を確認します。

#### 3-7-1 公共施設の予防保全型維持管理の試算

事後保全型維持管理では公共施設の耐用年数を60年と想定したのに対し、予防保全型維持管理では適切な時期に改修を行い、耐用年数を80年まで延長することができるものと想定します。試算条件は次のとおりです。

(図表 3-4) 事後保全型と予防保全型の概要



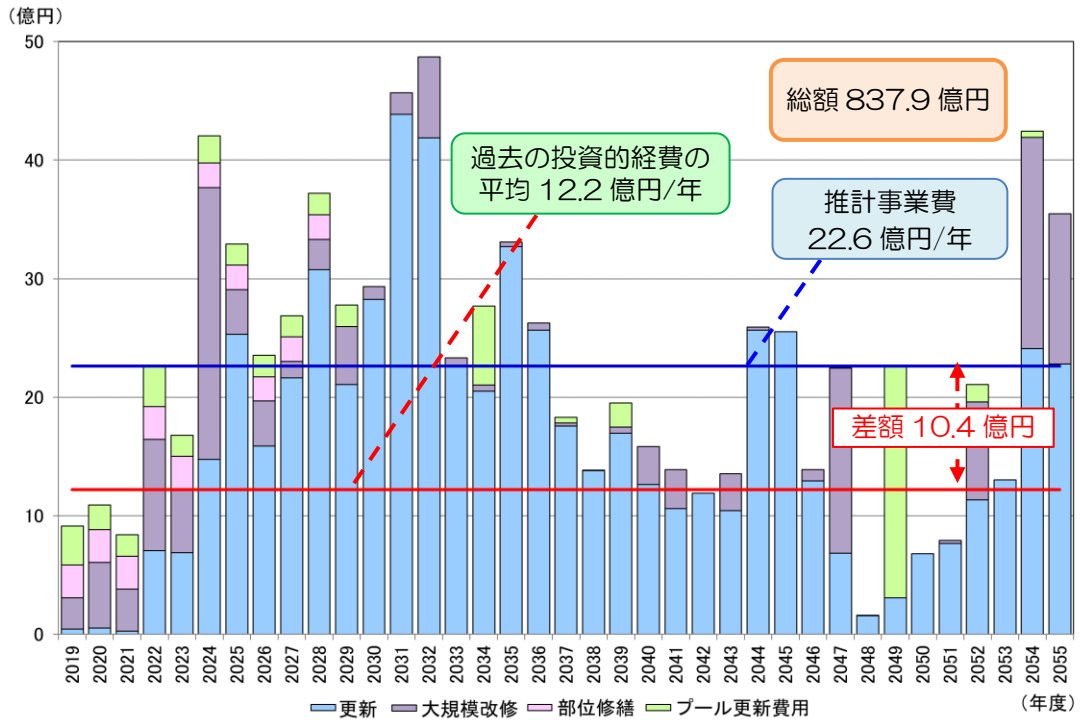
※事後保全型・予防保全型ともに、部位の劣化度評価がCの場合は10年以内に、Dの場合は5年以内に部位修繕を実施すると想定

○公共施設の更新費用の見込みの比較

事後保全型維持管理を実施した場合（Case.1）と予防保全型維持管理を実施した場合（Case.2）の更新費用を比較します。

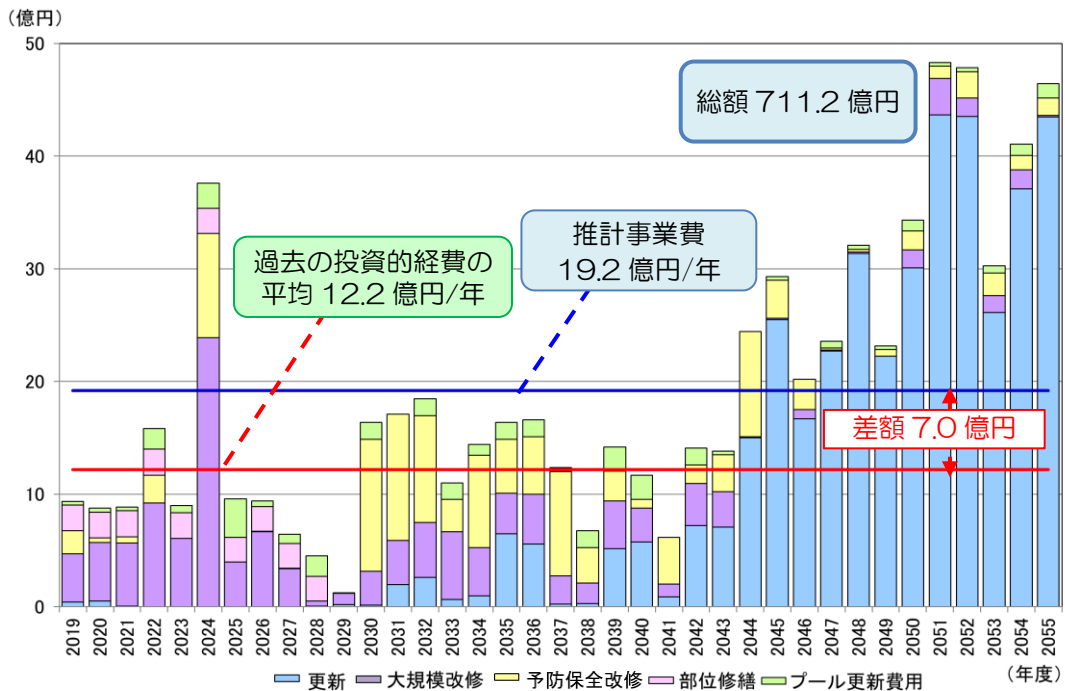
予防保全型維持管理を実施した場合、126.7 億円（3.4 億円/年）の縮減効果が期待できます。

Case.1 事後保全型



126.7 億円の縮減  
(3.4 億円/年)

Case.2 予防保全型



(図表 3-5) 公共施設の更新費用の見込みの比較

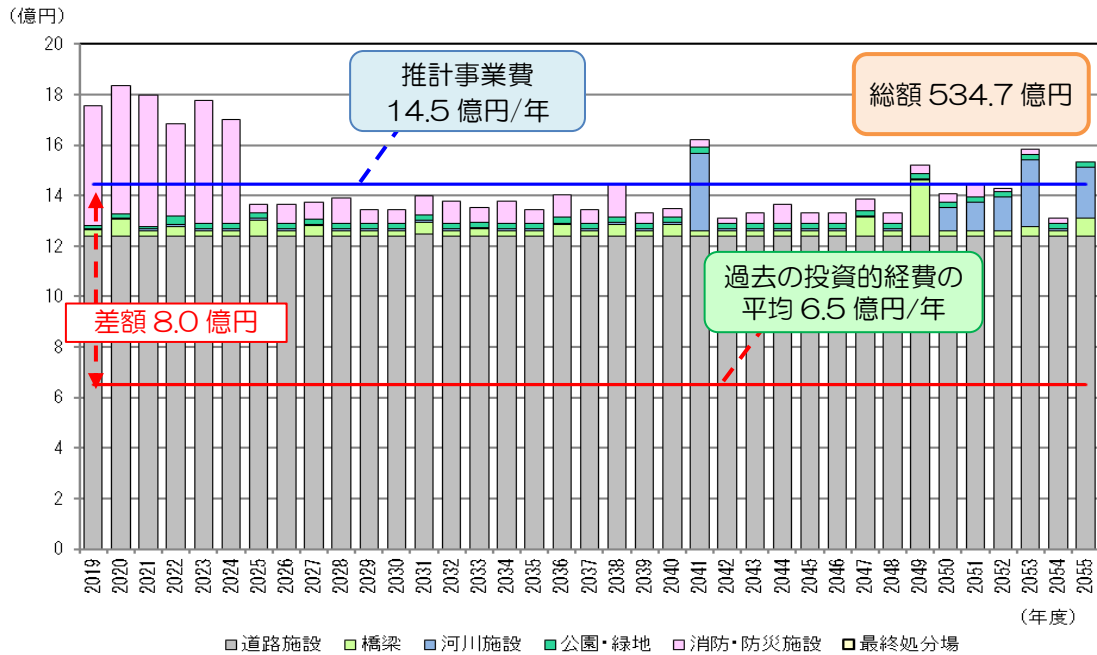
### 3-7-2 インフラ施設（普通会計）の予防保全型維持管理の試算

本市では、一部のインフラ施設について、安全確保やコスト縮減を目的に、所管省庁からの指針等に基づいた長寿命化計画等を策定しており、それらの施設は当該計画を踏まえた試算にするとともに、他の施設についても管理実態に適した維持管理を実施し、長寿命化する場合の費用を試算しました。ただし、予防保全型維持管理を実施することが困難な施設は、事後保全型維持管理の費用と同一とします。

#### ○インフラ施設（普通会計）の更新費用の見込みの比較

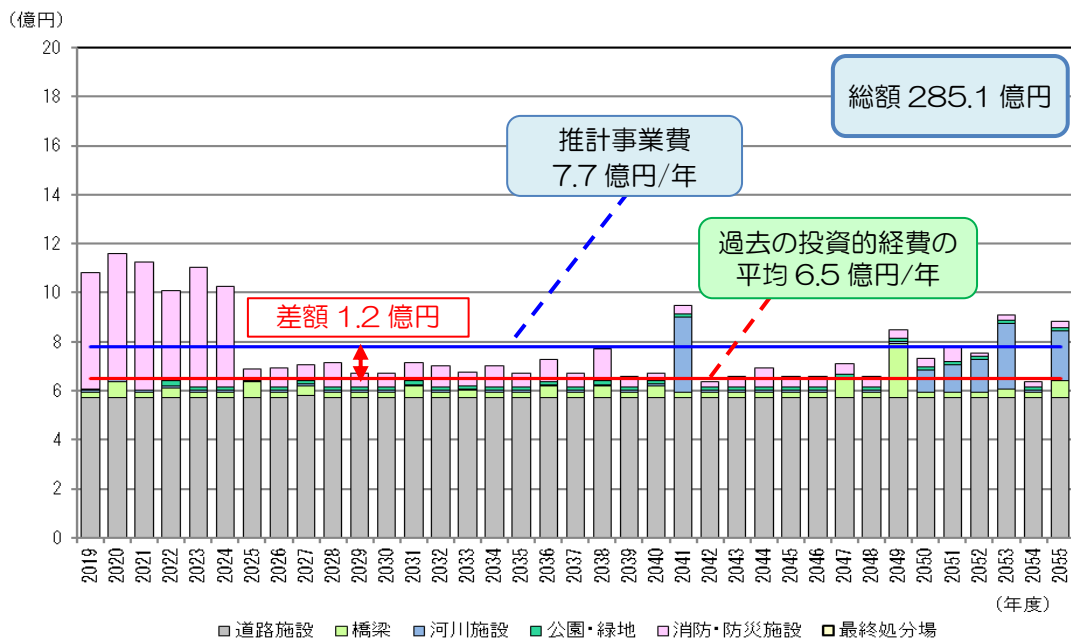
予防保全型維持管理を実施した場合、249.6 億円（6.8 億円/年）の縮減効果が期待できます。

#### Case.1 事後保全型



249.6 億円の縮減  
(6.8 億円/年)

#### Case.2 予防保全型

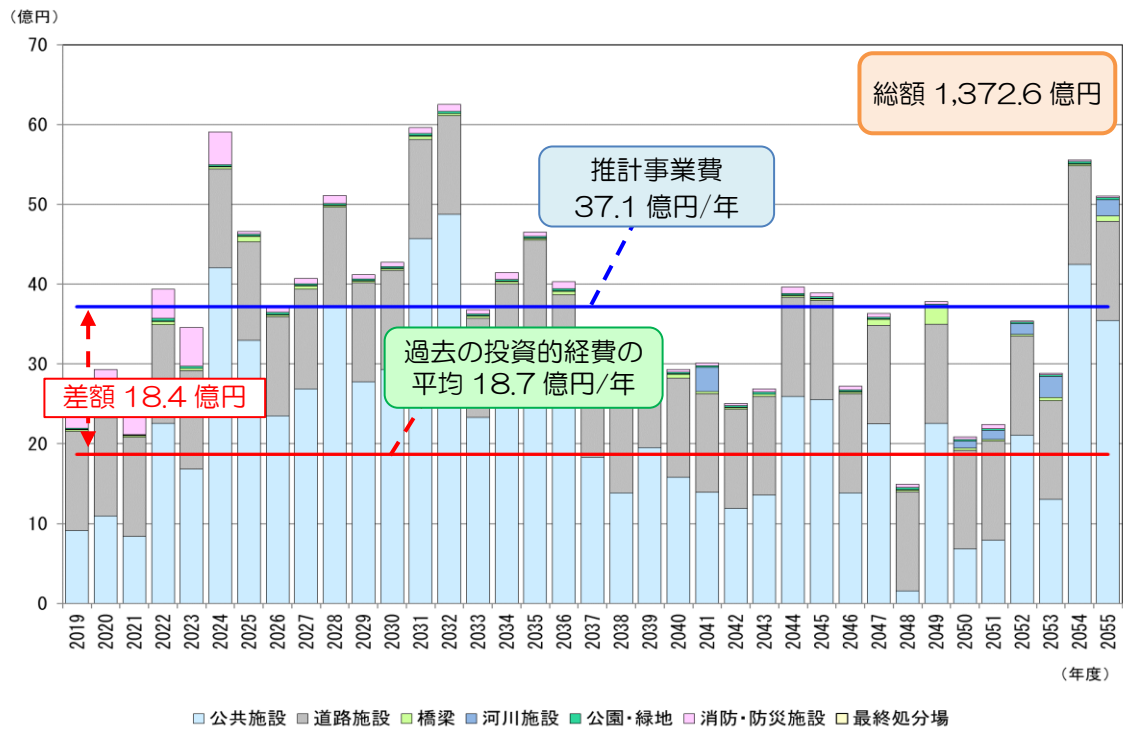


(図表 3-6) インフラ施設（普通会計）の更新費用の見込みの比較

### 3-7-3 公共施設等（公共施設+インフラ施設（普通会計））の更新費用の見込みの比較

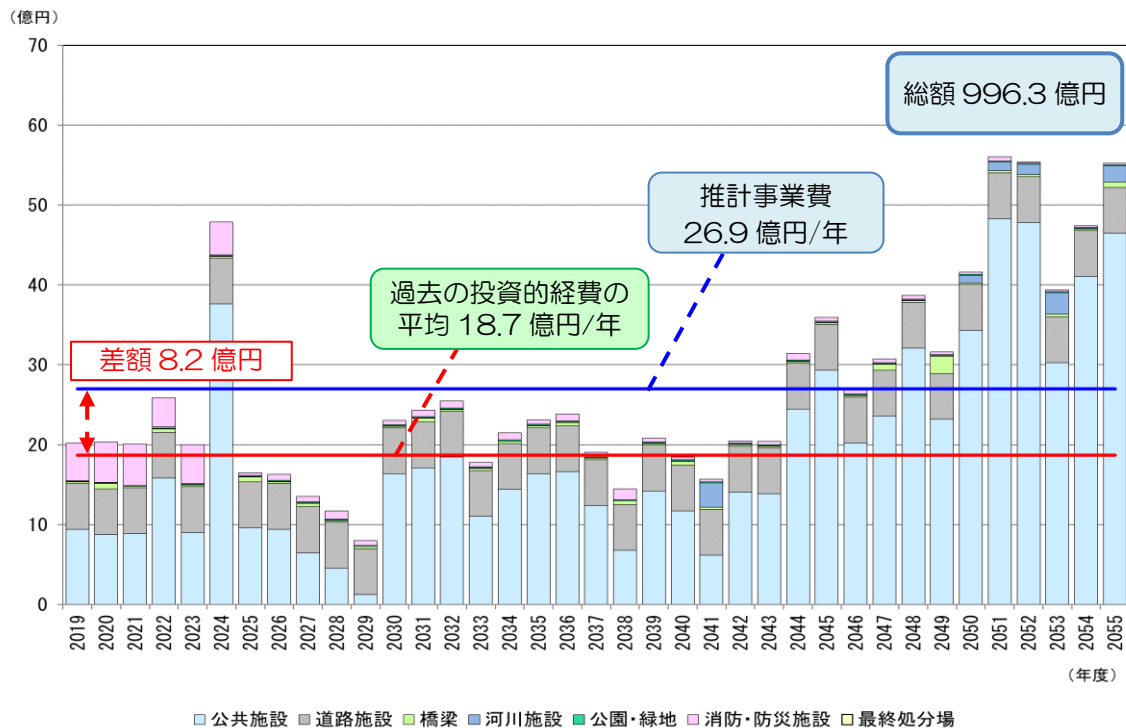
予防保全型維持管理を実施した場合、376.3 億円（10.2 億円/年）の縮減効果が期待できます。

#### Case.1 事後保全型



376.3 億円の縮減  
(10.2 億円/年)

#### Case.2 予防保全型



(図表 3-7) 公共施設等の更新費用の見込みの比較

### 3-7-4 更新費用と充当可能な財源のまとめ

公共施設及びインフラ施設（普通会計）について予防保全型維持管理を実施する場合、376.3 億円（10.2 億円/年）もの縮減効果があると試算されましたが、現在所有する公共施設等の規模を維持したままでは、財源不足が解消されないことが明らかになりました。下表に示すように、総不足額は 304.4 億円、年平均 8.2 億円となり、更新費用の 69%程度しか財源が確保できません。

(図表 3-8) 更新費用と充当可能な財源の見込みのまとめ

種 別	更新費用の見込み (試算結果)		③充当可能な財源 の見込み	不足額 ③-② 充足率
	①事後保全型	②予防保全型		
公共施設	837.9 億 (22.6 億円/年)	711.2 億円 (19.2 億円/年)	451.4 億円 (12.2 億円/年)	▲259.8 億円 (▲7.0 億円/年) 63%
インフラ施設 (普通会計)	534.7 億円 (14.5 億円/年)	285.1 億円 (7.7 億円/年)	240.5 億円 (6.5 億円/年)	▲44.6 億円 (▲1.2 億円/年) 84%
合 計	1,372.6 億円 (37.1 億円/年)	996.3 億円 (26.9 億円/年)	691.9 億円 (18.7 億円/年)	▲304.4 億円 (▲8.2 億円/年) 69%

公共施設等に充当可能な財源は 18.7 億円/年のうち、インフラ施設の財源が 6.5 億円/年であるのに対し、必要なコストは 7.7 億円/年と、1.2 億円/年不足することとなります。道路や橋梁等のインフラ施設は、その性質上、規模を縮減することが事実上不可能であると考えられ、この財源不足 1.2 億円/年を解消することは困難であるということになります。したがって、公共施設に充当可能な財源 12.2 億円/年のうち 1.2 億円/年をインフラ施設に充当し、公共施設等の財源不足の総額 8.2 億円/年は公共施設の延床面積を縮減することで解消を図る必要があるということになります。

以上のことから、以下のとおり縮減目標を設定します。

《縮減目標》  
公共施設のライフサイクルコスト  
304.4 億円（8.2 億円/年）の縮減

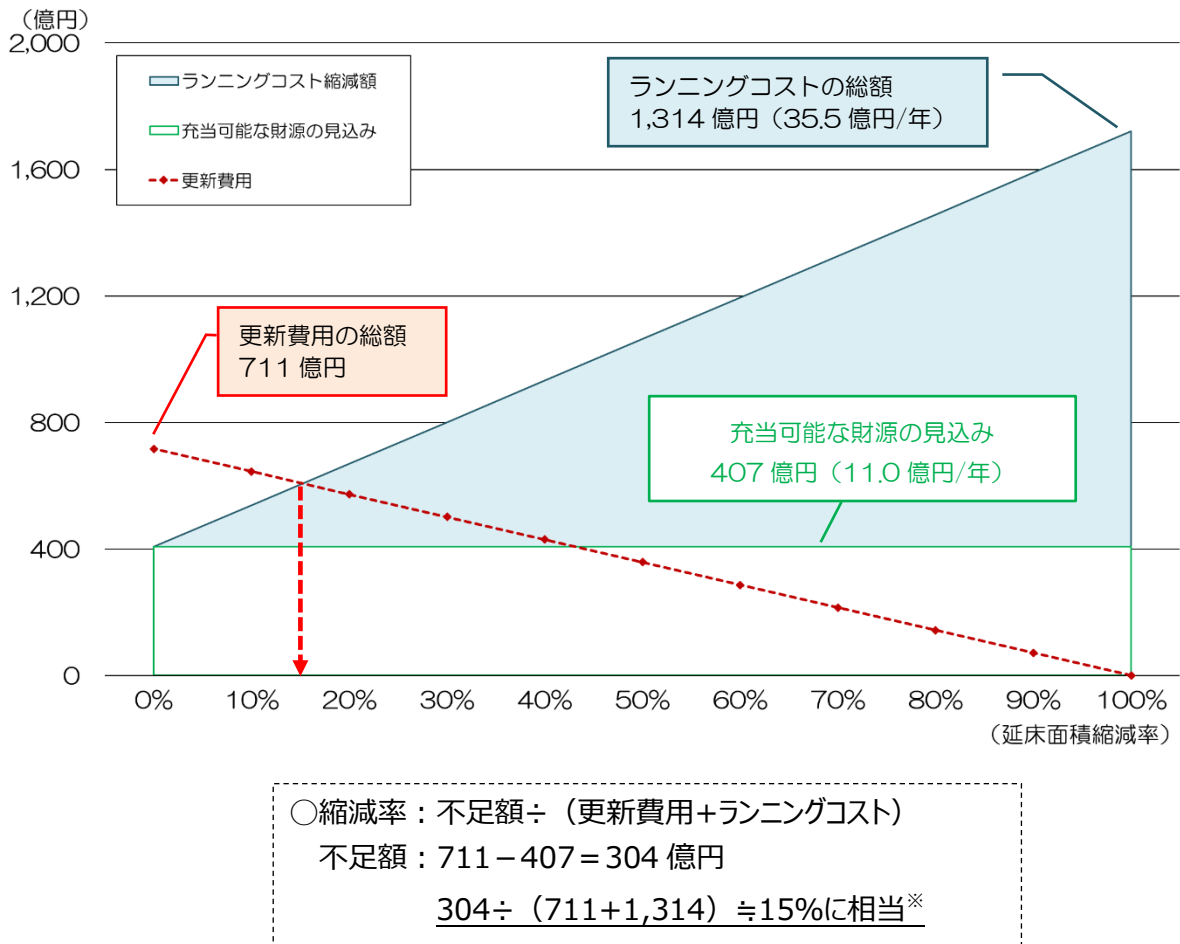


○財政面からみた公共施設の適正所有量

公共施設について、財源不足を解消するために必要な延床面積の縮減率を試算します。

公共施設の面積を縮減することにより、将来の更新費用が縮減されることに加え、光熱水費や修繕料、施設で提供するサービス等に係る人件費、委託料等のランニングコストが、縮減した公共施設の延床面積に比例して縮減されるものと仮定し、この縮減分を公共施設の更新費用に充当可能な財源へ加算されるものとして延床面積をどれだけ縮減する必要があるかを試算しました。

(図表 3-9) 延床面積縮減率とランニングコストの縮減シミュレーション



※全ての公共施設のランニングコストから公共施設の延床面積 1 m<sup>2</sup>当たりのコストを算出し、毎年度均等に延床面積を縮減した場合の縮減額をシミュレーションしたもの。実際には、施設ごとの 1 m<sup>2</sup>当たりのランニングコストや、年度ごとの縮減面積は異なるため、上記の縮減率は縮減目標と位置付けず、目安とします。



## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設について、前章で示した公共施設等の管理に関する基本的な方針やその基本的な考え方を踏まえ、施設類型ごとの基本的な方針を定めるに当たり、各施設について評価を実施します。

インフラ施設については、前章で示した基本的な方針等に加え、国の各省庁が示す指針を踏まえ、施設類型ごとの基本的な方針を定めます。

### 4-1 公共施設の評価方法

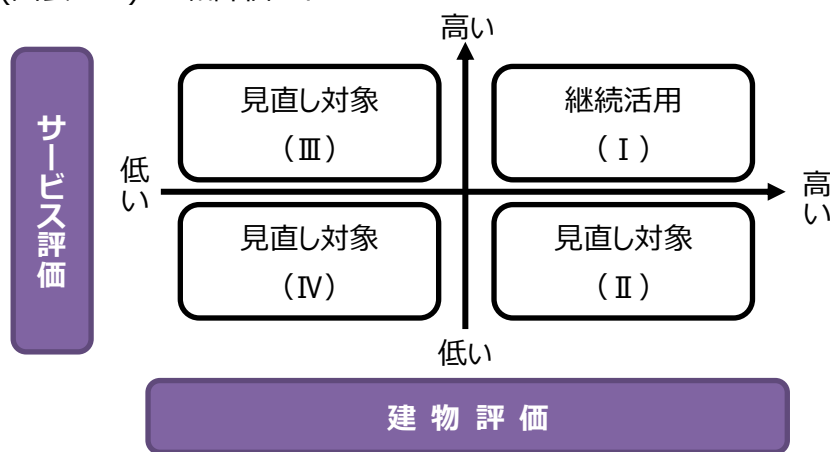
#### 4-1-1 一次評価（定量評価）

一次評価は、公共施設の建物本体の現状及びその健全性の維持に必要なコストに関する評価（建物評価）と、施設で提供するサービスに係る業務に関する評価（サービス評価）の2軸で行い、それぞれの評価項目について採点し、その評価点の合計で行います。

(図表 4-1) 評価項目

評価軸	評価項目	内容
建物評価	耐震性の有無	耐震性の有無
	老朽化率	老朽度（経過年数÷耐用年数）
	維持コスト	直近3年間の平均維持コスト
サービス評価	利用者増加率	直近5年間の利用者の増減
	稼働率	稼働率（利用区分数÷（開館日数×区分数））
	運営コスト	直近3年間の平均運営コスト
	市民1人当たり負担額	直近3年間の平均ランニングコストの市民1人当たり負担額

(図表 4-2) 2軸評価のイメージ



#### ◇評価結果と方向性

継続活用 (Ⅰ)：建物評価・サービス評価ともに高い施設

⇒ 現状維持

見直し対象 (Ⅱ)：建物評価は高いが、サービス評価は低い施設

⇒ 統合、複合化、機能移転（転用）、民間活用（貸付け、指定管理・業務委託、譲渡）、利用料金の適正化

見直し対象 (Ⅲ)：建物評価は低い、サービス評価は高い施設

⇒ 更新（統合・複合化）、機能移転（移転）、新設

見直し対象 (Ⅳ)：建物評価・サービス評価ともに低い施設

⇒ 更新（統合・複合化）、廃止、譲渡

#### 4-1-2 二次評価（定性評価）

二次評価は、一次評価（定量的評価）の結果を踏まえ、地区や施設ごとの特性や総合計画や各種関連計画との整合性、市民意向等、定性的な事項で行います。

### 4-2 評価基準

#### 4-2-1 一次評価（定量評価）

##### ① 施設の安全性の評価

施設の安全性は、耐震性の有無と施設の老朽度（老朽化率）から評価します。それぞれの評価項目と評価基準は以下のとおりです。複合施設（従たる施設）の評価は、主たる施設（小学校内の学童保育所は、使用する教室等の属する校舎）の安全性により評価します。

(図表 4-3) 施設の安全性の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価点
耐震性の有無	耐震性あり	10
	耐震性不要	4
	耐震性なし	0
老朽化率 (経過年数/耐用年数)	50%未満	10
	50～75%未満	6
	75～100%未満	4
	100%以上	0

(注) 老朽化率は、複数の棟で構成される施設の場合は、最も大きい棟の建築年度を代表建築年度として評価します。

##### ② 施設利用状況の評価

施設の利用状況は、利用者数、稼働率が把握できる施設の、直近5年間の利用者の増減と直近の稼働率から評価します。それぞれの評価項目と評価基準は以下のとおりです。

(図表 4-4) 施設利用状況の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価点
利用者増加率 (前年の実績 - 5年前の実績) / 5年前の実績	50%以上	10
	30～50%未満	8
	10～30%未満	5
	0～10%未満	3
	減少	0
	利用者情報なし 建築後5年未満の施設	5
稼働率 (利用区分数 / (開館日数 × 区分数))	75%以上	10
	50～75%未満	6
	25～50%未満	4
	25%未満	0
	利用者情報なし	5

### ③ ランニングコストの評価

ランニングコストは、直近3年間の維持コスト、運営コスト、市民1人当たり負担額の平均値から評価します。

なお、ランニングコストの評価は、施設を下位（負担額が小さい）から4つに区分し、評価点を10点、6点、3点、0点と設定しています。データがない施設については中間の5点と設定しています。それぞれの評価項目と評価基準は以下のとおりです。

(図表 4-5) ランニングコストの評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価点
維持コスト	下位 25%未満	10
	下位 25～50%未満	6
	下位 50～75%未満	3
	下位 75%以下	0
	データなし	5
運営コスト	下位 25%未満	10
	下位 25～50%未満	6
	下位 50～75%未満	3
	下位 75%以下	0
	データなし	5
市民1人当たり負担額 (一般財源/国勢調査人口)	下位 25%未満	10
	下位 25～50%未満	6
	下位 50～75%未満	3
	下位 75%以下	0
	データなし	5

④ 類型別の評価項目

施設利用状況については、市民が利用することのできない業務室や、定員が定められており利用者の増加を見込めない施設など、評価項目として適しておらず、評価の対象としないものがあります。類型別の評価項目は以下のとおりです。

(図表 4-6) 類型別の評価項目

類 型		施設利用状況	
		利用者 増加率	稼働率
市民文化系施設		○	○
社会教育系施設		○	○
スポーツ・レクリエーション系施設		○	○
行政系施設		—	—
学校教育系施設	小中学校	—	○
	給食センター	—	—
	その他教育施設	○	—
子育て支援施設	保育園	—	○
	児童館、子育て支援センター	○	○
	学童保育所	—	○
保健・福祉施設	保健施設、高齢福祉施設	○	○
	児童福祉施設、障害福祉施設	—	○
医療施設		○	○
産業系施設		○	○
公営住宅		—	○
公園	プール監視所	○	○
	倉庫・器具庫・休憩所等	—	—
最終処分場		—	—

#### 4-2-2 二次評価（定性評価）

二次評価の評価項目と評価基準は以下のとおりです。

(図表 4-7) 評価項目と評価基準

評価項目		評価基準
公共性 (行政関与の必要性・民間参画の可能性)	法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で、施設の設置・運営に関し、民間参画の制限・規制等がされている施設（サービス）である。</li> <li>・行政の職員等が常駐し、事務所、執務室等として利用されている施設である。</li> </ul>
	社会保障等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の福祉の増進を図ることを目的とし、無料又は低廉な料金でサービスを提供する施設である。</li> <li>・社会的・経済的弱者等を対象としたセーフティネットとなることを目的とした施設（サービス）である。</li> </ul>
	収益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が、設置又は運営に関し創意工夫を活かす余地が少なく、収益性を確保しにくい施設（サービス）である。</li> <li>・民間参画（民間施設、業務委託・指定管理者制度・PFI 導入等）の事例がない、又は少ない施設（サービス）である。</li> </ul>
交通利便性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅（江南駅、布袋駅、柏森駅）から半径1.0km又はバス停から半径0.5km圏内に立地している施設である。</li> <li>・駐車場が完備されている施設である。</li> </ul>
施設周辺の人口		<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地場所周辺に人口が集積している。<sup>※</sup></li> </ul> <p>※施設が含まれる 500mメッシュ（平成 27 年（2015 年）国勢調査）の人口密度と市全体の人口密度を比較</p>
市の施策との関連性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画の施策との関連性がある。</li> <li>・各種個別計画の施策の方向との関連性がある。</li> </ul>
市民意向		<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたって行政が優先的に維持・充実していくべき施設である。</li> <li>・統合又は廃止してもいいと思う施設である。</li> </ul>
配置状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置基準を満たしている。</li> <li>・将来的な需給予測を踏まえている。</li> <li>・同種・類似機能を有する民間施設等の立地状況を踏まえている。</li> </ul>

#### 4-3 評価結果

一次評価及び二次評価の結果は、「江南市公共施設カルテ」として、別途作成し、ホームページに掲載、毎年度更新します。

## 4-4 公共施設の管理に関する基本的な方針

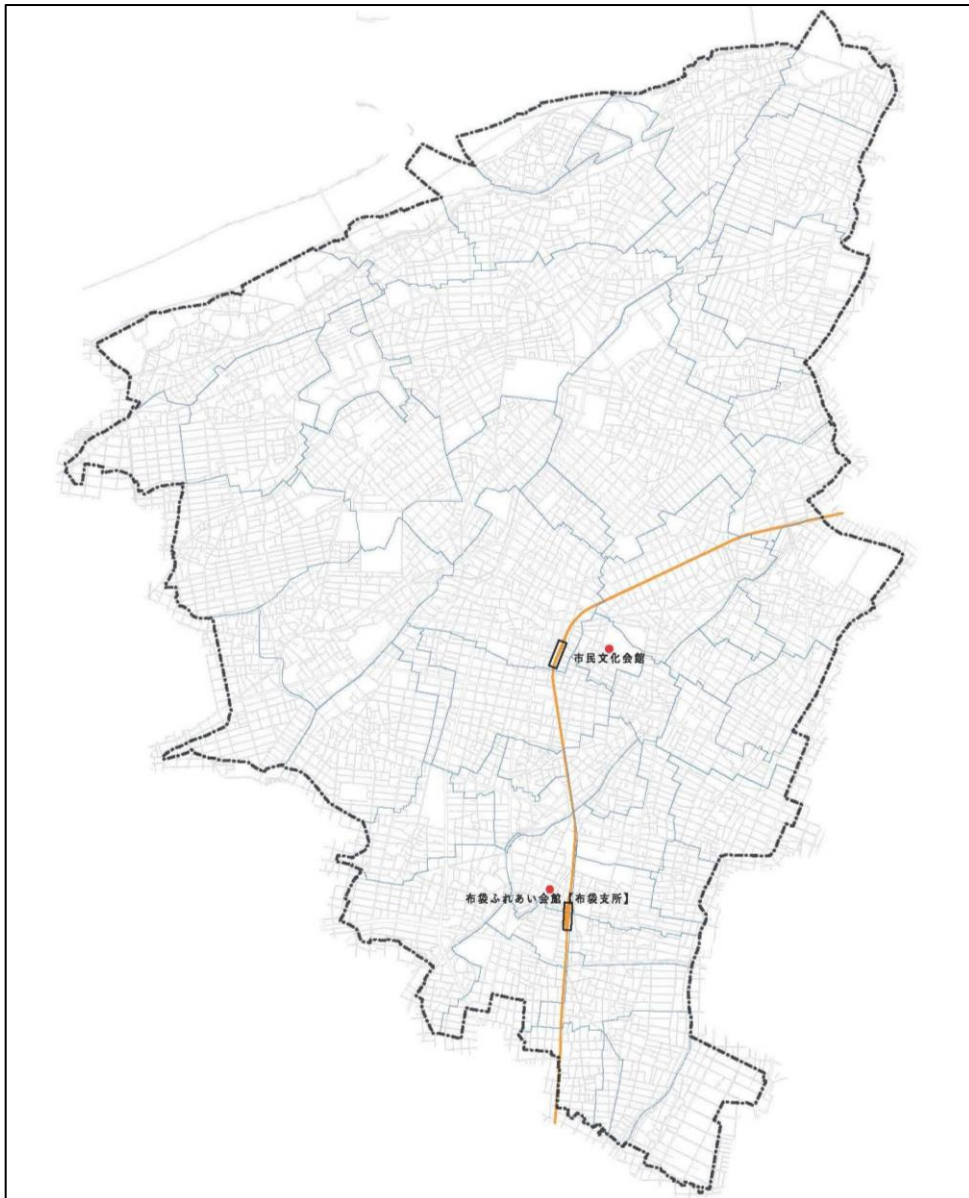
### 4-4-1 市民文化系施設（文化施設）

#### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
1	市民文化会館	文化施設	古知野 市街化区域	9,541.87	1984	指定管理（利用料金）
2	布袋ふれあい会館【布袋支 所】	文化施設	布袋 市街化区域	1,496.89	2002	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。

#### (2) 位置図



### (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

#### ① 市民文化会館

必需性は低いものの、公共による芸術文化振興の拠点としての役割を担っており、今後も予防保全型維持管理や複合化、PPP/PFI 手法の導入等により民間の活力を活用した更新・改修、運営等により高額なランニングコストの縮減を図りながら適切に維持していく必要があります。

#### ② 布袋ふれあい会館【布袋支所】

高齢福祉施設、集会施設、支所としての機能を有する複合施設であることから公共性が高く、また、比較的新しい建物であるため、今後も布袋駅周辺の基盤整備の影響による利用動向の変化、運営状況を踏まえた上で、他施設との複合化や、予防保全型維持管理により高額なランニングコストの縮減を図りながら適切に維持していく必要があります。また、支所で担う住民票の発行や市税等の収納業務については、マイナンバー制度やコンビニ収納の普及により、今後施設に求められるニーズが変化することが予想され、その必要性やあり方について検証する必要があります。

#### 4-4-2 市民文化系施設（集会施設）

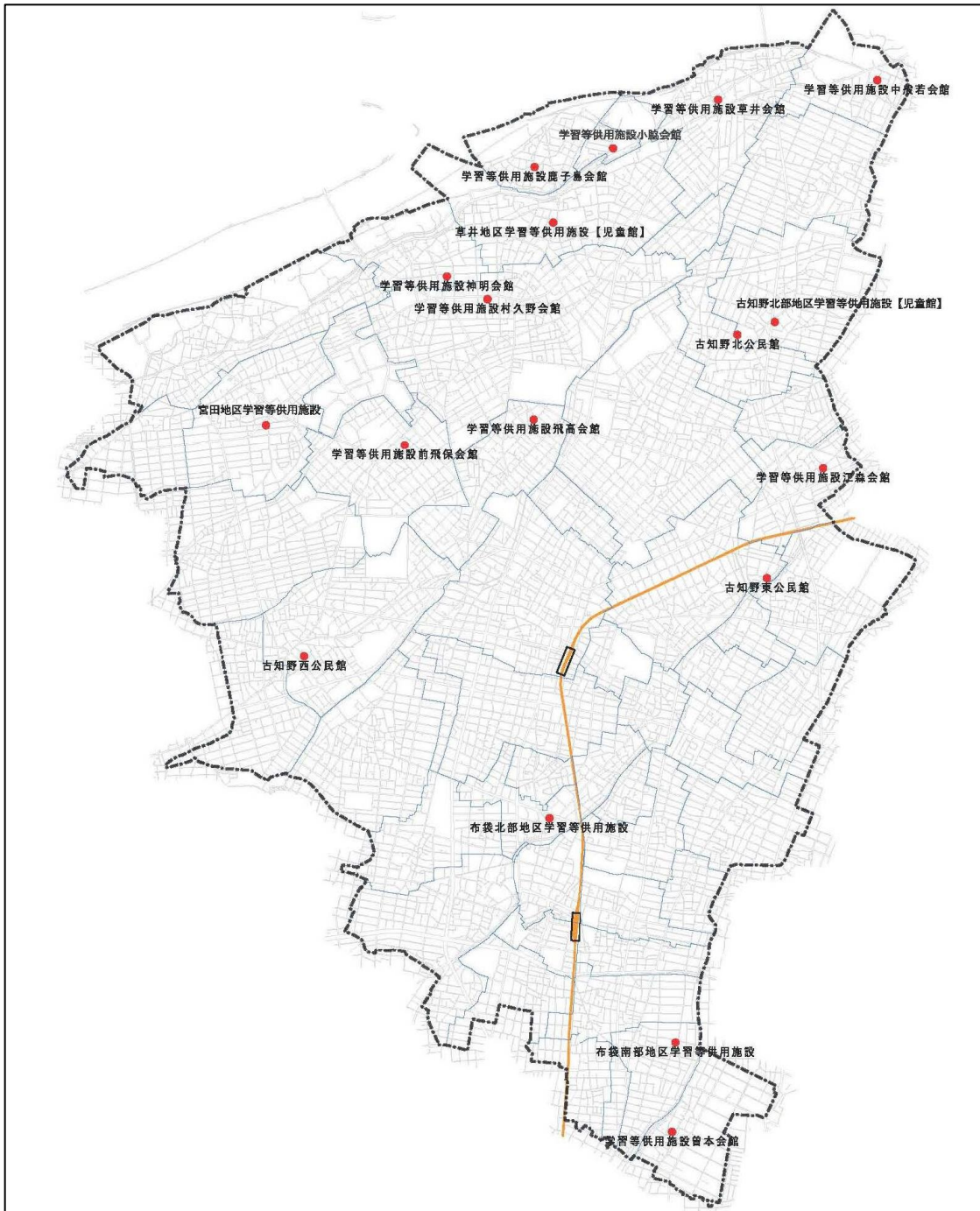
##### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
1	古知野北公民館	公民館	古知野 調整区域	690.46	1966	直営
2	古知野東公民館	公民館	古知野 調整区域	496.42	1989	直営
3	古知野西公民館	公民館	古知野 調整区域	525.35	1992	直営
4	草井地区学習等供用施設 【児童館】	学習等供用施設	草井 調整区域	528.91	1976	直営
5	布袋北部地区学習等供用施設	学習等供用施設	布袋 市街化区域	596.40	1978	直営
6	古知野北部地区学習等供用 施設【児童館】	学習等供用施設	古知野 調整区域	364.76	1986	直営
7	布袋南部地区学習等供用施設	学習等供用施設	布袋 調整区域	313.89	1988	直営
8	学習等供用施設中般若会館	学習等供用施設	古知野 調整区域	120.05	1988	指定管理（利用料金）
9	学習等供用施設鹿子島会館	学習等供用施設	草井 調整区域	120.80	1988	指定管理（利用料金）
10	学習等供用施設曾本会館	学習等供用施設	布袋 調整区域	120.31	1989	指定管理（利用料金）
11	学習等供用施設前飛保会館	学習等供用施設	宮田 市街化区域	503.58	1989	指定管理（利用料金）
12	学習等供用施設飛高会館	学習等供用施設	古知野 市街化区域	504.95	1990	指定管理（利用料金）
13	宮田地区学習等供用施設	学習等供用施設	宮田 調整区域	509.82	1990	直営
14	学習等供用施設江森会館	学習等供用施設	古知野 調整区域	120.75	1990	指定管理（利用料金）
15	学習等供用施設村久野会館	学習等供用施設	草井 調整区域	504.95	1991	指定管理（利用料金）
16	学習等供用施設小脇会館	学習等供用施設	草井 調整区域	150.05	1993	指定管理（利用料金）
17	学習等供用施設草井会館	学習等供用施設	草井 調整区域	503.40	1994	指定管理（利用料金）
18	学習等供用施設神明会館	学習等供用施設	宮田 調整区域	150.04	2001	指定管理（利用料金）

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。



## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

### ① 公民館

実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う教育機関として整備された公民館ですが、社会の成熟により、公民館は次第に市民の自主的な学習の場としての役割を求められるようになりました。国際化、情報化等の社会の変化による新たな課題の発生に伴い、生涯学習活動の必要性・市民の参加意欲が高まっている一方で、公民館の利用者は近年減少傾向にあります。近年、全国で学校や子育て支援施設との複合化事例が増加していることを踏まえながら、施設の集約・複合化や、多様化する学習ニーズに対応した学習機会提供のあり方と併せて、機能の重複する施設との関係性も含めた社会教育施設としてのあり方についても検討する必要があります。

② 学習等供用施設

防衛施設の設置等によるその周辺地域の住民の生活や事業活動に対する障害の緩和のための生活環境（学習、保育、休養又は集会）施設として整備された施設であり、貸室機能を有しますが稼働率が低く、地元の所有する集会所等を含め、公民館など他の貸室機能を有する施設との圏域のバランスを考慮し、施設の譲渡、集約や他施設との複合化等、利用者の増加や市民1人当たりの負担の軽減について検討する必要があります。

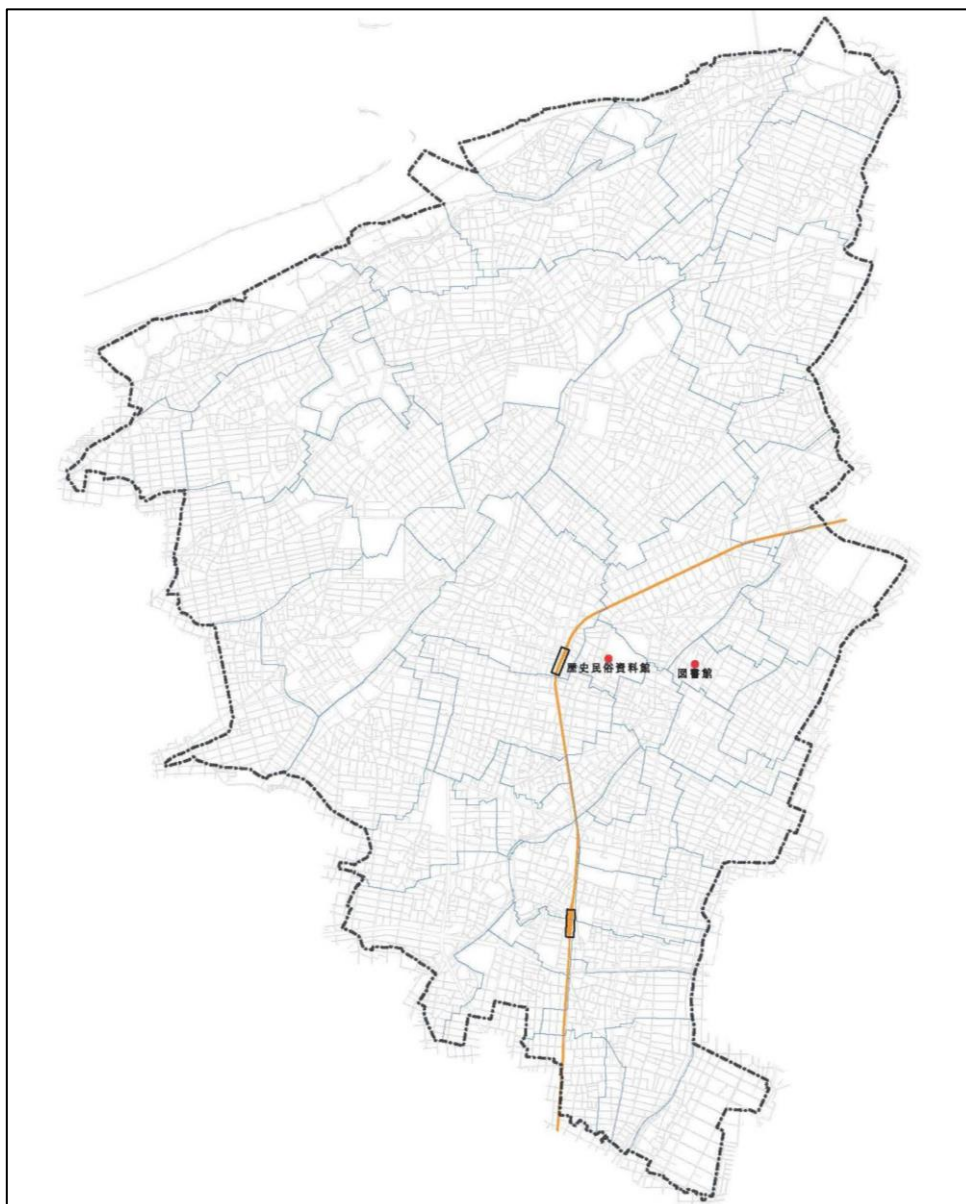
4-4-3 社会教育系施設

(1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積(m <sup>2</sup> )	代表建築年度	管理形態
1	歴史民俗資料館	博物館等	古知野市街化区域	648.00	1984	直営
2	図書館	図書館	古知野調整区域	1,018.81	1975	指定管理

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。  は複合施設の従たる施設

## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

### ① 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館は郷土の考古、歴史、民俗等の資料を収集や保管、展示する施設で、学校の課外授業等にも利用され、文化を継承する役割を担います。入場は無料であることから民間参画の可能性は低く、これまでと同様、他施設との複合施設（従たる施設）として、一体的かつ効率的に維持していく必要があります。

### ② 図書館

図書館は、生涯学習の拠点となる施設であり、文化の発信地として重要な施設です。無料での図書の貸出しが原則とされていることから収益性が低く、また、既に指定管理者制度を導入しておりさらなる運営コストの縮減は困難ですが、民間施設を含む他施設との複合化の事例は増加しつつあり、民間活力導入の可能性も含め、施設の複合化等により効率的な施設維持を検討する必要があります。

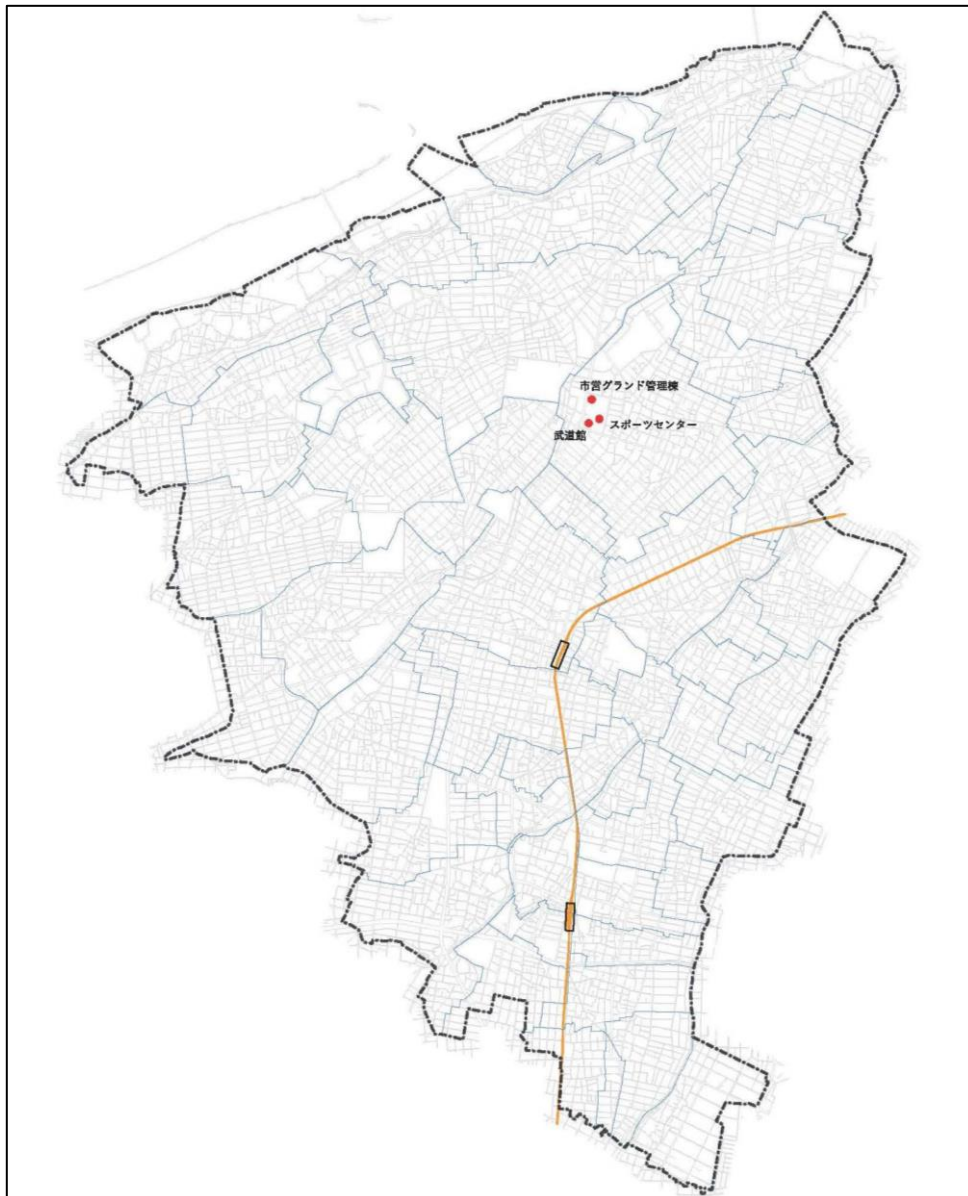
#### 4-4-4 スポーツ・レクリエーション系施設

##### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
3	スポーツセンター	体育館	古知野 市街化区域	7,995.07	2017	直営
4	武道館	その他スポーツ施設	古知野 市街化区域	2,866.08	1985	直営
5	市営グラウンド管理棟	その他スポーツ施設	古知野 市街化区域	322.62	1985	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。

##### (2) 位置図





(3) 評価結果のまとめと今後の方向性

必需性は低いものの、公共によるスポーツ振興の拠点としての役割を担う施設で、スポーツセンターは、隣接する武道館や市営グラウンドとの一体的な指定管理者制度の導入、予防保全型維持管理等により、ランニングコストの縮減を図りながら目標使用年数が経過するまで適切に維持していく必要があります。第6次江南市総合計画において、スポーツセンターは、災害時の防災拠点と、市民の健康を支える地域拠点として位置付けられています。

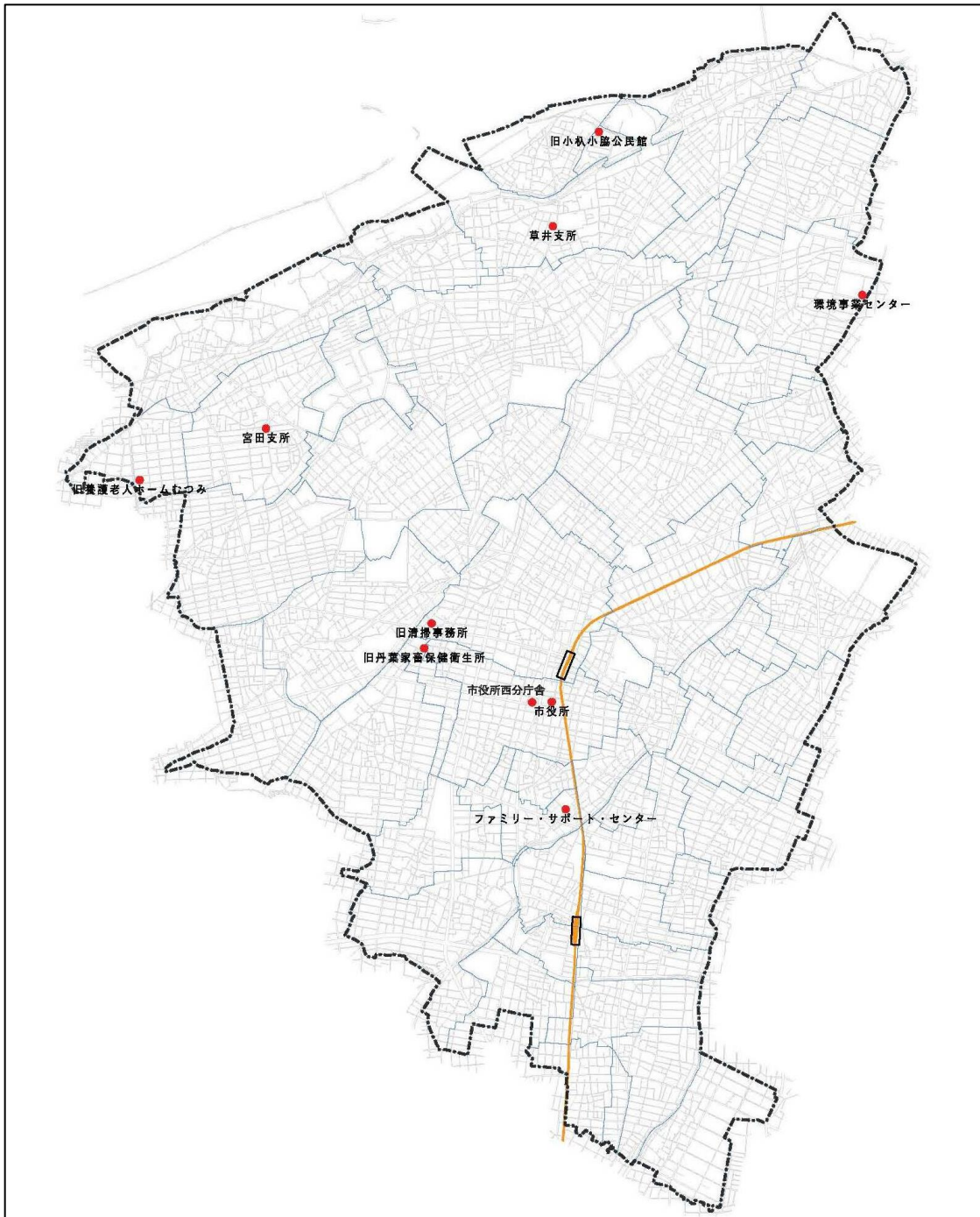
4-4-5 行政系施設（庁舎等）

(1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建築年度	管理形態
1	市役所	庁舎	古知野 市街化区域	8,931.97	1974	直営
2	草井支所	庁舎	草井 調整区域	39.50	1976	直営
3	宮田支所	庁舎	宮田 調整区域	34.02	2014	直営
4	市役所西分庁舎	庁舎	古知野 市街化区域	868.54	1965	直営
5	旧丹葉家畜保健衛生所	その他行政系施設	古知野 市街化区域	105.78	1953	直営
6	旧小杵小脇公民館	その他行政系施設	草井 調整区域	70.79	1975	直営
7	旧清掃事務所	その他行政系施設	古知野 市街化区域	244.27	1969	直営
8	環境事業センター	その他行政系施設	古知野 市街化区域	790.75	2001	直営
9	旧養護老人ホームむつみ	その他行政系施設	宮田 調整区域	1,699.78	1992	直営
10	ファミリー・サポート・センター	その他行政系施設	布袋 市街化区域	-	1980	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。  は複合施設の従たる施設

## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

### ① 庁舎

行政の執務室としての役割を担う部分が大半を占め、民間参画の可能性は低いものの、民間施設を含めた他の施設との複合化や、窓口業務や管理業務の民間委託の事例は増加しつつあり、施設の複合化によるサービスの複合的かつ効率的な提供について検討する必要があります。また、支所で担う住民票の発行や市税等の収納業務については、マイナンバー制度やコンビニ収納の普及により、今後施設に求められるニーズが変化することが予想されます。

### ② その他行政系施設

環境事業センターは本市のごみ処理サービスの拠点となる施設であり、資源ごみのリサイクルステーションとしての役割も担っています。

旧清掃事務所、旧小杵小脇公民館、旧丹葉家畜保健衛生所、旧養護老人ホームむつみは、かつて行政の執務室等の公共施設として利用されたもので、現在は倉庫として再利用しているものもありますが、施設の健全度や必要性の低さから、解体し、跡地の再利用を検討した上で、敷地の売却等について検討します。

ファミリー・サポート・センターは、地域の子育て、仕事と家庭の両立を支援するなどの子育て支援施策の実施を目的とする施設で、同じく交通児童遊園内の子育て支援センター等との連携が不可欠なため、一体的に検討する必要があります。

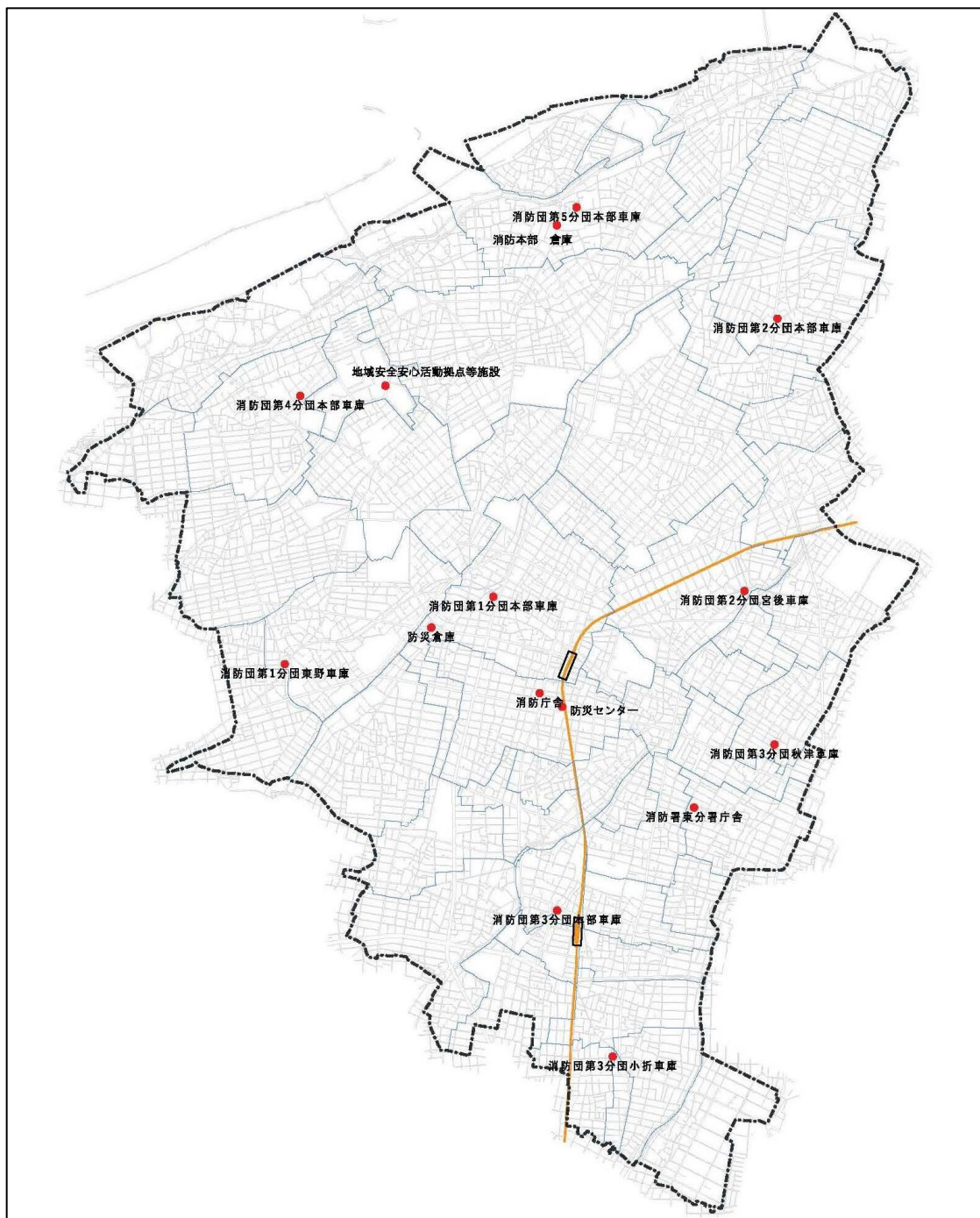
#### 4-4-6 行政系施設（消防施設、防災施設）

##### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建築年度	管理形態
1	消防庁舎	消防庁舎	古知野 市街化区域	2,457.56	1986	直営
2	消防署東分署庁舎	消防庁舎	布袋 調整区域	516.52	1997	直営
3	消防団第3分団小折車庫	その他消防施設	布袋 調整区域	31.79	1991	直営
4	消防団第2分団宮後車庫	その他消防施設	古知野 調整区域	35.00	1994	直営
5	消防団第5分団本部車庫	その他消防施設	草井 調整区域	90.00	2000	直営
6	消防本部 倉庫	その他消防施設	草井 調整区域	32.20	1973	直営
7	消防団第3分団本部車庫	その他消防施設	布袋 市街化区域	90.00	2002	直営
8	消防団第4分団本部車庫	その他消防施設	宮田 調整区域	90.00	2004	直営
9	消防団第2分団本部車庫	その他消防施設	古知野 調整区域	90.00	2007	直営
10	消防団第1分団東野車庫	その他消防施設	古知野 調整区域	35.00	2007	直営
11	消防団第1分団本部車庫	その他消防施設	古知野 市街化区域	102.75	2010	直営
12	消防団第3分団秋津車庫	その他消防施設	布袋 調整区域	46.05	2011	直営
13	防災倉庫	防災施設	古知野 市街化区域	55.97	1971	直営
14	地域安全安心活動拠点等施設	防災施設	藤ヶ丘 市街化区域	59.92	1972	包括委託
15	防災センター	防災施設	古知野 市街化区域	1,893.20	2013	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。

## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

### ① 消防施設

消防力の整備指針（総務省消防庁）では、人口7～10万人の地方公共団体につき、3か所が基準とされていますが、本市はこの基準を満たしていないため、近隣団体との消防広域化や、民間の医療機関との連携による消防・救急体制の強化や施設整備の必要性について検討する必要があります。消防団分団車庫は、地域に密着した消防機関である消防団の活動の拠点としての役割を担うことから、地域バランスを考慮した配置とすることが求められます。

### ② 防災施設

防災センターは、災害発生時における応急活動等の拠点としての役割を担っており、また、新しい建物であるため、予防保全型維持管理によりランニングコストの削減を図りながら、適切に維持していく必要があります。



す。

地域安全安心活動拠点等施設は、廃止された藤ヶ丘交番を地域の防犯力の向上のため、地域内のパトロール活動の拠点施設として利用しているものですが、老朽化が著しく耐震性が確認されていないため、廃止を含めて検討する必要があります。

防災倉庫は、地域防災の備えとして様々な物資を保管する倉庫ですが、老朽化が進行しており、災害時（地震時）には倒壊のおそれもあることから、廃止について検討するとともに、南海トラフ巨大地震による広域かつ甚大な被害への対策を講じておく必要があります。

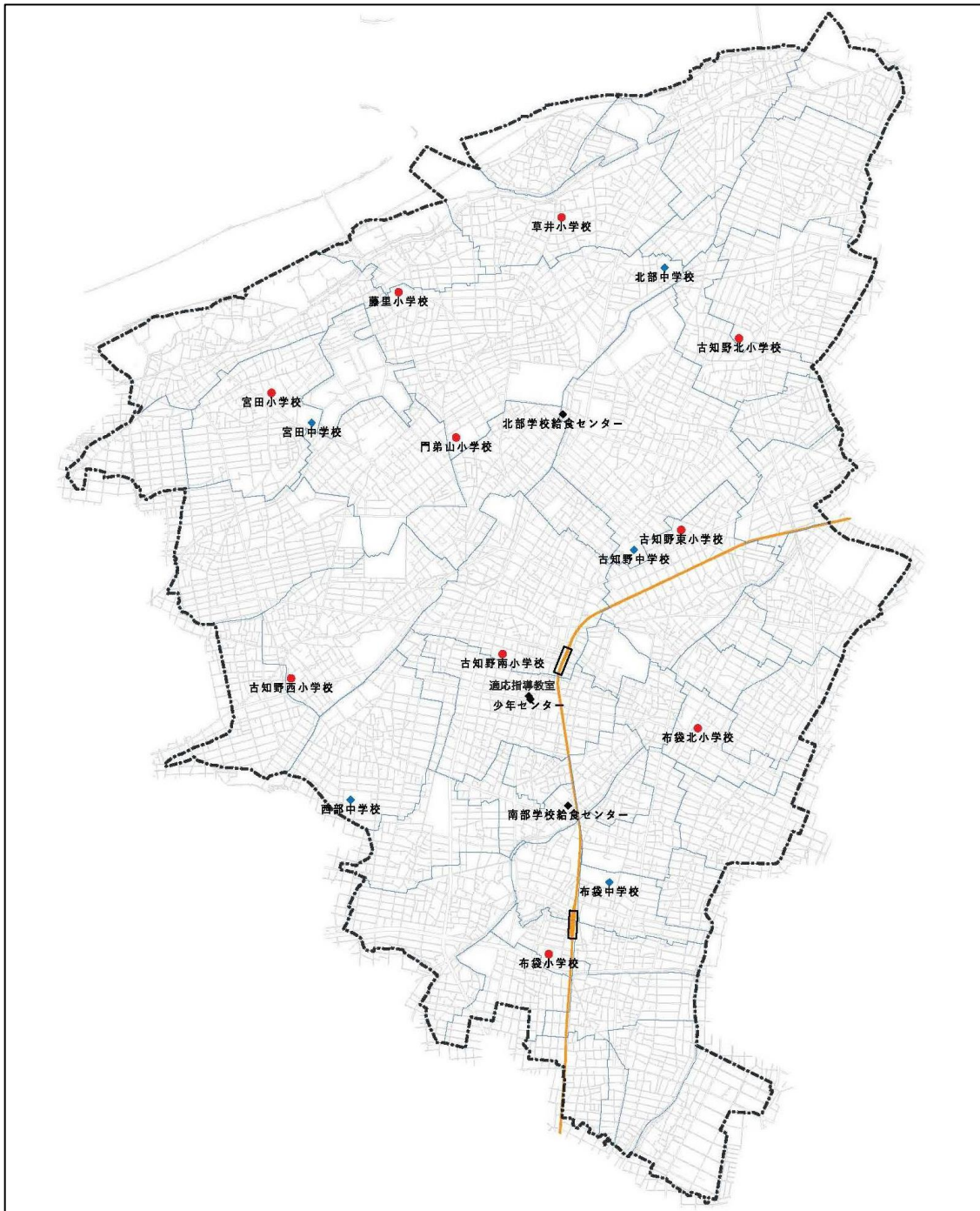
#### 4-4-7 学校教育系施設

##### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建築年度	管理形態
1	古知野南小学校	小学校	古知野 市街化区域	9,171.39	1969	直営
2	布袋北小学校	小学校	布袋 市街化区域	6,209.51	1966	直営
3	布袋小学校	小学校	布袋 市街化区域	8,418.31	1970	直営
4	古知野西小学校	小学校	古知野 調整区域	6,264.73	1972	直営
5	古知野北小学校	小学校	古知野 調整区域	6,363.99	1976	直営
6	草井小学校	小学校	草井 調整区域	7,004.03	1971	直営
7	古知野東小学校	小学校	古知野 調整区域	6,723.61	1967	直営
8	宮田小学校	小学校	宮田 調整区域	8,045.79	1964	直営
9	藤里小学校	小学校	草井 調整区域	9,728.91	1970	直営
10	門弟山小学校	小学校	草井 調整区域	5,408.92	1977	直営
11	古知野中学校	中学校	古知野 市街化区域	10,486.81	1972	直営
12	布袋中学校	中学校	布袋 調整区域	8,112.52	1971	直営
13	宮田中学校	中学校	宮田 市街化区域	8,976.46	1971	直営
14	北部中学校	中学校	草井 調整区域	7,857.16	1964	直営
15	西部中学校	中学校	古知野 調整区域	5,933.21	1981	直営
16	北部学校給食センター	給食センター	古知野 調整区域	1,188.46	1971	直営
17	南部学校給食センター	給食センター	布袋 市街化区域	1,501.79	1979	直営
18	少年センター	その他教育施設	古知野 市街化区域	384.95	1965	直営
19	適応指導教室	その他教育施設	古知野 市街化区域	-	1965	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。   は複合施設の従たる施設

## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

### ① 小学校・中学校

小中学校は、市が所有する公共施設の総延床面積のうちの6割近くを占め、老朽化が進行した施設が多いため、その更新費用、ランニングコストも莫大なものとなります。文部科学省の調査によると児童福祉施設や社会教育施設と複合化した小中学校は全体の35%に上るとされ、今後、他の公共施設との複合化についての検討の機会が増加すると見込まれており、本市においても学校の余裕教室の活用策である学童保育所や放課後子ども教室等の子どもの居場所としての役割に加え、地域の力を学校運営に活かす「地域とともにある学校」、地域のコミュニティ活動の拠点施設等、今後の年少人口の減少や少子高齢化に伴うニーズの変化に対応した新たな公共サービス提供の場として、地域のバランスにも配慮した上で複合化することで、ランニングコストの縮減を図りながら適切に維持していく必要があります。

また、学校施設を含めた複合施設においては、児童生徒や学校関係者だけでなく、不特定多数の地域住民が利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするとともに、地域住民も安心して利用できるように、ハード・ソフトの両面から安全性を確保するための対応策を検討する必要があります。

## ② 給食センター

給食センターは、南部・北部学校給食センターともに老朽化が進行しており、また、食物アレルギーの児童生徒への対応や衛生管理の徹底を図るため、設備面においても対策を講じる必要があります。施設・設備の統合・更新だけでなく、給食調理の民間委託等により、維持・運営に関してもコストの縮減・業務の効率化を図る必要があります。

## ③ その他教育施設

少年の非行等を防止し、健全な育成を図ることを目的とする少年センターと、不登校の児童生徒等に対し、再び学校集団へ戻る気持ちや学校への適応力を身につけさせることを目的とする適応指導教室は、小中学校における学校教育と同じく、地域と連携しながら子どもの健全な育成を図るために、多様な世代の人々や自然との交流が図れるよう配慮するとともに、これまでと同様、他施設との複合施設（従たる施設）として、一体的かつ効率的に維持していく必要があります。

#### 4-4-8 子育て支援施設（保育園）

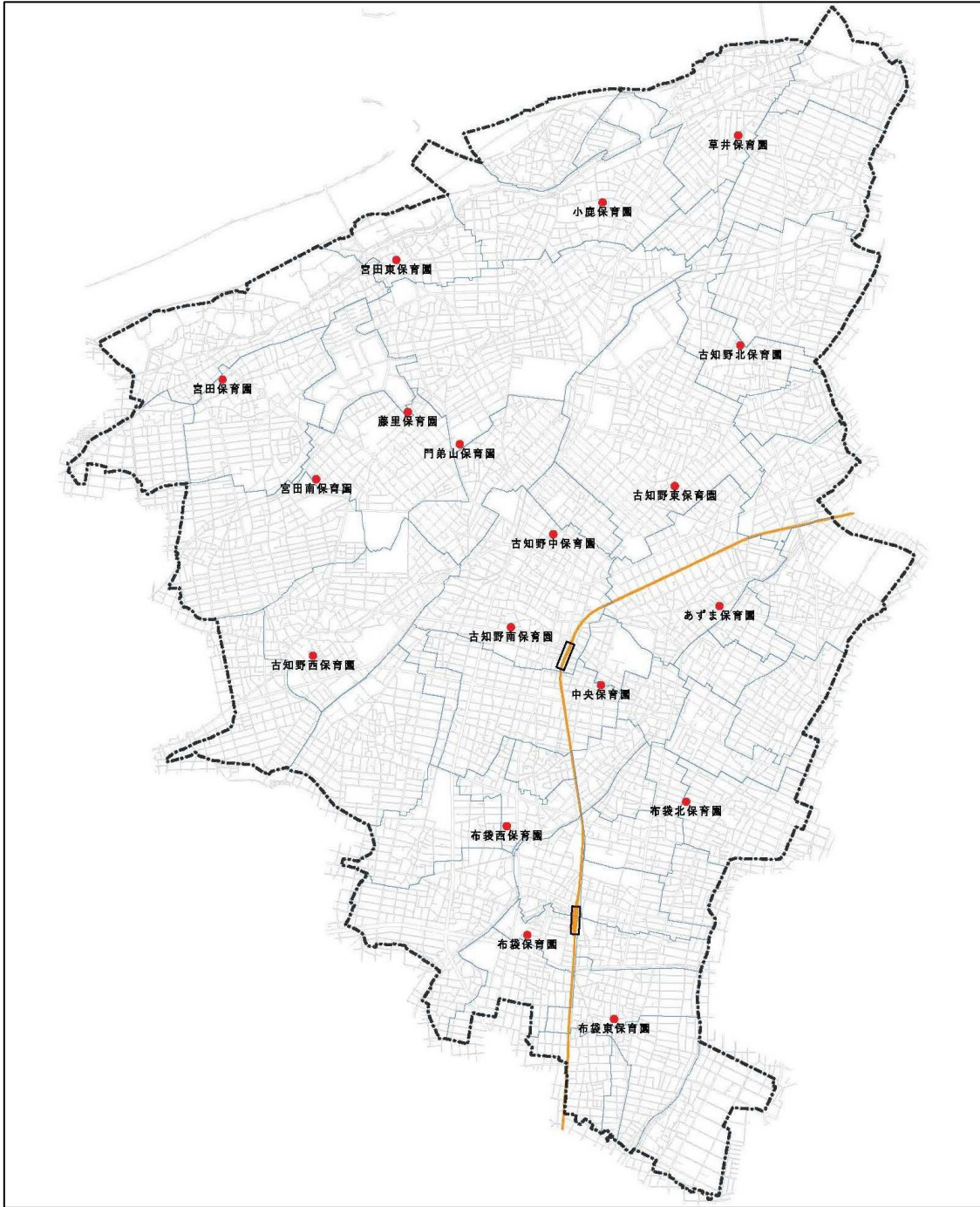
##### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
1	布袋保育園	保育園	布袋 市街化区域	754.67	1976	直営
2	古知野中保育園	保育園	古知野 市街化区域	938.96	1979	直営
3	古知野南保育園	保育園	古知野 市街化区域	877.38	1980	直営
4	古知野北保育園	保育園	古知野 調整区域	772.42	1981	直営
5	布袋北保育園	保育園	布袋 調整区域	924.11	1975	指定管理
6	小鹿保育園	保育園	草井 調整区域	645.16	1972	直営
7	草井保育園	保育園	草井 調整区域	879.96	1978	直営
8	宮田保育園	保育園	宮田 調整区域	1,101.05	1978	直営
9	古知野東保育園	保育園	古知野 調整区域	1,019.56	1979	直営
10	古知野西保育園	保育園	古知野 調整区域	941.36	1982	指定管理
11	布袋西保育園	保育園	布袋 調整区域	938.94	1979	直営
12	宮田東保育園	保育園	宮田 調整区域	1,256.51	1973	直営
13	中央保育園	保育園	古知野 市街化区域	1,025.94	1976	直営
14	宮田南保育園	保育園	宮田 調整区域	979.83	1983	直営
15	藤里保育園	保育園	藤ヶ丘 市街化区域	1,145.09	1971	直営
16	門弟山保育園	保育園	草井 調整区域	697.74	1973	直営
17	布袋東保育園	保育園	布袋 調整区域	725.69	1975	直営
18	あずま保育園	保育園	古知野 調整区域	943.70	1977	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。



## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

他市町に比べ、人口当たり、子どもの人口当たり、行政区域面積当たりの公立保育園の施設数が多く充実しており、待機児童ゼロを維持しています。しかし、地区により施設の定員に対する充足率にバラつきがあり、また、民間の保育施設が市内に少ないことから、保育サービスの提供に関する公共負担が大きくなっています。

核家族化の進行や子育て世帯の共働き率の上昇等に伴うニーズの増加・変化に対応し、第6次江南市総合計画の目標「子どもが生き生き育つ環境づくり」を実現するためには、低年齢児保育や休日保育、病児・病後児保育等のサービスの充実を図るとともに、老朽化が進行した園舎の更新費用やサービスの提供に係る人件費等のランニングコストの改善を図るため、保育園の統廃合や他の施設との複合化、民間事業者との連携や民間活力の導入の推進により、効果的かつ効率的にサービスを提供していく必要があります。

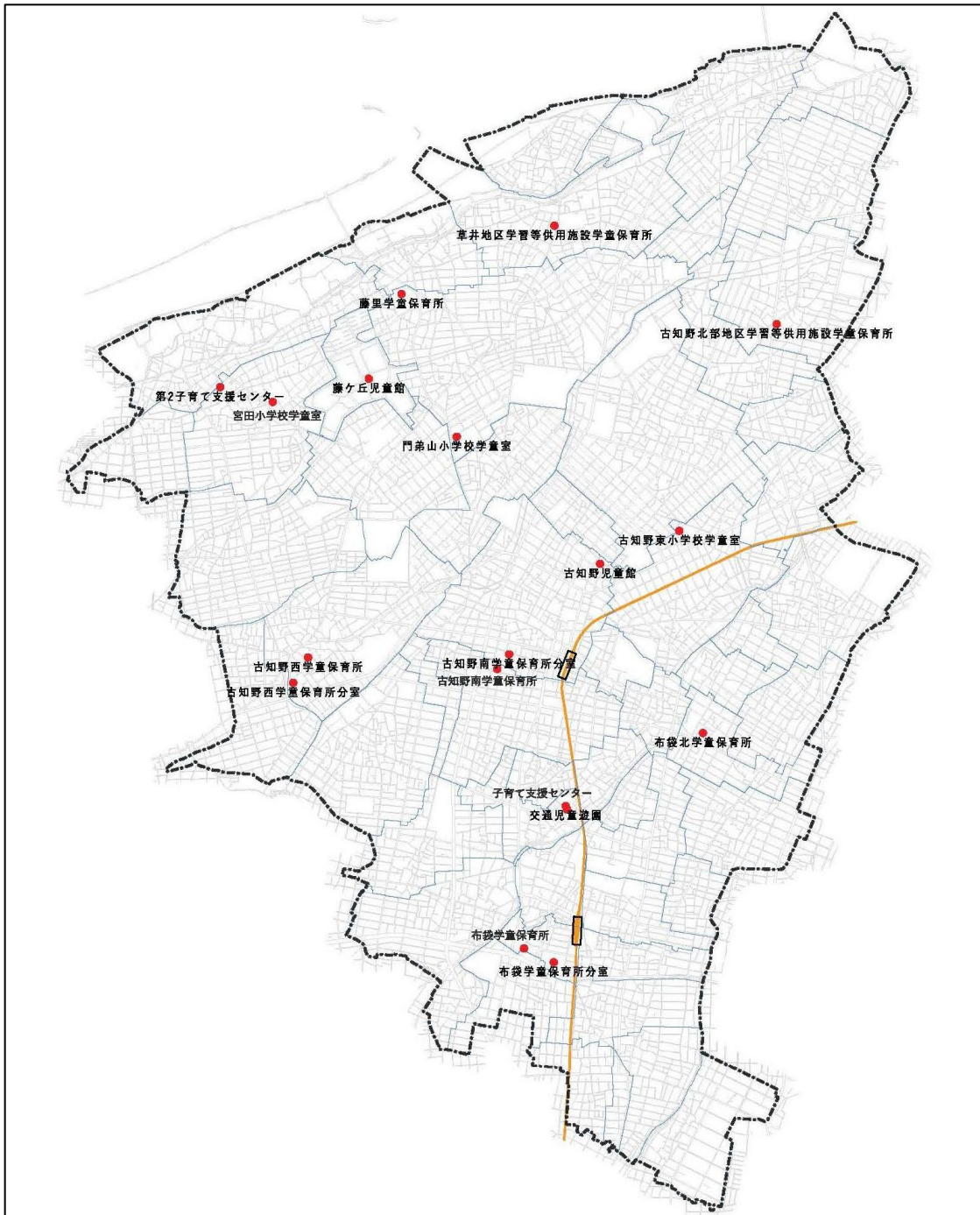
#### 4-4-9 子育て支援施設（児童館等）

##### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
1	交通児童遊園	児童館	布袋 市街化区域	633.16	1980	直営
2	古知野児童館	児童館	古知野 市街化区域	497.02	1999	指定管理
3	藤ヶ丘児童館	児童館	藤ヶ丘 市街化区域	419.53	2000	指定管理
4	第2子育て支援センター	子育て支援センター	宮田 調整区域	90.72	1978	直営
5	子育て支援センター	子育て支援センター	布袋 市街化区域	84.12	1980	直営
6	草井地区学習等供用施設学 童保育所	学童保育所	草井 調整区域	102.30	1976	直営
7	古知野北部地区学習等供用 施設学童保育所	学童保育所	古知野 調整区域	75.90	1986	直営
8	古知野南学童保育所分室	学童保育所	古知野 市街化区域	99.65	1965	直営
9	布袋北学童保育所	学童保育所	布袋 市街化区域	93.96	1966	直営
10	布袋学童保育所分室	学童保育所	布袋 市街化区域	115.00	1968	直営
11	古知野西学童保育所分室	学童保育所	古知野 調整区域	64.05	2007	直営
12	藤里学童保育所	学童保育所	草井 調整区域	102.60	1968	直営
13	古知野西学童保育所	学童保育所	古知野 調整区域	79.11	1998	直営
14	宮田小学校学童室	学童保育所	宮田 調整区域	190.47	2014	直営
15	門弟山小学校学童室	学童保育所	草井 調整区域	197.00	2015	直営
16	古知野東小学校学童室	学童保育所	古知野 調整区域	486.94	2016	直営
17	古知野南学童保育所	学童保育所	古知野 市街化区域	198.79	2016	直営
18	布袋学童保育所	学童保育所	布袋 市街化区域	168.05	2016	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。   は複合施設の従たる施設

## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

### ① 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設で、集会室、遊戯室、図書室、静養室等の諸室を備えますが、他の目的で設置された施設と機能の重複が見られることから、児童館のあり方について検証した上で、施設の統合や複合化により、重複する機能の集約による省スペース化、維持・運営の効率化を図ります。

最も面積の大きい交通児童遊園は、老朽化が進行しており、借地であることによりランニングコストが高額となっています。また、従たる施設である子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターが他の施設への移転を予定していることから、その立地についても見直す必要があります。



## ② 子育て支援センター

子育て支援センターは、育児不安についての相談指導等、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設で、国が推奨する妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）との連携が期待されています。

民間の住宅開発等によるニーズの増加を予測し、子育て家庭が多く居住し育児支援ニーズの高い地区の公共施設を活用しながら、適確に応えられるよう柔軟な施設配置を図ります。

## ③ 学童保育所

核家族化の進行や子育て世帯の共働き率の上昇等に伴うニーズの増加に対応し、現在、日中保護者が家庭にいない小学4年生までを対象として全小学校区で学童保育を実施しています。

市では、学童保育事業の充実を図るため、学校の施設を活用することとしていますが、学校外に単独で設置されたものや老朽化の進行した施設を利用するものもあるため、学校の更新・改修時に、複合化やサービスの効率化によりライフサイクルコストを縮減するとともに、対象児童の拡大を進めるなどサービスの充実を図り、第6次江南市総合計画の目標「子どもが生き生き育つ環境づくり」の実現をめざします。

## 4-4-10 保健・福祉施設

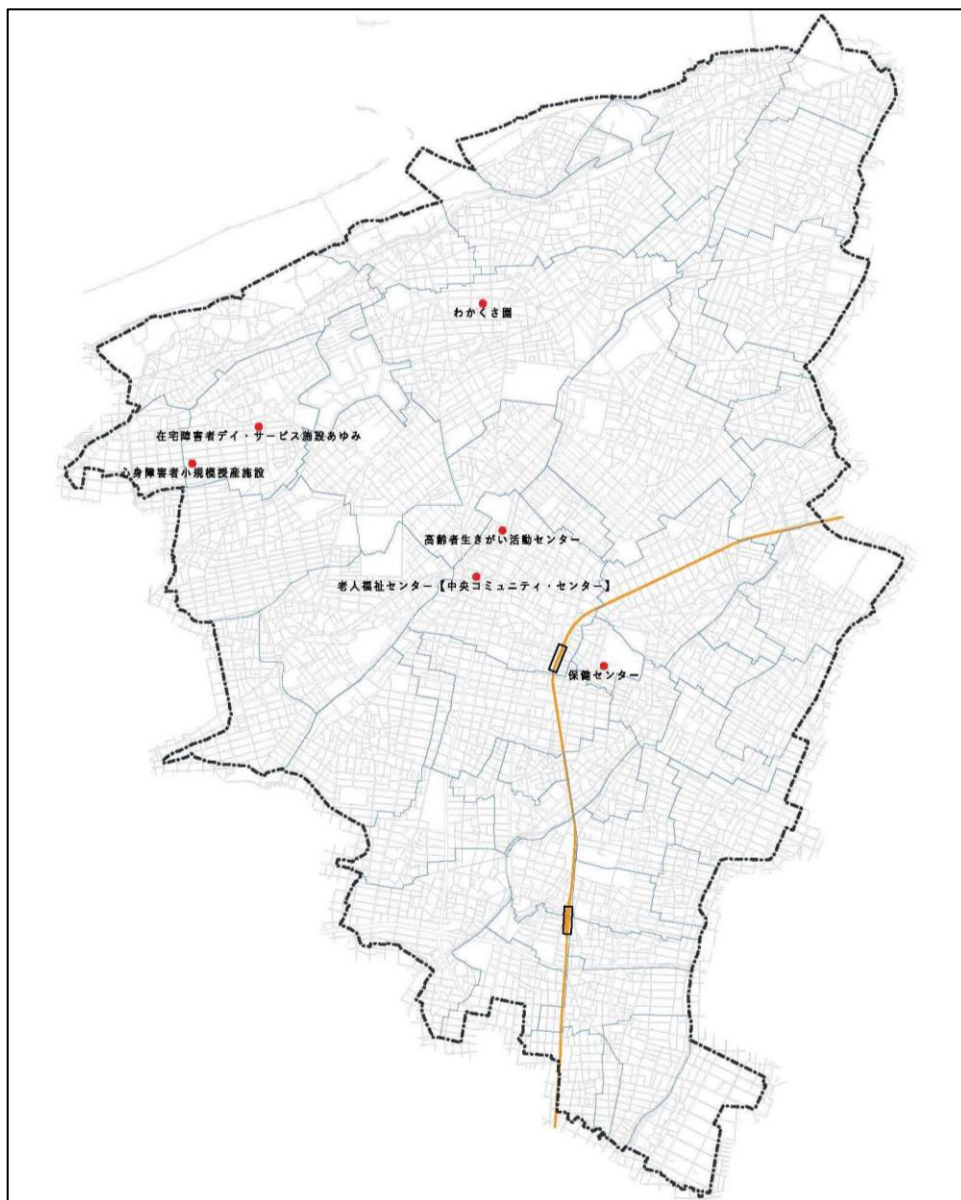
### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建築年度	管理形態
1	保健センター	保健施設	古知野 市街化区域	1,508.37	1979	直営
2	老人福祉センター【中央コミュニティ・センター】	高齢福祉施設	古知野 市街化区域	2,197.92	1975	指定管理（利用料金）
3	高齢者生きがい活動センター	高齢福祉施設	古知野 市街化区域	604.36	1986	指定管理
4	わかかさ園	児童福祉施設	草井 調整区域	574.61	1974	直営
5	在宅障害者デイ・サービス施設あゆみ	障害福祉施設	宮田 調整区域	323.44	1990	指定管理
6	心身障害者小規模授産施設	障害福祉施設	宮田 調整区域	136.25	1994	指定管理

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。



## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

### ① 保健施設

保健センターは、市民の健康相談や保健指導、健康診査等、住民の自発的な健康づくりの支援を目的とする施設で、国が推奨する妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）としての役割も期待されており、他施設と一体的に整備することにより、複合的かつ効率的なサービスの提供を図ります。

### ② 高齢福祉施設

老人福祉センター【中央コミュニティ・センター】は、高齢福祉施設、集会施設としての機能を有する複合施設で、高齢者の各種の相談に応じ、また、健康の増進や教養の向上、レクリエーションの場としての役割を担っており、今後の高齢者の増加に伴いニーズの高まりが予想されます。

高齢者生きがい活動センターは、高齢者に就業の機会を提供するとともに、健康の増進と地域社会との交流を図り、高齢者の生きがい活動を推進することを目的とする施設で、老人福祉センターと同じくニーズの高まりが予想されます。両施設とも施設・設備の老朽化が進行しており、老人福祉センターは、浴場等の設備を備えるため、維持コストが高額となっていることから、他の施設との複合化により、ニーズの変化や増加等

に対応しながら効率的な施設の更新を図ります。

③ 児童福祉施設、障害福祉施設

児童福祉施設、障害福祉施設は、児童発達支援等の障害福祉サービスを提供する施設としての役割を担いますが、市内に立地する民間施設との機能の重複が見られ、また、専門性の高い事業を実施する施設であることから、民間事業者との連携や民間活力の導入を推進し、効果的かつ効率的にサービスを提供していく必要があります。

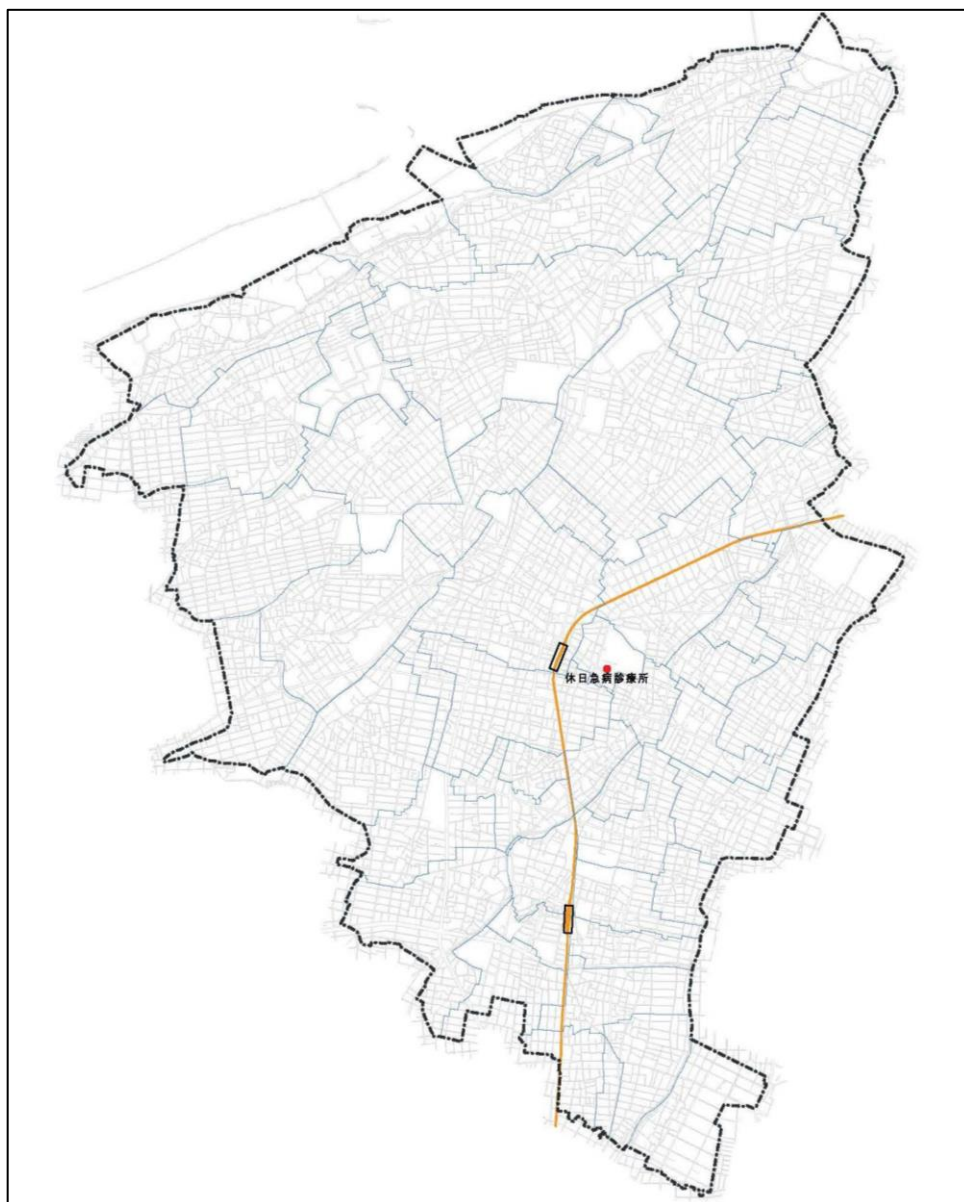
4-4-11 医療施設

(1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
1	休日急病診療所	医療施設	古知野 市街化区域	296.40	1979	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。

(2) 位置図



(3) 評価結果のまとめと今後の方向性

休日急病診療所は、日曜・祝日の内科・小児科・外科・歯科の診療を行う医療機関であり、市内唯一の施設で、公共性の評価は高くなっていますが、診療科目ごとの利用者数にはバラつきがあり、また、施設・設備の老朽化も進んでいることから、機能、規模の縮小について検討します。

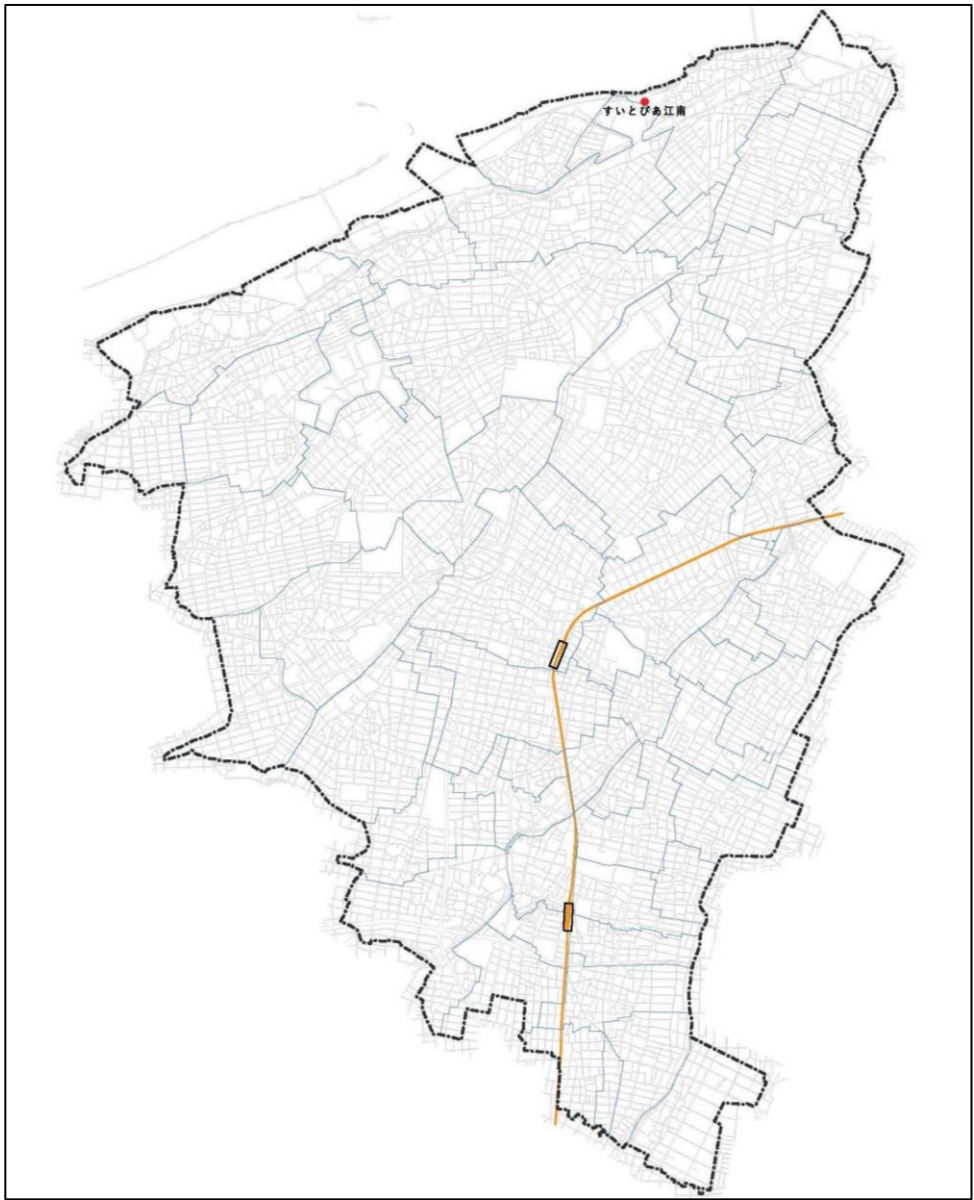
4-4-12 産業系施設

(1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建築年度	管理形態
1	すいとびあ江南	産業系施設	草井調整区域	8,267.59	1994	指定管理（利用料金）

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。

(2) 位置図



### (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

すいどぴあ江南は、勤労会館、宿泊施設としての機能を有する複合施設で、現状市内に類似民間施設の参入はなく、公共による市内北部拠点としての役割を担っています。施設全体の利用者は増加しているものの、宿泊室に限って言えば、利用者は年々減少する傾向にあり、平成 17 年度（2005 年度）と比べると、約 29%※減少しています。予防保全型維持管理により施設の長寿命化を図りながらも、宿泊施設や体育施設、勤労施設等に対し行政が関与する必要性等についての考え方は大きく変化しており、公共施設としてのあり方を見直し、民間事業者への譲渡や廃止により施設総量の縮減を図る必要があります。

※平成 30 年度（2018 年度）11,738 人（稼働率 50.9%）、  
平成 17 年度（2005 年度）16,645 人（稼働率 74.6%）

## 4-4-13 公営住宅

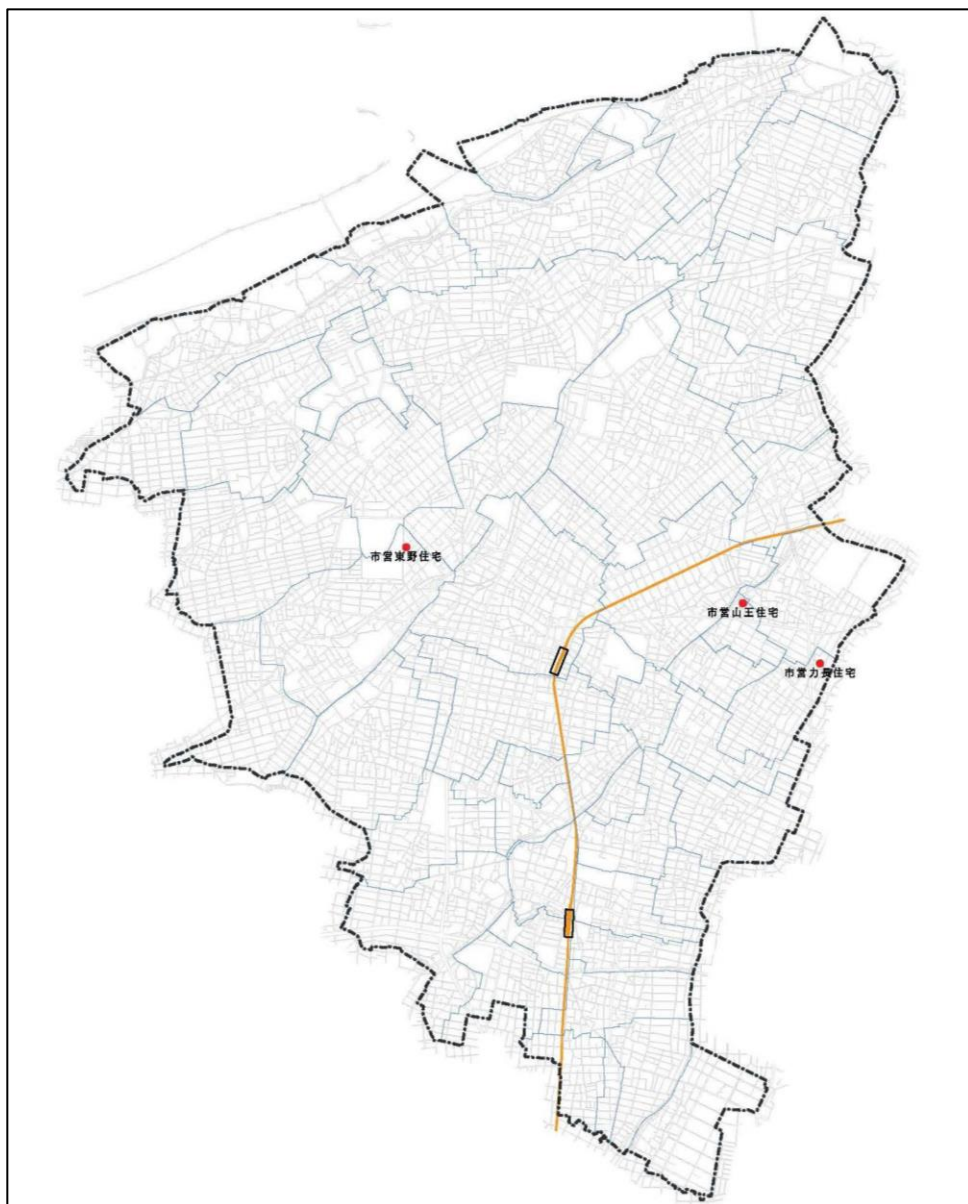
### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
1	市営山王住宅	公営住宅	古知野 調整区域	5,010.30	1991	直営
2	市営力長住宅	公営住宅	布袋 調整区域	3,945.96	1995	直営
3	市営東野住宅	公営住宅	古知野 調整区域	3,277.67	1999	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。



## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

公営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進を図る施設で、セーフティネットとしての役割を担うことから公共性は高く、また、入居率は常に高い状況にあるため、今後も予防保全型維持管理等によりランニングコストの縮減を図りながら適切に維持していく必要があります。

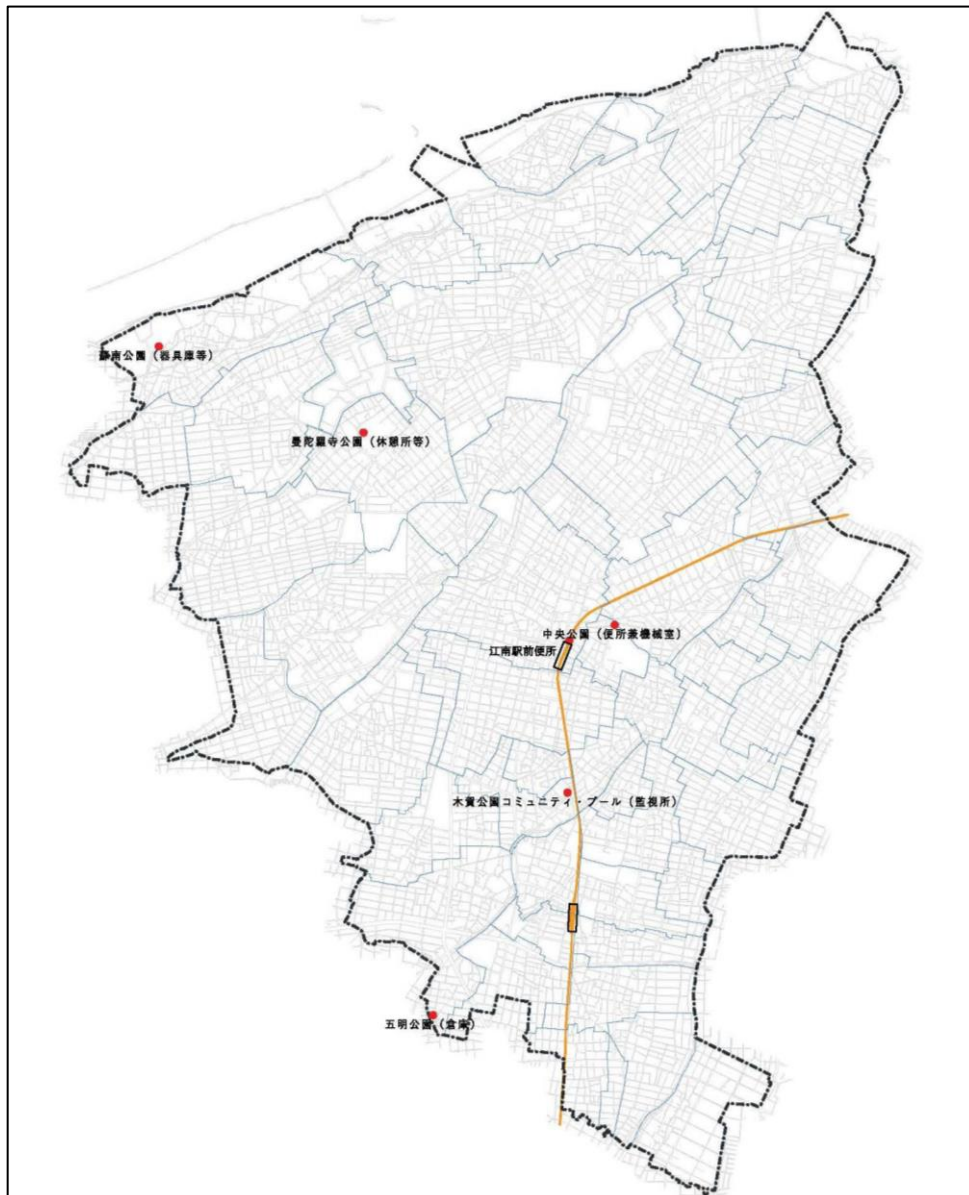
#### 4-4-14 公園

##### (1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
1	木賀公園コミュニティ・プール (監視所)	公園	布袋 市街化区域	176.68	1980	直営
2	中央公園 (便所兼機械室)	公園	古知野 市街化区域	65.00	1984	直営
3	蘇南公園 (器具庫等)	公園	宮田 調整区域	242.82	2003	直営
4	五明公園 (倉庫)	公園	布袋 調整区域	36.00	1983	直営
5	曼陀羅寺公園 (休憩所等)	公園	宮田 市街化区域	285.44	1972	直営
6	江南駅前便所	公園	古知野 市街化区域	31.46	1993	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。

##### (2) 位置図



(3) 評価結果のまとめと今後の方向性

木賀公園コミュニティ・プール（監視所）は、行政が関与する必要性が低く、また、1年間を通じて利用される施設ではないことから、施設を廃止し、その後のあり方について検討する必要があります。

その他の公園内の建築物（倉庫、便所等）は、インフラ施設として位置付けられる公園の管理上、一体的な維持管理が必要であると考えられます。

名古屋鉄道株式会社と共同管理する江南駅前便所は、江南駅構内に便所がなく、駅利用者の利用に供する必要があります。延床面積が小さいためコストはそれほど高額とはなりません、面積当たりの維持コストが本市の公共施設でも特に高く、維持管理の適正化を図る必要があります。

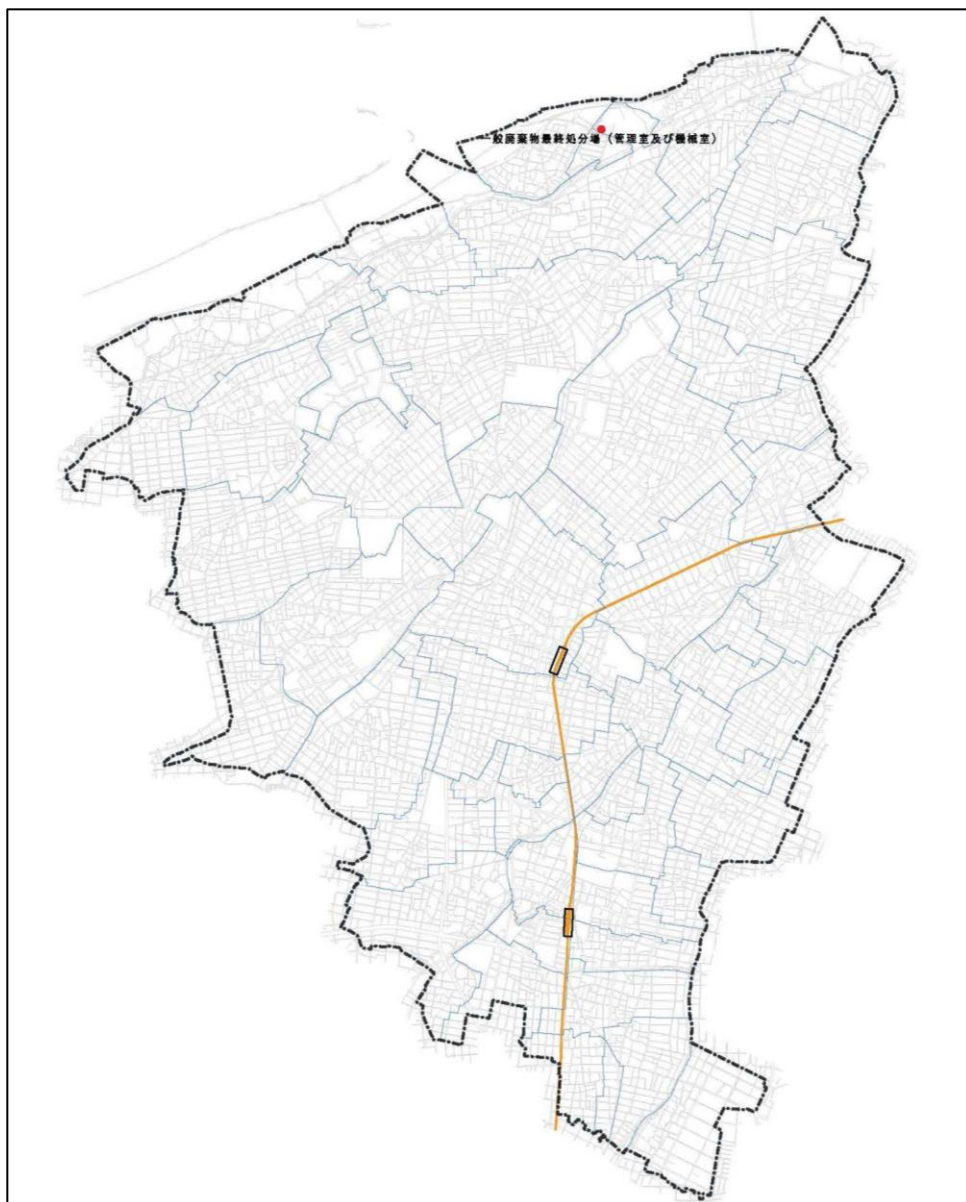
4-4-15 最終処分場

(1) 対象施設

No.	施設名	小分類	立地地区	延床面積 (㎡)	代表建 築年度	管理形態
1	一般廃棄物最終処分場（管理室及び機械室）	最終処分場	草井 調整区域	163.57	1992	直営

(注) 代表建築年度は最も面積の大きい棟の建築年度としています。

## (2) 位置図



## (3) 評価結果のまとめと今後の方向性

インフラ施設として位置付けられる一般廃棄物処分場の管理上、一体的な維持管理が必要であると考えられ、埋立完了となる令和 10 年度（2028 年度）まで、施設の適正な管理とコストの効率化に取り組めます。



## 4-5 インフラ施設の管理に関する基本的な方針

### 4-5-1 市道

#### (1) 現状・課題

日常点検等により確認した損傷のある道路は、順次修繕等の対策を講じていますが、今後は、予防保全の考えを取り入れたメンテナンスサイクルを構築する必要があります。

#### (2) 現状・方針

- 継続的な点検の実施により、道路の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な修繕を行います。
- 幹線道路の舗装については、国の「舗装点検要領」に基づく5年に1度の定期点検の結果や修繕履歴等の情報を蓄積し、将来の対策の必要性を定め、予防保全型の修繕を行うことで、道路の長寿命化を図ります。

### 4-5-2 橋梁

#### (1) 現状・課題

橋長2m以上の橋梁180橋について、国の「道路橋定期点検要領」に基づき、計画的に定期点検を実施し、その結果により修繕等の対策を取り、適切な維持管理に努めています。

#### (2) 方針

- 点検結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を計画的に進め、適切な維持管理を実施し、橋梁の長寿命化を図ります。
- 更新の時期に併せて、利用数や代替路の有無から、統廃合や通行制限を設けるなどして、修繕や更新にかかる事業費の縮減を図ります。

### 4-5-3 道路照明灯

#### (1) 現状・課題

平成28年度（2016年度）に、照明器具のLED化に併せて全ての道路照明灯の点検を実施し、その結果に基づき修繕等の対策を講じています。  
今後は、効率的な管理・更新に向けて、適切なメンテナンスサイクルを構築する必要があります。

#### (2) 方針

- 国の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、定期点検を実施し、照明の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図ります。
- 更新の時期等に併せて、設置基数や照度等、施設の最適化を図ることを検討します。

#### 4-5-4 河川施設

##### (1) 現状・課題

###### 【準用河川】

施設台帳や点検要領が整備されておらず、効率的な管理のためのメンテナンスサイクルを構築する必要があります。

###### 【調節池】

点検要領に基づき、毎年度出水期（梅雨・台風期）前に定期点検を実施し、附帯する排水ポンプ等の機械設備の修繕を行っていますが、老朽化が進んでいるため、今後計画的に改修をする必要があります。

##### (2) 方針

###### 【準用河川】

○施設台帳や点検要領を整備し、点検結果に基づき計画的な管理を図ります。

###### 【調節池】

○台帳整備及び点検により構造物を把握し、耐震化が必要な場合は、計画を策定し、順次進めていきます。

○点検結果から明らかになった損傷については、損傷原因に応じて主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改修を行います。

#### 4-5-5 雨水貯留施設

##### (1) 現状・課題

点検要領に基づき、毎年度出水期（梅雨・台風期）前に定期点検を実施し、附帯する排水ポンプ等の機械設備の修繕を行っていますが、老朽化が進んでいるため、今後計画的に改修をする必要があります。

##### (2) 方針

○台帳整備及び点検により構造物を把握し、耐震化が必要な場合は、計画を策定し順次進めていきます。

○点検結果から明らかになった損傷については、損傷原因に応じて主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改修を行います。

#### 4-5-6 都市公園

##### (1) 現状・課題

公園管理者による点検を月 1 回、専門の業者による点検を年 2 回実施しており、必要に応じ修繕等の対策を行っています。

しかし、対策が必要となる公園施設は年間 100 件を超えるため、今後は、維持管理にかかるコストの削減を図るなど、より効率的なストックマネジメント手法を確立する必要があります。

## (2) 方針

- 主要部材については予防保全型管理、その他舗装等の土木工作物については事後保全型管理とし、定期点検及び診断の結果から明らかになった損傷の程度に応じて適切な管理を図ります。
- 利用動向、維持運営状況、配置状況、地区の特性等を踏まえた上で、維持管理のコスト縮減が図られるよう、日常的な維持管理の地域住民への委託や公園緑地等の統廃合の実施について検討します。

### 4-5-7 防火水槽

#### (1) 現状・課題

平成 31 年（2019 年）4 月現在、防火水槽の総数は 442 基あり、そのうち設置から 50 年以上経過しているものは 169 基で 38.2%を占めています。また、耐震性防火水槽は 73 基で、耐震化率は 16.5%となっています。

耐震性がなく経年劣化した防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性があります。

また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が難しく、予算上も困難な状況です。

## (2) 方針

- 年 2 回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火用水の確保を図ります。
- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施します。

### 4-5-8 最終処分場

#### (1) 現状・課題

廃棄物処理施設技術管理者や専門業者による日常点検・定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、埋立処分の終了予定である令和 11 年（2029 年）3 月に向けて、悪臭やごみの飛散を防止する中間覆土を実施する必要があります。

## (2) 方針

- 今後の埋立量の推移等を検証しながら、中間覆土を実施し、処分場閉鎖後の跡地利用方法について検討します。

### 4-5-9 上水道管路施設

#### (1) 現状・課題

昭和 50 年（1975 年）3 月の事業開始以降、旧簡易水道組合から引き継いだ老朽管の改良を実施していますが、市内にはまだ多くの老朽管が残存しています。加えて、事業創設期に布設した基幹管路はほとんど耐震適合していないため、計画的に更新を実施しなければなりません。

(2) 方針

- 漏水等で水道管を修繕する場合は、給配水管情報管理システムを活用し、現地で不良箇所を特定し、修繕を実施します。
- 管路の耐震化や老朽化を改善するため、基幹管路の更新や配水管の改良を着実に実施します。

#### 4-5-10 上水道配水施設

(1) 現状・課題

昭和 54 年（1979 年）4 月から配水を開始している下般若・後飛保両配水場の設備は定期的に更新しているものの、今後は財政推計を踏まえ、建築物も含めた更新計画を策定する必要があります。

(2) 方針

- 定期点検及び診断の結果に基づき設備の適切な維持管理及び修繕を実施し、更新については、保安部品供給期限等を考慮した上で実施します。
- アセットマネジメントの考え方にに基づき、適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。

#### 4-5-11 下水道管路施設

(1) 現状・課題

平成 5 年度（1993 年度）に整備を開始した比較的新しい施設で、今後 20 年程度は更新費用が発生しない見込みです。

(2) 方針

- 日本下水道協会の「下水道維持管理指針」に基づき、腐食の可能性のある箇所については、5 年に 1 度の頻度で定期点検を実施します。
- 管路整備時には、地盤の耐震診断を実施し、必要に応じ液状化対策等を適切に実施します。
- 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」に基づき、将来の人口減少や需要の変化を見据え、効率的な施設整備や維持管理を図ります。

## 用語集

＜あ行＞	
維持コスト	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検、調査、補修等に係る費用をいう。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、水道や道路等の都市基盤のこと。
運営コスト	光熱水費や消耗品・備品の購入費等、施設において公共サービスを提供するために必要な費用をいう。
＜か行＞	
減築	利用動向等にに合わせて、規模の過大な施設を縮小し、更新費用やランニングコストを軽減すること。
公共施設等	いわゆるハコモノである公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、ハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、浄水場、汚水処理場等）等のインフラ施設を含む包括的な概念。 本計画では、単に公共施設という場合はハコモノを指す。
更新	老朽化に伴い機能が低下した施設等を建て替え、同程度の機能に再整備すること。建築物の解体・新築、設備の交換。
更新費用	公共施設等の改修・更新に要する費用のこと。
個別施設計画	総合管理計画の下位に位置する計画であり、所管省庁の指針等に基づいた長寿命化計画、維持管理計画等のこと。再配置計画や保全計画も含まれる。
＜さ行＞	
事後保全型維持管理	施設の機能や性能に関する明らかな不具合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。⇔予防保全型維持管理
指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に制限されていた公共施設の管理を営利企業、財団法人、NPO 等の法人やその他の民間団体にも包括的に代行させることができる制度のこと。PPP の手法の 1 つ。
修繕	日常的な維持管理の中で、破損や劣化による不具合が生じている箇所を補修等により、元の状態に戻すこと。
人口ビジョン	人口の現状分析を行い、人口に関する市民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。
ZEB	Net Zero Energy Building の略。 自然エネルギーの活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、エネルギー自立度を高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
＜た行＞	
大規模改修	老朽化した各部位について全面的に改修する工事で、施設の長寿命化に加え、バリアフリー対応等の機能向上に資する内容を含むものをいう。

耐震性	建築物が地震に耐えられる性能のこと。その度合い。耐震指標である Is 値が 0.6 以上ある建築物は、震度 6 強程度の大地震に対しても、倒壊や崩壊の危険性は低いと考えられている。
耐用年数	建築物の寿命としての年数のこと。法定耐用年数、物理的耐用年数、機能的耐用年数、経済的耐用年数の 4 種類がある。
長寿命化	計画的に改修することで、建築物の構造体の劣化進行を遅らせ、長期間使用すること。
転用	施設の従来の利用目的を他の利用目的に変更すること。
統合	機能が重複する複数の施設を 1 つに集約して整備すること。
投資的経費	性質別歳出の一分類で、道路、橋梁、公園、学校、公営住宅等の社会資本整備に要する経費をいい、その支出の効果が単年度又は短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもの。
<は行>	
PFI	Private Finance Initiative の略。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化や公共サービスの向上をめざすもの。PPP の手法の 1 つ。
PPP	Public Private Partnership の略。 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上をめざすもの。指定管理者制度、民間委託、PFI 等。
複合化	機能が異なる複数の施設を 1 つに集約して整備すること。
扶助費	性質別歳出の一分類で、社会保障制度（医療、年金、福祉、介護、生活保護等）の一環として児童・高齢者・障害者・生活困窮者等に対して国・地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。
包括的管理	複数施設の維持管理等の業務を取りまとめることにより効率化を図ること。
<や行>	
有形固定資産 減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標のこと。 数値が高いほど、法定耐用年数に近いことを示しており、資産の老朽度を示す。
予防保全改修	建築物や設備の異常の有無について事前に把握し、劣化が拡大する前に改修を行い、建築物の部材を適切に保全する工事を指す。
予防保全型維持 管理	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいい、突発的な事故や費用発生を減少させることができ、費用の平準化、施設の長寿命化が可能となる。⇔事後保全型維持管理
<ら行>	
ライフサイクルコスト (LCC)	計画・設計・施工から、その建築物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。イニシャルコスト（初期費用）とランニングコストに分けられる。
ランニングコスト	維持コストと運営コストの合計。維持・運営それぞれにかかる人件費を含む。



江南市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

(令和 5 年 3 月更新)

発行 愛知県江南市

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

電話 (0587) 54-1111 (代)

編集 総務部財政課